

平成29年度スポーツ庁委託事業

スポーツ界のコンプライアンス強化事業における
コンプライアンスに関する現況評価の実施

報告書

平成30年3月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

目次

第1章	はじめに	1
1	事業の趣旨・目的	1
2	事業の概要	2
3	事業の実施期間	2
4	事業の実施体制	3
第2章	先行事例調査	5
1	先行文献調査	5
	(1) 調査の観点	7
	(2) 調査方法	8
	(3) 分析結果・考察	8
	(4) まとめ	9
2	海外実地調査	9
	(1) 英国	10
	(2) オーストラリア	12
	(3) まとめ	16
3	国内スポーツ団体における倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況等に係る現況について	16
	(1) 調査事項	16
	(2) 調査方法	18
	(3) 調査期間	18
	(4) 調査対象及び回収率	18
	(5) 調査結果	18
	(6) 考察	23
第3章	スポーツ・コンプライアンス評価指標の開発及び試行	24
1	スポーツ・コンプライアンス評価指標の開発	24
	(1) 論理的枠組み	24

(2) 仮説の設定	25
(3) ヒアリングの実施	28
(4) 開発した指標	29
2 モニタリングの試行	33
(1) 対象	33
(2) 期間	33
(3) 方法	33
(4) 実施結果	37
(5) 考察	42
第4章 今後の展開	43
付 表	46

略語一覧

ASC	Australian Sports Commission (オーストラリア・スポーツ・コミッション)
ASOIF	Association of Summer Olympic International Federations (夏季オリンピック競技国際連盟連合)
IF	International Federation (国際競技連盟)
IOC	International Olympic Committee (国際オリンピック委員会)
JOC	公益財団法人日本オリンピック委員会
JSC	独立行政法人日本スポーツ振興センター
NISU	National Integrity of Sport Unit (ナショナル・インテグリティ・オブ・スポーツ・ユニット (オーストラリアの政府機関))
NF	National Federation (中央競技団体)
NGB	National Governing Body (英国における中央競技団体)
日障協	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
日体協	公益財団法人日本体育協会

第1章 はじめに

1 事業の趣旨・目的

スポーツ統括団体や中央競技団体（以下「NF」という。）をはじめとする各スポーツ団体においてガバナンス体制の構築やコンプライアンスに関する取り組みの強化が求められている。コンプライアンスは、一般に法令遵守と訳されるものの、法令のみならず倫理的・道義的責任の履行を含む概念で捉えられている。

昨今の社会的要請に対し、各スポーツ団体は、コンプライアンス強化に関する取り組みを進める一方、スポーツ選手による暴力、ハラスメント、八百長及びドーピング行為並びに NF 関係者による公的資金の不正受給及び不正経理等をはじめとしたコンプライアンス違反は、以下に示した事例にも見られるように、依然として発生し続けている。

スポーツ団体のコンプライアンスに関わる近年の主な国内事例

- 2018年2月 強化費の不適切申請で出場資格停止
- 2018年1月 代表合宿での暴力により試合自粛
- 2018年1月 ライバルの飲料に禁止薬物
- 2017年11月 選手の大麻所持による処分
- 2017年5月 八百長への加担による生涯出場停止処分
- 2016年4月 違法賭博による無期限出場停止
- 2015年4月 助成金不正受給による団体解散
- 2013年5月 団体理事によるわいせつ行為

スポーツ界における透明性、公平・公正性の確保は、スポーツ活動の基盤であり、その実現のためには、各スポーツ団体で倫理・コンプライアンスに関する規程等を定め、それを着実に運用していくことが必要である。

本事業では、スポーツ団体の倫理・コンプライアンスに関する国内外の先行事例についてまとめるとともに、国内スポーツ団体の関連規程の整備状況を調査し、我が国の現況について確認した上で、コンプライアンス違反が発生すると考えられる各スポーツ団体の活動状況を評価する指標（以下「スポーツ・コンプライアンス評価指標」という。）を開発し、その運用を試行することで、スポーツ界におけるコンプライアンス違反発生を防止するための体制構築に貢献することを目的とする。

一方、我が国のスポーツ界では、アンチ・ドーピングを除き、倫理・コンプライアンスに関わる統一的な規程が定められているわけではなく、各団体は一般法令等を参考にそれぞれ独自の規程を整備している状況にある。そのため、統一規程に基づき各スポーツ団体の状況をモニタリング・評価し、必要な支援を提供するという先進諸国で実践されている取り組みを導入するためには、将来的に我が国独自の統一規程の策定が期待される。本事業では、倫理・コンプライアンスに関する国内の統一規程の策定とその運用体制が未整備という我が国の状況を踏まえ、事業を進め

ることとする。

2 事業の概要

(1) 先行事例の調査

スポーツ団体の組織運営に係る統一的な評価指標に関する諸外国の事例について調査を行う。諸外国の事例に関する情報収集・調査においては、各国政府系スポーツ機関や国際スポーツ団体におけるコンプライアンス関連制度及びその運用に関する情報を収集・分析しつつ、この分野で先進的な取り組みを行っている英国及びオーストラリアの事例について関係者へのヒアリング調査を行う。

(2) 倫理・コンプライアンスに関する規程の整備に係る現況の把握

公的な資源を受給し、かつ、コンプライアンス違反が発生した場合に社会的に甚大な影響を及ぼすことが想定される NF を対象に、倫理・コンプライアンスに関する規程の整備についての現況を網羅的に把握する。

(3) スポーツ・コンプライアンス評価指標の開発

スポーツ界におけるコンプライアンス強化のためには、各スポーツ団体が倫理・コンプライアンスに関する規程等を整備し、関係者の教育を含む規定事項の適切な運用を進めていくことが重要である。そのための自己評価ツールとして、2015年には『NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン』¹（以下『フェアプレーガイドライン』という。）が開発されているが、スポーツ界におけるコンプライアンス違反は依然として発生している状況にある。本事業では、このような指針に沿って組織運営上の諸要件を規程として整備したとしても、現実には様々な内的・外的要因によってコンプライアンス上の問題が誘発され得るという前提に立ち、スポーツ団体の現況に即したコンプライアンス違反が発生する前の状況（関係者の業務状況、組織環境等）を評価するための指標を開発する。NF の中からモデル団体として数団体を選定の上、開発した指標を用いて、当該団体の現況評価を試行する。

(4) 現況評価の実施

開発したスポーツ・コンプライアンス評価指標を活用し、試行的にモデル団体の現況評価を行い、今後の制度的なスポーツ団体の現況評価体制のあり方について検討する。

3 事業の実施期間

平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月

¹ スポーツ団体のガバナンスに関する協力者会議. 平成 26 年度文部科学省委託事業中央競技団体のガバナンスの確立、強化に関する調査研究「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン～NF のガバナンス強化に向けて～」. 2015 年.

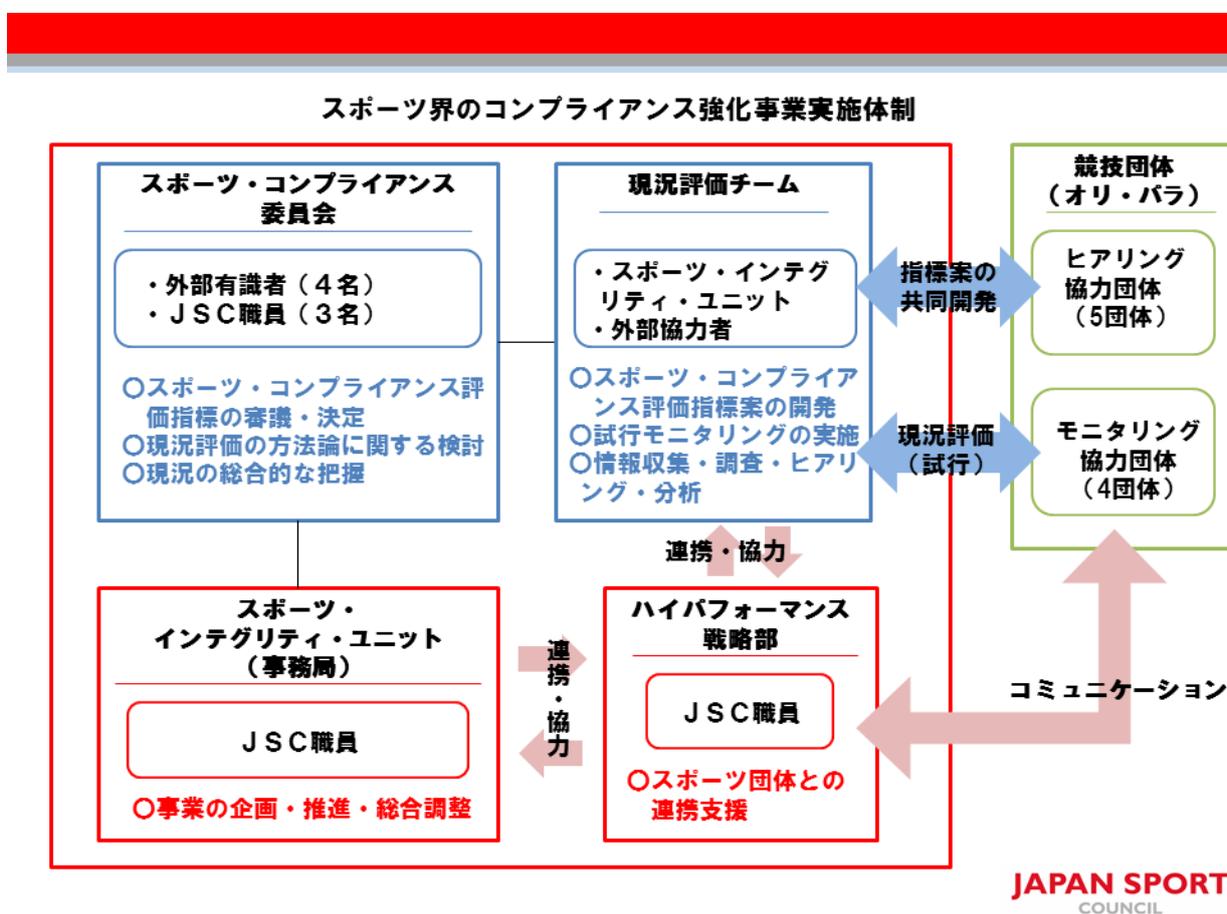
4 事業の実施体制

本事業は、JSC ハイパフォーマンスセンター スポーツ・インテグリティ・ユニット（以下「JSC スポーツ・インテグリティ・ユニット」という。）が実施主体となり、JSC ハイパフォーマンス戦略部やJSC 情報・国際部等の関係部署と適宜連携して行った（図表1-1）。

本事業では、特に指標開発の諮問機関として、国内スポーツ団体、学識経験者等から構成される「スポーツ・コンプライアンス委員会」を設置し（構成は図表1-2のとおり）、4回の委員会を開催した。

スポーツ・コンプライアンス委員会の作業部会としてJSC 職員からなる現況評価チームを結成し、開発したスポーツ・コンプライアンス評価指標に基づき、モデル団体の現況評価を試行的に行った。

図表1-1 「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」実施体制



図表 1-2 スポーツ・コンプライアンス委員会構成

	氏名	役職
委員長	和久 貴洋	JSC ハイパフォーマンスセンター スポーツ・インテグリティ・ユニット長
委員	尾野 恭史	古賀総合法律事務所 弁護士
委員	後藤 英夫	EY アドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社 リスクトランスフォーメーションドメインマネージャー
委員	友添 秀則	早稲田大学スポーツ科学学術院 教授
委員	永井 雅史	公益財団法人日本サッカー協会管理部 インテグリティ・オフィサー
委員	岸 千秋	JSC ハイパフォーマンスセンター 西が丘管理部長
委員	久木留 毅	JSC ハイパフォーマンスセンターハイパフォーマンス戦略部長

(役職は委員就任時のもの)

【審議経過】

① 第1回スポーツ・コンプライアンス委員会

開催日：平成 29 年 11 月 6 日（月）14：00～16：00

会 場：日本スポーツ振興センターハイパフォーマンスセンター
国立スポーツ科学センター 研修室 C・D

② 第2回スポーツ・コンプライアンス委員会

開催日：平成 29 年 12 月 12 日（火）18：00～19：30

会 場：日本スポーツ振興センター本部事務所 特別会議室

③ 第3回スポーツ・コンプライアンス委員会

開催日：平成 30 年 1 月 30 日（火）16：00～17：00

会 場：日本スポーツ振興センター本部事務所 A301 会議室

④ 第4回スポーツ・コンプライアンス委員会

開催日：平成 30 年 3 月 12 日（月）15：00～16：30

会 場：日本スポーツ振興センター本部事務所 特別会議室

第2章 先行事例調査

1 先行文献調査

国内の先行文献では、スポーツのコンプライアンス違反に対するスポーツ団体等による処分の在り方について法的観点からの研究がなされ、モデル規則の提案がなされている²。また、スポーツのコンプライアンス違反の事前防止のためには、スポーツ団体による民主的な団体運営や公正な規程の整備等が必要であることが強調されている³。しかしながら、いずれもコンプライアンス違反に関する制度や手続きの議論が中心であり、本事業の目的である、コンプライアンス違反が発生すると考えられる各スポーツ団体の競技現場や事務局員の業務状況を評価するという点に触れた議論は行われていない。

本事業では海外の先進事例として、英国、オーストラリア及びカナダにおける政府又は政府系スポーツ機関、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）並びに夏季オリンピック競技国際連盟連合（以下「ASOIF」という。）が発行するガバナンス・コンプライアンスに関する規程等に着目し、調査を行った（図表2-1）。

英国、オーストラリア、カナダでは、諸外国に先行するかたちで、スポーツ団体の組織ガバナンスや競技者を含むスポーツ関係者のドーピング、八百長、違法賭博等への関与に対して、政府や政府系機関による予防・対策のための取り組み、また学術面からの分析や評価・検証、政策提言が多く行われてきた。このような背景のもと、近年、スポーツ界のコンプライアンスに関する国内の取り組みを強化・充実させているとともに、国際スポーツ界におけるコンプライアンスの議論において優良事例として位置づけられていることから、これらの国々を、本事業における先進事例の調査対象国に選定した。またこれらの国々では共通して、政府系機関が公的資金をNFに対して分配しており、我が国の状況に近く、参考となる。

英国は、特に2016年以降、国主導で、デジタル・文化・メディア・スポーツ省所管の政府系機関であるUKスポーツ（UK Sport）とスポーツ・イングランド（Sport England）を中心に、国内のスポーツ団体等を対象とした組織ガバナンスの強化に向けた取り組みを実施するとともに、スポーツガバナンスに関する国際的な議論の中心的な役割を担っている。

オーストラリアでは、英国と同様に、政府系機関であるオーストラリア・スポーツ・コミッション（Australian Sports Commission（以下「ASC」という。））が各スポーツ団体にガバナンス強化に向けた統一指標の遵守を求めるとともに、各スポーツ団体のガバナンス、コンプライアンスの状況を毎年評価している。また、2012年に設置されたオーストラリア保健省内のナショナル・インテグリティ・オブ・スポーツ・ユニット（National Integrity of Sport Unit（以下「NISU」という。））が政府機関としてスポーツ界全体の潜在的脅威に対応するための政策を推進するとともに、スポーツ団体におけるスポーツ・インテグリティへの脆弱性の評価を実施しており、本事業のモデルとなると考えられるため、本調査の対象とした。

カナダでは、カナダ民族遺産省が2011年にスポーツ団体が交付金を受給するための要件を満

² 第一東京弁護士会総合法律研究所スポーツ法研究部会編. スポーツ権と不祥事処分をめぐる法実務 スポーツ基本法時代の選手に対する適正処分のあり方. 株式会社清文社. 2013年.

³ スポーツにおけるグッドガバナンス研究会編. スポーツガバナンス実践ガイドブック. 株式会社民事法研究会. 2014年.

たしているかを評価するツールを発行し、同省所管の政府系機関であるスポーツ・カナダ (Sport Canada) がその評価を実施する取り組みが行われているため、本調査の対象とした。

また、国際スポーツ組織においても、各国においてスポーツ分野に多くの公的支援がある一方、組織的な汚職が絶えない状況が問題視されており、統括団体において傘下のスポーツ団体のガバナンス・コンプライアンス強化に向けた取り組みが発表されている。IOC は、2014 年に採択されたオリンピック・ムーブメントの改革プランである『オリンピック・アジェンダ 2020 (Olympic Agenda 2020)』⁴において、スポーツのインテグリティ及び信頼性を守るために、各国のオリンピック委員会やスポーツ団体に対して、IOC が 2008 年に策定したガバナンスの統一基準への遵守を呼びかけ、そのための支援ツールを発表している。同様に、ASOIF は、加盟する夏季オリンピック競技の国際連盟のガバナンス・コンプライアンスの状況进行评估するために、2015 年にタスクフォースを立ち上げ、各団体の現況評価を行っている。

⁴ International Olympic Committee. Olympic Agenda 2020. 2014.

https://stillmed.olympic.org/Documents/Olympic_Agenda_2020/Olympic_Agenda_2020-20-20_Recommendations-ENG.pdf
(最終閲覧日：2018 年 3 月 22 日)

図表 2-1 先行事例調査の対象とした規程等の概要

国名等	発行組織	規程等	発行の趣旨
英国	UK スポーツ／スポーツ・イングランド	A Code for Sports Governance (2016)	英国政府のスポーツ推進計画『スポーティング・フューチャー (Sporting Future)』(2015) を踏まえ、スポーツへの公的資金投資による価値の保護及びそれらの投資の最大化のため同規程を策定。
オーストラリア	オーストラリア・スポーツ・コミッション (ASC)	Mandatory Sports Governance Principles (2015)	ASC は、公的資金の受給への説明責任として不可欠なプロセスとして、年次スポーツパフォーマンスレビューを通じて、NF のコンプライアンス状況を点検。同原則の遵守状況を評価。
	ナショナル・インテグリティ・オブ・スポーツ・ユニット	Sports Integrity Threat Assessment (2013)	NF におけるスポーツ・インテグリティの脆弱性を自己評価するための調査票。
カナダ	スポーツ・カナダ	Sport Funding & Accountability Framework (2011)	カナダ民族遺産省がスポーツ・カナダによる交付金を受給するための要件を満たしているかを評価するツール。
国際スポーツ組織	国際オリンピック委員会 (IOC)	Basic Universal Principles of Good Governance of the Olympic and Sports Movement (2008)	第 13 回オリンピック・ kongress (2009 年) で承認されたオリンピック及びスポーツ・ムーブメントの構成員に関するグッドガバナンスの基本原則。IOC 倫理規程に同原則の尊重について規定。
	オリンピック夏季大会競技団体連合 (ASOIF)	ASOIF Governance Task Force International Federation Self-Assessment Questionnaire (2016)	ASOIF ガバナンス・タスクフォースが作成した各国際競技連盟による自己評価調査票。2016 年 4 月の ASOIF 総会において内容が承認され、翌 2017 年に調査結果が報告されている。

(1) 調査の観点

対象とした規程等を調査するにあたり、各規程がどのような性格を有しているかという観点から分析を行った。その後、スポーツ団体の組織運営に関する統一的な評価指標を検討するために

有益と思われる評価指標の内容を分析した。

(2) 調査方法

各規程の内容を、公益団体としての必須事項⁵、スポーツ団体としての必須事項、その他（人材育成、専門養成等）の3つに分類し、整理した。

また、政府系機関（英国、オーストラリア、カナダ）と国際スポーツ組織（IOC、ASOIF）の二階層に分け、各規定の内容を分析した。

これらの情報から、ガバナンス・コンプライアンス強化に関する政府系機関及び国際スポーツ組織の取り組みについて分析を行った。

(3) 分析結果・考察

① 各規程の性格に関する考察

各規程の性格に着目すると、「憲章、規程、原則の策定・施行」と「スポーツ団体等に対する自己評価指標の提供」に分類できる。

また、憲章、規程、原則については、それぞれ国や当該機関が定める上位に位置する政策や計画を踏まえたものとして策定されている（図表2-2）。

図表2-2 規程等の性格とその上位計画

分類	規程等	上位計画等
憲章、規程、原則の策定・施行	A Code for Sports Governance (Sport England & UK Sport, 2016)	Sporting Future (英国政府、2015)
	Mandatory Sports Governance Principles (ASC, 2015)	Australia's Winning Edge 2012-2022 (ASC)
	Sport Funding & Accountability Framework (Sport Canada, 2011)	Sport Support Program (カナダ遺産省) ⁶
	Basic Universal Principles of Good Governance of the Olympic and Sports Movement (IOC, 2008)	IOC 倫理規程において、尊重すべき条項として規定される ⁷ 。
自己評価指標の提供	Sports Integrity Threat Assessment (NISU, 2013)	
	ASOIF Governance Task Force International Federation Self-Assessment Questionnaire (ASOIF, 2016)	

⁵ 『公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律』を参考に、分析枠組みを策定した。

⁶ Government of Canada. National Sport Organization – Sport Support Program. <https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/funding/sport-support/national-organization.html> (最終閲覧日：2018年3月22日)

⁷ 国際オリンピック委員会. 日本オリンピック委員会訳. Ethics 2012 倫理規程. http://www.JOC.or.jp/olympism/ethics/pdf/ethics2012_j.pdf (最終閲覧日：2018年3月22日)

② 分類ごとの内容分析

i 憲章、規程、原則の内容

- 政府系機関が発行する文書の趣旨として、公的資金の受給要件の重要性が強調されている。IOC においては、政府との協働とスポーツの自治とのバランスが強調されていた。
- 各規定の記載内容の属性から、a)組織構造・運営・財務、b) 理事会、c) 規程、d) スポーツ開発、の4つに分類できると考えられる（付表1）。
- また、英国は公的資金の受給額と交付金の性格（一度限りのプログラムか長期プロジェクト（年間、複数年にわたるもの等）への交付か否か）に応じて3階層の要件を定めている一方、オーストラリア、カナダ、IOCは複数の階層を設けず、統一的な規程として定めていた。

ii 自己評価指標の内容

- ASOIF は国際競技連盟（以下「IF」という。）に、NISU はターゲットのスポーツ団体に対してスポーツ・インテグリティに関する自己評価を行う指標を提供している。スケールは5段階となっていた（付表2、3）。
- ASOIF の指標は、IOC の原則と類似した評価指標を提供していることが認められた。NISU の指標は、八百長、薬物、違法賭博に関する事項に焦点化されていることが認められた。

（4）まとめ

各規程の性格から、「憲章、規定、原則の策定・施行」と「自己評価指標の提供」との2つに分類した。

ここでの調査から、海外の政府及び政府系機関、IOC並びにASOIFがスポーツ団体の組織運営に関する現況を評価するため、規程等の整備とその運用状況に着目していることが判明した。

一方、公開情報に基づくこの調査では、規程等の整備状況をどのような体制で観察しているのかについては判明しなかった。また、本事業の目的としているスポーツ団体の現況に即したコンプライアンス違反が発生するリスクが高まる状況に焦点化したモニタリングを実施しているか否かについても判明しなかった。従って、訪問調査において更なる情報収集を行うこととした。

2 海外実地調査

先行事例調査において公開情報を用いて調査した海外機関のうち、英国とオーストラリアの関係機関を現地訪問し、ヒアリング調査を行った。いずれも政府又は政府系機関が主導してスポーツ団体のガバナンス、コンプライアンスに関する統一的な基準を定めるとともに、政府系機関が定期的に公的資金の受給団体の状況をモニタリング・評価しており、「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」が目指す環境整備のモデルとして参考となるといえる。

(1) 英国

① 調査概要

英国政府は2016年5月、公的資金（政府資金、ナショナルロタリー資金）の受給を求めるスポーツ団体等は、今後策定されるスポーツガバナンス規程を遵守しなければならないとするスポーツガバナンス憲章（A Charter for Sports Governance）を発表した。そして、UKスポーツとスポーツ・イングランドは、2016年10月、合同で策定したスポーツガバナンス規程（A Code for Sports Governance）を発表した。この規程では、公的資金の受給を希望する団体の団体規模、活動内容、資金規模等から三区に分け、それぞれの区分で満たさなければならない、団体運営の透明性や説明責任、財務の健全性等に関する、世界で最も先進的な水準が示された。

今回のミーティングでは、スポーツガバナンス規程が施行された2017年4月以降のUKスポーツとスポーツ・イングランドの取り組みやスポーツインテグリティに関する国際動向に関する情報収集、我々が開発しているスポーツガバナンス・コンプライアンスのモニタリング指標に関する情報交換・意見交換を行った。

② 調査内容

i UK スポーツ

a 背景

近年、英国の中央競技団体（以下、「NGB」という。）では、選手選考や不適切行為（暴力・暴言、ハラスメント）、パラリンピック競技者のクラス分け、ドーピング、医療行為等による、アスリートのウェルフェア（幸福、福祉）に関する問題が発生してきた。

これまで、より多くのメダルを獲得することで国を鼓舞するということを目指していたが、国際競技力向上の基盤となるアスリートのウェルフェアを見直す時機となっている。

b 活動方針・方向性

UKスポーツのインテグリティ機能は、スポーツ団体の組織ガバナンスの改善を対象としている。ガバナンスをケアする理由は、公的資金は効果的な統治・管理がなされている団体に投じられなければならない、また組織としてのパフォーマンス発揮に対して可能な限り最高の機会を提供するために、組織のより良いガバナンスの実現を支援している。

NGBの自治（事業等の判断・決定を自ら行うこと）を守ることと、権限を調整・規制することのバランスを取ることが重要である。良いポリシーがあっても、政治的手続きや判断が良くない場合があり、UKスポーツはNGB自身で解決できるよう支援している（スポーツ・インテグリティに係るNGBへのアプローチは、慎重に考えている面が窺える）。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた2016年から2020年の4年間の投資ポリシーに則った公的資金の投資が開始されている。「公的資金受給団体における世界トップレベルのプロフェッショナル水準、組織水準、倫理的行動水準を推進し、支援する」というミッションのもと、5つの戦略を持って活動している。

UKスポーツは、特にティア3に区分されるNGBを対象としている。なお、2017年末時点で、

ティア 3 (100 万ポンド (約 1.6 億円) 以上の公的資金を受給) の NGB 58 団体のうち、55 団体がスポーツガバナンス規程の 58 要件すべてを遵守している状況にある。

c 体制

ガバナンス・リーダーシップチームは、Simon Morton チーフ・オペレーティング・オフィサー以下、ヘッドを筆頭に 4 名のガバナンスマネジャー、5 名のスタッフの計 10 名からなる。

NGB の経営層に対して、コンサルティングや法務、財務、テクニカル面のサポートを提供している。すべてのサポート業務を、UK スポーツに所属するスタッフが担っている。

d 支援、サービス提供

いくつかの NGB は、ガバナンスマネジャーを設置しているが、多くの NGB はチェアパーソンやチーフエグゼクティブがガバナンス担当の役割を担っている。中には、スポーツガバナンス規程施行後のガバナンスアクションプランの策定期間中、週に 3 日から 4 日、ガバナンスに関する業務のみに従事していたチーフエグゼクティブもいた。

UK スポーツのガバナンスマネジャーが複数の NGB を担当し、メールや電話で毎日やり取りを行っている。

また、年に 5 回、チェアパーソンやチーフエグゼクティブを対象としたワークショップ等を実施している。情報共有やネットワークキングが重要であると考えている。

スポーツ界のインテグリティ (ガバナンス) の保護への影響という観点では、チーフエグゼクティブや理事会は影響力や権限を有しているため、理解を得ることは重要である。

今後の活動としては、NGB のポリシー策定、NGB へのコンサルテーション、ワールドクラスプログラムに関する事案マネジメント、NGB のヘルス・カルチャー・チェック等を推進していくことを予定している。

e 連携・協働

ホーム・カントリーネーション・スポーツ・カウンシル (スコットランド、ウェールズ、北アイルランドのスポーツ評議会) も UK スポーツのガバナンスチームと類似の機能を有しており、年一回、情報共有の場を設けている。

f その他

インテグリティは非常に複雑な分野であり、対話・会話も容易ではない場合もある。また、影響力もある。これは、ネガティブな影響も与え得るということも含んでいる。

ii スポーツ・イングランド

a 活動方針・取り組み

スポーツ・イングランドは、NGB やチャリティ団体、大学等を通じて、スポーツ活動のエンドユーザーのための投資を行っている。ガバナンスに関する詳細な状況は、団体の規模や種類によ

って異なるものの、中核的な原則は UK スポーツのものと同じである。

b 体制

スポーツ・イングランドのガバナンスチームは、ヘッド、ガバナンスマネージャー（2名）、ガバナンスオフィサー（1名）の計4名からなる。

ヘッドは、公的資金受給団体のチェアパーソンやチーフエグゼクティブ、理事会に対して助言を行い、ガバナンスマネージャーは、ディレクター等が相手となる。

c 支援、サービス提供

スポーツ・イングランドは、公的資金受給団体の所有権（オーナーシップ）はあくまでその団体にあるという前提に立ち、その団体のビジネスをサポート・支援するためのガバナンス支援を行っている。

受給額が25万ポンド（約4,000万円）以下となるティア1の団体は、500団体以上あり、遵守しなければならないガバナンス要件は7項目ある。

受給団体の中には、大学やチャリティ団体等、非スポーツ団体もあり、団体を運営する上で満たさなければならない別の要件がある。その場合は、既存の別要件とスポーツガバナンス規程の要件を照らし合わせ、補完するかたちで運用されている。

公的資金受給団体のガバナンス・コンプライアンスの向上に向けては、各団体とのコンサルテーションや対話、教育が重要となる。ただし、一つの方法をすべての団体に適用することはできない。

d その他

スポーツガバナンス規程の策定・施行により、英国では NGB 等が各団体の重要な規程の改訂等を進めている。まだ規程改訂が勧められたばかりであるため、組織文化への影響は効果が現れるまでに時間を要するとみられている。

（2）オーストラリア

① 調査概要

オーストラリアは、英国と並びスポーツ・インテグリティの分野において先進国とされている。2011年の『スポーツにおける八百長に関する基本方針』に基づき連邦政府保健省に設置されたナショナル・インテグリティ・オブ・スポーツ・ユニット（NISU）は、八百長・違法賭博の脅威の程度及びその他の不正・汚職の発生可能性等、スポーツ界全体の脅威、コンプライアンス違反発生可能性を評価している。スポーツ団体に対して資金援助を行っている政府系機関のオーストラリア・スポーツ・コミッション（ASC）は、ガバナンスに関する原則、ガイドラインを策定し、スポーツ団体に対してそれへの遵守を求めるとともに、取り組みが遅れているスポーツ団体に対してはガバナンス強化に向けた支援プログラムを提供している。いずれの団体も評価基準を策定し、それに基づき各スポーツ団体の現況を評価、その後スポーツ団体へ結果をフィードバックす

るとともに必要に応じて支援を提供するというサイクルを採用しており、本事業の目指すモデルとなる。以下、調査内容の概要をまとめる。

② 調査内容

i ナショナル・インテグリティ・オブ・スポーツ・ユニット (NISU)

a 組織概要

オーストラリア連邦政府保健省に設置された政府系機関。ドーピング、八百長、その他の不正・汚職等からオーストラリアのスポーツ・インテグリティを保護することを目的とした、全国的な監視、スポーツ団体のモニタリング、各種調整を行うとともに、オンライン教育ツールの提供等の支援を行う。

b 活動内容

各スポーツ団体のインテグリティへの脅威に対する脆弱性を評価、可視化することを目的に、警察の目標優先付手法を援用して開発された「Sport Integrity Threat Assessment Methodology (SITAM)」を用い、各スポーツ団体を八百長、競技力向上薬物の使用、組織犯罪の介入、違法薬物への対応、ガバナンスの脆弱性、監視体制、財務状況の観点から評価を行う。評価にあたってはアンケートを用いた各団体の自己評価に基づく情報と、警察のインテリジェンス情報や国内外の賭博市場の動向等の情報を組み合わせ、各スポーツ団体が置かれた脅威の状況、組織の脆弱性を点数化する。その際、警察機構、賭博関連組織、財務、組織運営等の10名の専門家により構成される評価パネルを設置し、質的情報も踏まえながら点数化を行っている。アンケート結果等が自動的に点数化される仕組みではない。

賭博の対象になりやすいオリンピック競技及びラグビー等の大規模スポーツの団体を重点的にモニタリングしており、平成30年2月現在、脅威、脆弱性の度合いが高い5団体を再評価している途中とのことである。

作成された評価レポートは該当のスポーツ団体のみフィードバックされ、他団体には共有されない。必要があれば、NISU から財政支援をして、スポーツ団体が法律やガバナンス強化の専門家を一時的に雇用することを支援する。

NISU の各スポーツ団体のコンタクト先は、各団体のインテグリティ・ユニットとなるが、その設置がない場合は事務局長等にコンタクトする。なお、オーストラリアのスポーツ団体において、インテグリティ・ユニットの設置は必須事項ではないとのことである。

c 実施体制

NISU には総勢14名のスタッフが在籍し、八百長・違法賭博対策の他、アンチ・ドーピング、違法薬物の啓発、オンライン教育ツールの運営等を行っている。現在、オーストラリア犯罪情報委員会 (Australian Criminal Intelligence Commission (以下「ACIC」という。)) と契約し、ACIC からスタッフ1名が出向中である (NISU が契約金をACICに払う内容である)。ACICは警察組織に属するため、各種犯罪事例等のデータベースにアクセスができる。また、賭博市場の動向モニ

タリングでは世界大手の Sportradar 社と契約し、八百長につながる賭け率の異常な変動等の情報も得ている。このように、NISU はスポーツ界だけでは収集することができない様々な部類の情報の収集と分析を行っており、そのために必要な専門スタッフを配置している。

d その他

現在オーストラリアでは、連邦政府によるスポーツ計画策定の一環として、スポーツ担当大臣の主導によりオーストラリアのスポーツのインテグリティ状況の評価が平成 29 年 8 月より進められている⁸。

このレビューは、海外の違法賭博、八百長、ドーピング等を含む、オーストラリアのスポーツに対する国内外の脅威の状況、未来のチャレンジを検証することを目的とするものである。レビューは特に以下の観点に着目して進められている：

- ・ 今日的なドーピングの脅威に対するオーストラリア・スポーツ・アンチ・ドーピング機構 (Australian Sports Anti-doping Authority) 及びオーストラリアのスポーツ団体の対応能力
- ・ 2011 年の「八百長に関する基本方針」の有効性、特に欧州評議会のスポーツにおける不正操作防止条約 (Convention on the Manipulation of Sports Competitions ; 2014 年成立) への批准並びに八百長対策法の立法の利点について
- ・ 賭博に関係したスポーツ界の汚職を効果的に検知、対応するための公式なナショナルプラットフォーム設置の利点について
- ・ アンチ・ドーピング違反及びその他のインテグリティ案件を審理する唯一の独立組織としての、ナショナル・スポーツ・インテグリティ裁判所設置の利点について

今回のレビューは、何らかの重大なインテグリティに対するインシデントの発生が背景にあったわけではなく、NISU がこれまで収集し分析した情報をもとに大臣によるレビューの必要性を説いた結果、実施されることになったとのことである。これがカバーする領域は多岐にわたり、「アンチ・ドーピング体制の機能強化」、「賭博市場に対する対策」、「汚職問題への対応」等に関する連邦レベルでのあるべき姿が報告書としてまとまる予定とのことである。

ii オーストラリア・スポーツ・コミッション (ASC)

a 組織概要

ASC のミッションは、オーストラリア国民のスポーツ参加率の向上と競技力向上である。その達成に向けて、主としてオーストラリア政府のスポーツ政策に則ったプログラムの実施、スポーツ団体に対する財政支援、オーストラリアにおけるスポーツ界の連携促進を行なっている。スポーツ団体から独立した 10 人から 12 人のメンバーによる理事会により組織経営がなされている。

⁸ Australian Government Department of Health. Media Release: Review into integrity of Australian sport. [http://www.health.gov.au/internet/ministers/publishing.nsf/Content/54BBB239BD1EA71FCA25817400837B01/\\$File/GH076.pdf](http://www.health.gov.au/internet/ministers/publishing.nsf/Content/54BBB239BD1EA71FCA25817400837B01/$File/GH076.pdf) (最終閲覧日：2018 年 3 月 22 日)

スポーツ・ガバナンス・チームは、「スポーツ産業成長部」の下に設置されている。5名体制であるが、現在1名欠員の状態である。主にNF評価とNFにおけるガバナンス改善を担当している。毎年64のスポーツ団体の評価及び支援活動を行っている。

b 活動内容

スポーツ・ガバナンス・チームの業務は、「Sport Governance Framework」に則り、実行される。これは、「A: Principles」→「B: Compliance」→「C: Support」→「D: Leadership」→「A: Principles」→・・・、というサイクルで進められる業務のフレームワークである。

「Principles」は、各スポーツ団体が遵守すべき原則、ガイドラインを策定する作業である⁹。これらは、各スポーツ団体からフィードバックをもらいつつ、ASCが独自に策定する。これらはどの団体も必ず遵守しなければならない必須項目と、スポーツ団体として遵守すべき標準となる条項、遵守することが望ましいベストプラクティスにレベル分けされ、より多くの財政支援を受ける場合は最上の遵守状況が求められる。

「Compliance」は、各スポーツ団体の原則・ガイドラインの遵守状況を、定款・規約等の公式文書の精査と、CEO等へのインタビュー情報から評価する作業となる。対象は64のオリンピック・パラリンピック競技等のスポーツ団体で、遵守・履行の状況が毎年評価される。この評価は、評価指標の各項目が「遵守・運用されている」「規程等が整備中である」「実態無し」の三段階で点数化され、その合計が総合評価としてレポートにまとめられる。評価結果は各スポーツ団体にフィードバックされるが、公表はされない。

「Support」は、各スポーツ団体の原則・ガイドラインの遵守状況評価に基づき、より上位の遵守状況に導くための支援活動であり、最も重要で時間をかけて行われている活動とのものである。具体的にはガバナンス、コンプライアンスの専門家の雇用支援、法務、財務事項等への助言等が挙げられる。無料のサービスとして「理事会評価 (Board Review)」がある。これは各スポーツ団体の理事会に対して、ガバナンスの理論、ベストプラクティスを学ぶワークショップを最初に提供し、それに基づき各団体のガバナンス状況を理事会と共に評価、その後あるべき状況と現状のギャップを認識し、それを埋めるための改善プランを再び理事会と共に検討するというプログラムで、毎年20団体から25団体から要望がある人気のサービスであるとのこと。

「Leadership」は、連邦レベル、州レベルの様々な階層の政府組織等と各スポーツ団体との協働を促すことである。各スポーツ団体への支援に回せるリソースは無尽蔵ではないため、連邦レベル、州レベル、地方レベルの各政府に既存の様々なプログラムを活用して、各スポーツ団体の支援を進めることになる。ASCはそのための各種調整を行う。

c 実施体制

スポーツ・ガバナンス・チームには5名のスタッフが所属（現在1名欠員）しており、毎年64

⁹ 2002年に策定された「Sport Governance Principles」（最新版は2012年発行）、2015年に必須事項をまとめた「Mandatory Sports Governance Principles」、2016年に各スポーツ団体からのフィードバックを得てまとめた提言集の「Governance Reform in Sport」の3つが発行されている。

のスポーツ団体の評価と支援を行っている。ディレクターは元々オーストラリア・ラグビー・リーグでガバナンス担当ディレクターをしていた人物であり、この分野の専門家といえる。

(3) まとめ

以上、英国とオーストラリアの事例を整理してきた。いずれの場合も、政府または政府系機関が、スポーツ団体が遵守・履行すべき原則を策定し、その状況をモニタリングするとともに、より良い状態に促すための支援活動を提供していることがわかる。また、政府系組織に専門の部署が設置されるとともに、専門知識を有するスタッフが配置されて業務にあたっていることがわかった。これら先進的な事例を参考に、我が国のスポーツ界におけるコンプライアンス強化をどのような体制で進めて行くべきか、その際の各関係団体の責務はどうすべきかについて、更に検討を進める必要があるだろう。

3 国内スポーツ団体における倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況等に係る現況について

公的な資源を受給し、かつ、コンプライアンス違反が発生した場合に社会的に甚大な影響を及ぼすことが想定される NF を対象に、倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況等について現況把握のための調査を行った。

(1) 調査事項

各スポーツ団体が倫理・コンプライアンスに関する規程等を整備し、関係者の教育を含む規定事項の適切な運用状況等を自己評価するツールとして『フェアプレーガイドライン』が策定された。NF の組織運営に関する参考情報を網羅的に収集するため、『フェアプレーガイドライン』で示された NF のガバナンス強化に向けたガイドライン項目等を参考としつつ、倫理・コンプライアンスの保持に関し基盤となるものとして、倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況、倫理委員会、相談窓口体制及び教育啓発活動に焦点化し、次の①～④の質問項目を設定した。また、本事業で開発したスポーツ・コンプライアンス評価指標の試行について、実施対象団体の拡充を検討するための参考情報を得ることを目的に⑤の質問項目を設定した。

① 倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況について

『フェアプレーガイドライン』では、NF は、社会における活動主体として適用対象となる法令を遵守することが必要であること及び競技者、指導者、事務局員等の NF の構成員以外にも、スポンサー、メディア、ファン等の多様な利害関係者に影響を及ぼす極めて公共的な団体であり、高度に倫理的な行動が求められる¹⁰と論じている。また、人によって行使される内容に相違の無いよう適切なルールを整備するとともに、このルールに従った組織運営の必要性が論じられている

¹⁰ スポーツ団体のガバナンスに関する協力者会議、平成 26 年度文部科学省委託事業中央競技団体のガバナンスの確立、強化に関する調査研究「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン～NF のガバナンス強化に向けて～」. 2015 年, pp. 29-30. (以下、『フェアプレーガイドライン』という。)

11. このような NF の倫理的な営みの基礎となる倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況及びその内容を網羅的に把握することとした。また、スポーツ団体の運営に関する透明性を把握する観点から倫理・コンプライアンスに関する規程の公表状況についても調査することとした。

② 倫理委員会について

『フェアプレーガイドライン』では、「懲罰処分や、紛争解決を図る上では、NF の自主的な規律維持とステークホルダー（利害関係者）の権利利益の性質に応じた懲罰機関や紛争解決機関の設置と手続規程の整備が必要」¹²であり、「当該 NF の実情に照らして、独立・中立かつ専門性を有する懲罰機関や紛争解決機関（裁定委員会、倫理委員会等）を NF 内の規程や諸規則において具体的に定め、さらに、これらの機関の手続きが定められていることが必要」¹³と論じている。そのため、各 NF の倫理委員会の設置の有無及びその具体的な所掌事項について調査し把握することとした。また、コンプライアンス違反事例発生に際し、「事実調査、原因究明、再発防止策の提言に当たっては、様々な不祥事に対応したことある経験豊富な有識者の関与が実効的な危機管理」¹⁴とはならず、弁護士等の有識者を内部調査委員会や再発防止委員等の委員とすることの必要性を論じている。そのため、外部有識者を倫理委員会の委員にすることに関する規定の有無や実際に外部有識者を倫理委員会の委員に加えているか否かについて調査することとした。

③ 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の設置状況等について

『フェアプレーガイドライン』では、倫理規程で定めるスポーツの結果に影響を及ぼす不正行為の排除を目的とした情報収集の手段として相談窓口設置の有用性を論じている。また、どのようなコンプライアンス違反事項を対象としているかを調査するとともに、その情報管理体制や二次被害の防止対策の現状を把握する観点で、相談窓口を事務局内で又は外部機関に委託して運営しているかについても調査することとした。

④ 倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動（ドーピングの防止に関するもの以外）等について

『フェアプレーガイドライン』では、暴力行為やセクハラ・パワハラ行為が疑われる場合の備えの一つとして研修等の啓発活動を積極的に行うべきであることを論じている¹⁵。また、倫理・コンプライアンスに関する規程を整備したとしてもその適切な履行には関係者の理解が不可欠であるため、教育啓発活動の実施状況を調査することとした。

なお、ドーピングの防止に関しては、『日本アンチ・ドーピング規程』が統一的な基準として存立しており、かつ公益財団法人アンチ・ドーピング機構を中心に NF とが一体となって教育啓発に取り組んでいる現状があるため、NF の独自の取り組みに関する実態を把握する趣旨から調査

¹¹ 『フェアプレーガイドライン』。前掲箇所。

¹² 『フェアプレーガイドライン』。p. 126。

¹³ 『フェアプレーガイドライン』。p. 126。

¹⁴ 『フェアプレーガイドライン』。p. 186。

¹⁵ 『フェアプレーガイドライン』。p. 173。

対象よりドーピング防止に関するものは除くこととした。

⑤モニタリングについて

本事業で用いた評価指標の試行について、実施対象団体の拡充を検討するための参考情報を得るため NF によるモニタリングの実施実績、有用性及び第三者によるモニタリングへの参加意向を調査することとした。

(2) 調査方法

JSC より各 NF に対して調査協力依頼文（回答先 URL を記載）及び調査票（付表 4 のとおり。オンラインフォームと同内容）を同封し、封書にて送付した。原則として、インターネットで回答先 URL にアクセスし、オンラインフォームでの回答を依頼した。ただし、要望に応じて、回答を記載した調査票の郵送又は同票のメール添付による回答を受け付けた。

(3) 調査期間

平成 30 年 3 月 3 日（土）～3 月 15 日（木）

ただし、未回答の NF には、3 月 15 日（木）以降に JSC より個別に連絡をし、3 月 22 日（木）まで回答を受け付けた。

(4) 調査対象及び回収率

公益財団法人日本体育協会加盟（以降「日体協」という。）（準加盟含む）及び公益財団法人日本オリンピック委員会（以降「JOC」という。）加盟（準加盟、承認団体含む）並びに公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「日障協」という。）登録及び加盟の NF 計 142 団体（内訳は付表 5-1、5-2 のとおり）を対象に調査を行った。

回答団体数及び回収率は図表 2-3 のとおり。

図表 2-3

対 象	団体数	回答団体	回答率
日体協（準加盟含む）及び JOC 加盟（準加盟、承認団体含む）NF（以下「日体協及び JOC 加盟等団体」という。）	72 団体	65 団体	90.3%
日障協登録及び加盟 NF（以下「日障協登録等団体」という。）	70 団体	42 団体	60.0%

(5) 調査結果

①倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況について

日体協及び JOC 加盟等団体において倫理・コンプライアンスに関する規程を「整備済みである」と回答した割合が 75.4%であった。また、「整備済みであり、改正の作業を現在行っている」

が 18.5%であり、合計して 93.9%と高水準であった。日障協登録等団体においては「整備済みである」と回答した割合が 66.7%であり、「整備済みであり、改訂の作業を行っている」が 16.7%であった。それぞれを合計すると 83.4%となり、同じく高水準であることが分かった。

現行の倫理・コンプライアンスに関する規程の内容としては、日体協及び JOC 加盟等 NF 並びに日障協登録等団体ともに「倫理規程」と回答した割合が 80%を超える割合で最も多かった。

倫理・コンプライアンスに関する規程における規定の種類では、日体協及び JOC 加盟等団体並びに日障協登録等団体それぞれにおいて「ドーピングの禁止」と「ハラスメント（暴力、セクハラ等）の禁止」が 90%を超えて高水準である一方、「試合の不正操作の禁止」については、50%に満たない割合であった。

倫理・コンプライアンスに関する規程の公表状況は、日体協及び JOC 加盟等団体における「全て公表している」又は「一部を公表している」と回答した割合の合計が 70%を超えたのに対して、日障協登録等団体では同割合について 50%を下回った。

1-(1) 倫理・コンプライアンスに関する規程の整備（一つ選択）

選択肢	日体協・JOC		日障協	
	回答数	%	回答数	%
1 規程は整備済みである。	49	75.4	28	66.7
2 規程は整備済みであり、改定の作業を現在行っている。	12	18.5	7	16.7
3 規程は未整備であり、今後作成する予定である。	4	6.2	5	11.9
4 規程は未整備である。	0	0.0	2	4.8
合計	65	100.0	42	100.0

1-(2) 現行の倫理・コンプライアンスに関する規程はどのようなものですか。以下の中に該当すると考えられる規程を回答してください。（複数回答可）

選択肢	日体協・JOC		日障協	
	回答数	%	回答数	%
1 倫理規程	53	86.9	30	85.7
2 倫理委員会規程	33	54.1	13	37.1
3 行動規範	29	47.5	26	74.3
4 選手派遣規程	12	19.7	20	57.1
5 相談窓口規程	32	52.5	11	31.4
6 処分規程	30	49.2	18	51.4
7 その他	15	24.6	8	22.9

1-(3) 倫理・コンプライアンスに関する規程で以下の事項については規定していますか。（複数回答可）

選択肢	日体協・JOC		日障協	
	回答数	%	回答数	%
1 ドーピングの禁止	56	91.8	33	94.3
2 違法薬物の禁止（大麻等違法薬物）	43	70.5	27	77.1
3 違法賭博の禁止（違法カジノ等）	33	54.1	22	62.9
4 反社会的勢力との関わり禁止	46	75.4	32	91.4
5 ハラスメントの禁止（暴力、セクハラ等）	58	95.1	35	100.0
6 差別の禁止（人種差別等）	35	57.4	20	57.1
7 試合結果の不正操作の禁止	25	41.0	11	31.4
8 適正な経理処理	53	86.9	29	82.9
9 私的な利益追求の禁止（横領、背任等）	44	72.1	24	68.6
10 関係法令の遵守	50	82.0	30	85.7
11 規程違反があった場合の罰則	50	82.0	25	71.4
12 その他	3	4.9	3	8.6

1-(4) 倫理・コンプライアンスに関する規程をホームページで公表していますか。(一つ選択)

選択肢	日体協・JOC		日障協	
	回答数	%	回答数	%
1 全て公表している。	38	62.3	9	25.7
2 一部を公表している。	9	14.8	7	20.0
3 公表していない。	14	23.0	19	54.3
合計	61	100.0	35	100.0

②倫理委員会の設置について

日体協及びJOC加盟等団体において、倫理委員会を「設置済み」と回答した割合が84.6%であった。一方、日障協登録等団体においては、42.9%と半数に満たなかったが、「設置準備」や「今後行う予定」との回答が5割ほどを占め、今後取り組みが強化されることが予想される。

倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えているかについては、日体協及びJOC加盟等団体において61.8%が「加えている」と回答した一方、日障協登録等団体においては「加えている」と回答した割合が44.4%と半数に満たなかった。

倫理委員会の所掌事項については、日体協及びJOC加盟等団体並びに日障協登録等団体ともに、「倫理・コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃」、「懲戒手続き（調査、聴聞等）の実施」及び「懲戒の可否及び内容の決定又は勧告」それぞれの割合が50%を超えた。

2-(1) 倫理委員会（倫理・コンプライアンスに関する事項を取り扱う委員会。以下同じ）の設置（一つ選択）

選択肢	日体協・JOC		日障協	
	回答数	%	回答数	%
1 設置済みである。	55	84.6	18	42.9
2 設置準備を現在行っている。	1	1.5	10	23.8
3 今後行う予定・検討中である。	7	10.8	14	33.3
4 設置する予定はない。	2	3.1	0	0.0
合計	65	100.0	42	100.0

2-(2) 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えることを規程に明記していますか。（一つ選択）

選択肢	日体協・JOC		日障協	
	回答数	%	回答数	%
1 規程に関連の条項がある。	18	32.7	5	27.8
2 規程に関連の条項はない。	35	63.6	12	66.7
3 わからない	2	3.6	1	5.6
合計	55	100.0	18	100.0

2-(3) 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えていますか。（一つ選択）

選択肢	日体協・JOC		日障協	
	回答数	%	回答数	%
1 加えている。	34	61.8	8	44.4
2 加えていない。	21	38.2	10	55.6
合計	55	100.0	18	100.0

2-(4) 倫理委員会の所掌事項（職務の内容等）はどのようなものですか。（複数選択可）

選択肢	日体協・JOC		日障協	
	回答数	%	回答数	%
1 倫理・コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃	34	61.8	14	77.8
2 懲戒手続き（調査、聴聞等）の実施	44	80.0	12	66.7
3 懲戒の可否及び内容の決定又は勧告	36	65.5	9	50.0
4 その他	7	12.7	4	22.2

③倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の設置状況等について

日体協及びJOC加盟等団体並びに日障協登録等団体における相談窓口の設置状況について「設置済み」との回答がそれぞれ63.1%と42.9%であった。ただし、「設置準備を現在行っている」及び「今後行う予定・検討中である」の割合が比較的高いことから今後設置される割合が増えることが予想される。

また、相談窓口の運営方法については、日体協及びJOC加盟等団体並びに日障協登録等団体のいずれも「団体内部で運営」との回答が最も多かった。

3-(1) 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の設置（一つ選択）

選択肢		日体協・JOC		日障協	
		回答数	%	回答数	%
1	設置済みである。	41	63.1	18	42.9
2	設置準備を現在行っている。	6	9.2	4	9.5
3	今後行う予定・検討中である。	17	26.2	18	42.9
4	設置する予定はない。	1	1.5	2	4.8
合計		65	100.0	42	100.0

3-(2) 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口へ寄せられた相談内容〔実績〕（複数選択可）

選択肢		日体協・JOC		日障協	
		回答数	%	回答数	%
1	役・職員による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	9	22.0	4	22.2
2	監督、コーチ、その他競技スタッフによる暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	22	53.7	5	27.8
3	選手による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	11	26.8	3	16.7
4	組織の不正	6	14.6	2	11.1
5	薬物の乱用	5	12.2	1	5.6
6	違法賭博	2	4.9	1	5.6
7	反社会的勢力との関わり	5	12.2	1	5.6
8	その他	19	46.3	13	72.2

3-(3) 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の運営はどのようになっていますか。（一つ選択）

選択肢		日体協・JOC		日障協	
		回答数	%	回答数	%
1	団体内部で運営	23	56.1	10	55.6
2	法律事務所等の外部機関に委託して運営	6	14.6	2	11.1
3	団体内部で運営及び法律事務所等の外部機関に委託して運営の両方	12	29.3	4	22.2
4	その他	0	0.0	2	11.1
合計		41	100.0	18	100.0

3-(4) 選手、監督、コーチ、その他競技スタッフに対し、相談窓口の存在をどのように周知していますか。（複数選択可）

選択肢		日体協・JOC		日障協	
		回答数	%	回答数	%
1	研修・講習会	27	65.9	13	72.2
2	機関誌・メールニュース	8	19.5	1	5.6
3	ホームページ	32	78.0	5	27.8
4	大会における広報	3	7.3	2	11.1
5	その他	5	12.2	6	33.3

④倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動（ドーピングの防止に関するもの以外）等について

日体協及びJOC加盟等団体においては、「監督、コーチ、その他競技スタッフ」及び「選手」

に対する教育啓発活動等を「実施している」と回答した割合がそれぞれ 50%を超えている一方、役・職員に対しては 32.3%と相対的に低い割合であった。日障協登録等団体についても「監督、コーチ、その他競技スタッフ」及び「選手」に対する教育啓発等を「実施している」と答えている割合が 40%を超えているが、役・職員に対しては、35.7%と日体協及び JOC 加盟等団体と同様に相対的に低い水準であった。

4-(1) 役・職員に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。(ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外) (一つ選択)

選択肢		日体協・JOC		日障協	
		回答数	%	回答数	%
1	実施している。	21	32.3	15	35.7
2	実施準備を現在行っている。	6	9.2	4	9.5
3	実施していないが、今後実施することを検討している。	36	55.4	19	45.2
4	実施する予定はない。	2	3.1	4	9.5
合計		65	100.0	42	100.0

4-(2) 監督、コーチ、その他競技スタッフに対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。(ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外) (一つ選択)

選択肢		日体協・JOC		日障協	
		回答数	%	回答数	%
1	実施している。	35	53.8	17	40.5
2	実施準備を現在行っている。	5	7.7	8	19.0
3	実施していないが、今後実施することを検討している。	24	36.9	13	31.0
4	実施する予定はない。	1	1.5	4	9.5
合計		65	100.0	42	100.0

4-(3) 選手に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。(ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外) (一つ選択)

選択肢		日体協・JOC		日障協	
		回答数	%	回答数	%
1	実施している。	37	56.9	18	42.9
2	実施準備を現在行っている。	4	6.2	9	21.4
3	実施していないが、今後実施することを検討している。	22	33.8	13	31.0
4	実施する予定はない。	2	3.1	2	4.8
合計		65	100.0	42	100.0

⑤モニタリングについて

日体協及び JOC 加盟等団体並びに日障協登録等団体において、モニタリングを「実施している」と回答した割合はそれぞれ 9.2%と 4.8%であり低い水準であった。一方で、モニタリングが「非常に有用である」又は「有用である」と回答した団体の割合はそれぞれ 58.5%と 66.7%にとどまり、「どちらとも言えない」と回答した割合がそれぞれ 41.5%と 33.3%と比較的高かった。また、第三者によるモニタリング活動への参加の意向についても「条件によって参加する」がそれぞれ 58.5%と 52.4%と最も多くの割合を占めたことから、その有用性や参加に向けた理解促進には課題があることが分かった。

- 5-（1）選手、監督、コーチ、その他競技スタッフ又は役・職員に対し、倫理・コンプライアンス違反が誘発され得る状況について、アンケート等を用いた調査（モニタリング活動）を実施していますか。（一つ選択）

選択肢		日体協・JOC		日障協	
		回答数	%	回答数	%
1	実施している。	6	9.2	2	4.8
2	実施準備を現在行っている。	1	1.5	2	4.8
3	実施していないが、今後実施することを検討している。	41	63.1	23	54.8
4	実施する予定はない。	17	26.2	15	35.7
合計		65	100.0	42	100.0

- 5-（2）モニタリング活動は倫理・コンプライアンス違反の発生を未然に防止することに有用だと思いますか。（一つ選択）

選択肢		日体協・JOC		日障協	
		回答数	%	回答数	%
1	非常に有用である。	5	7.7	7	16.7
2	有用である。	33	50.8	21	50.0
3	どちらとも言えない。	27	41.5	14	33.3
4	有用ではない。	0	0.0	0	0.0
5	全く有用ではない。	0	0.0	0	0.0
合計		65	100.0	42	100.0

- 5-（3）第三者（例：JSC）によるモニタリング活動に参加する意向はありますか。（一つ選択）

選択肢		日体協・JOC		日障協	
		回答数	%	回答数	%
1	参加する。	5	7.7	4	9.5
2	条件によって参加する。	38	58.5	22	52.4
3	分からない。	21	32.3	14	33.3
4	参加しない。	1	1.5	2	4.8
合計		65	100.0	42	100.0

（6）考察

調査の結果、倫理・コンプライアンスに関する規程は日体協及びJOC加盟等団体並びに日障協登録等団体において多くの団体で既に整備されていることが分かった。しかしながら、倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動については、日体協及びJOC加盟等団体において、選手に対して56.9%が実施していると回答した割合が最大であり、倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況に比して低い水準であった。倫理委員会や相談窓口については、日体協及びJOC加盟等団体においてそれぞれ60%強が、日障協登録等団体においてはそれぞれ40%強が設置している状況が分かった。これらのことから、今回の調査の対象団体において倫理・コンプライアンスに関する規程は概ね整備されているものの、規程の運用や教育啓発活動の実施についてはまだまだ課題がある状況が窺える。

また、モニタリングについては、日体協及びJOC加盟等団体並びに日障協登録等団体による自主的な取り組みが実施されている割合が極めて少ないことから、第三者のモニタリングによる支援やNFによる自主的な取り組みを促す施策を講じることが有用と考えられる。

第3章 スポーツ・コンプライアンス評価指標の開発及び試行

前章では、国内における先行文献及び海外の先行事例の調査において、主に規程等の遵守状況のモニタリングに主眼が置かれていることを確認した。また日体協及びJOC加盟等団体並びに日障協登録等団体において、倫理・コンプライアンスに関する規程は概ね整備されている一方、関係者に対する教育啓発活動や倫理委員会等の設置については半数前後の実施状況であり、依然として課題がある状況が確認された。

以上の状況を踏まえた上で、本事業では、スポーツ活動の現場（競技者、指導者）及びスポーツ団体の事務局員の業務状況に即したコンプライアンス違反のリスクを観察し、その変化に応じてNFに注意喚起（警鐘）をすることにより、NFによるコンプライアンス強化に向けた取り組みを促すための活動が有用ではないかと考えた。このモニタリング活動を行うための指標として「スポーツ・コンプライアンス評価指標」を開発し、それにより評価するための質問項目及び尺度を測るための回答を次の考え方及び過程を経て開発した。

1 スポーツ・コンプライアンス評価指標の開発

(1) 論理的枠組み

本事業では評価指標の開発において、「不正のトライアングル」の考え方を参考とした¹⁶。

①不正のトライアングル

「不正のトライアングル」とは、米国の犯罪学者ドナルド・R・クレッシー¹⁷が提唱した仮説である。「機会」「動機」「正当化」という三つの不正リスクがあり、これらすべてが揃ったときに不正行為が発生するという考え方である。

「機会」とは、不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態のことをいう（不正行為の実行を可能又は容易にする客観的環境）。例えば、重要な事務を一人の担当者に任せている、必要な相互牽制や承認が行われていないといった管理上の不備が原因となる。ここからは、管理体制の構築や内部牽制機能の重要性が導かれる。

「動機・プレッシャー」とは、不正を実際に行う際の心理的なきっかけのことをいう（不正行為を実行することを欲する主観的事実）。例えば、個人的な理由として、処遇への不満、借金返済、承服できない叱責等が、組織的な理由として、外部からの利益供与、過重なノルマ、業績悪化、株主や当局からの圧力等が挙げられる。

「正当化・姿勢」とは、不正を行おうとする者が自分の良心を働かせないためにする理由付けのことをいう（不正行為の実行を積極的に是認しようとする主観的事実）。不正が可能な環境下で不正を働かない堅い意思が持てない状態を指す。例えば、「自分は悪くない、周りが悪い」「自分は会社に貢献しているのだから、少くく役得があっても構わない」といった考え方を挙げら

¹⁶ 本節をまとめるにあたり、次の文献を参照した。八田進二監修. 株式会社ディー・クエスト、一般社団法人日本公認不正検査士協会編. 【事例でみる】企業不正の理論と対応. 同文館出版. 2011.

¹⁷ Cressy, D.R. The criminal violation of financial trust. *American Sociological Review*, 15(6). pp. 738-743. 1950; Cressy, D.R. *Other people's money: A study in the social psychology of embezzlement*. Wadsworth Publishing Company, Inc. 1971.

れる。

不正リスクのうち、「機会」は内部統制システムの構築・運用の問題として整理し、対応することが可能である。「動機・プレッシャー」と「姿勢・正当化」は内因的問題であり、心理面に関わることであるため、行為者の気持ちに働きかける対応・施策が必要となる。「コンプライアンスは利益に優先する」「不正は決して許さない」といった企業風土や道徳律が存在しなければ、「動機」や「正当化」を抑え込むことはできない。また、不正に対しては公平かつ公正に処罰が行われるという厳格な統制活動の存在が大きな抑止力になる。

②不正の類型化

一般的には、(1)組織上の地位、(2)その地位に伴う不正リスクを勘案し、不正の種類を類型化することができる。この類型化に応じ、想定される不正リスクの発現を防止するための内部統制システムの構築・運用ができていないかどうかを検討するのが有用と考えられる（図表3-1）。

図表3-1 組織上の地位と不正の具体例及びリスクの整理

組織上の地位	具体例	不正リスク
経営者 [共謀（又は単独）]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上の前倒計上（例えば、工事進行基準を不正に利用した売上高の前倒計上等。東芝不適切会計事件。） ・ パワハラ ・ 燃料・強度データ改ざん等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動機・プレッシャー ・ 組織的な理由 (小規模組織では個人的な理由もあり得る)
管理職 [共謀（又は単独）]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架空循環取引（同じ商品を二重に売上計上する取引のこと。例えば、X社の在庫をY社に売却、それをY社がZ社に売却、Z社がX社に売却。その後、X社が別の取引先に売却するという手法。） ・ パワハラ ・ 燃料・強度データ改ざん等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動機・プレッシャー ・ 組織的な理由 (小規模組織では個人的な理由もあり得る)
従業員等 (単独)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横領 ・ リベートの受領等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動機・プレッシャー ・ 個人的な理由

八田進二監修『【事例でみる】企業不正の理論と対応』（2011）等より JSC が作成

(2) 仮説の設定

上記の論理的枠組みに基づき、「動機・プレッシャー」、「機会」、「姿勢・正当化」という三つの要素が全て揃ったときに不正行為が実行されるとの前提に立ち、これらの不正に結びつく要素を一つでも断つことにより不正の発生が未然に防ぐことができるという仮説を設定した。また、不正リスクを断つためにはそのリスクの変化を観察するモニタリングが必要であり、観察結果を評価した上で、現況の変化に応じて注意喚起（警鐘）を行うことによりリスク発生を予め防ぐこと

ができるという仮説を設定した。

次に、スポーツ界における三つの不正リスクを発生させる要因を抽出するための仮説を立てた。例えば、競技者においてはパフォーマンスが伸び悩んでいた状況が動機・プレッシャーとなり、ドーピング行為に及んでしまうのではないかと。また、事務局員においては、事務局の一部の人間が属人的に判断・意思決定できる状況にあり、規程等を無視して事務処理を行える機会がある場合に、不正経理が発生してしまうのではないかと。指導者においては、競技現場における特別な習慣や伝統があり、スポーツ指導における暴力行為を行っても良いという姿勢や正当化がなされやすい状況にあったのではないかと等の仮説を立てた（図表3-2）。

図表3-2 不正行為を誘発する3つのリスクと要因抽出イメージ

不正行為を誘発する3つのリスク	説明	要因抽出(イメージ)
動機・プレッシャー	不正を実際に行う際の心理的なきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・パフォーマンスに伸び悩んでいた／思うように選手のパフォーマンスが伸ばせていなかった ・一人で処理しきれない量の業務を抱えていた ・発生した問題を相談できる相手がいなかった
機会	不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の人物に権限が集中していた ・競技現場／事務局の一部の人間が属人的に判断・意思決定する状況があった
姿勢・正当化	不正を行おうとする者が自分の良心を働かせないためにする理由付け	<ul style="list-style-type: none"> ・急な案件でどうにか対応せざるを得ない状況だった ・「現場は特別」という雰囲気や土壌があった ・「大事の前の小事」という甘い認識があった ・以前からの慣習や伝統に従うのが通例となっていた

① 評価する対象

本事業では、『フェアプレーガイドライン』に示された指針に沿って諸要件を整備しても、現実には様々な内的・外的要因によってコンプライアンス上の問題が誘発され得るという前提に立ち、スポーツ団体の現況に即したコンプライアンス違反が発生する前の状況を観察することを狙いとされている。そのため、競技現場では競技者及び指導者を、NFの事務局においては実際に事務処理を行う事務職員をそれぞれコンプライアンス違反を起こし得る主体と設定し、そのリスクを試行的に評価する対象とした。

② 不正の種類

スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する先行文献¹⁸での類型化を参考としつつ、我が国におけるスポーツの競技現場や NF 内で近年に発生したコンプライアンス違反等の典型的な事例¹⁹に鑑み、優先的に対応すべきものとして、本事業で評価する不正の種類は次の通りとした。

i 暴力（物理的な暴力行為及び暴言）

スポーツ指導における暴力行為等の事件がきっかけとなり平成 25 年 12 月、文部科学省において「スポーツを行う者を暴力行為等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議報告」が発表された。当該報告書においては、スポーツ団体における相談・調査窓口の整備等の取組強化が求められるとともに、JSC では平成 26 年 1 月より「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」を設置し、スポーツを行う者の権利・利益の保護及びスポーツに関する活動の公正かつ適切な実施の確保へ向け相談業務（以下「第三者相談・調査業務」という。）を実施している。

しかしながら昨今においても日本代表選手による暴力事案が発生するなどその対策を強化することが求められている。

ii ハラスメント（パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等）

スポーツにおけるハラスメントは、「競技活動をする者に対して精神的・身体的苦痛を与え、又はその競技活動の環境を悪化させる行為²⁰」とされている。暴力と同様にスポーツ指導におけるハラスメント事案が発生している。スポーツ団体においても相談窓口の設置がなされるほか JSC の相談・調査業務の対象となっているが、昨今でもハラスメントに係る事案が発生しており対策が求められている。

iii ドーピング

スポーツ界では近年、悪質化・巧妙化するドーピングへの対応が求められている。アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォースの報告書²¹でも述べられているとおり、日本のドーピング防止規則違反確定率は 0.16%（2015 年実績）であり、国際的に見ても圧倒的に低い状態である。一方で、依然として毎年数件のドーピング規則違反が発生しているとともに、最近では故意にライバル選手をドーピング違反に陥れるような事案も起きていることから、引き続き対

¹⁸ Oxford Research A/S. Examination of Threats to the Integrity of Sports. 2010.

¹⁹ なお、2017 年に策定された『第 2 期スポーツ基本計画』では、現状と課題として「近年、アスリート等による違法賭博や違法薬物、スポーツ団体での不正経理、スポーツ指導者による暴力、ファン等による人種差別や暴力行為等の問題が生じている」（4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上 ①コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進）と記されている。

²⁰ 独立行政法人日本スポーツ振興センター第三者相談・調査委員会. スポーツからのハラスメントをなくそう！.

https://www.jpnsport.go.jp/corp/Portals/0/corp/keisen/sportssoudan_brochure.pdf（最終閲覧日：2018 年 3 月 22 日）

²¹ アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース. アンチ・ドーピング体制の構築・強化について～ドーピングのないクリーンなスポーツの実現に向けて～. 2016 年 11 月 8 日.

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/08/1375009_3_2_1.pdf（最終閲覧日：2018 年 3 月 22 日）

策の強化が求められる。

iv 反社会的勢力との接触

平成 28 年には、スポーツ振興基金助成金を受給していた選手がいわゆる違法カジノ店にて賭博行為を行っていたことを受けて、公的資金の交付決定が取り消され、助成金の返還が命ぜられる事案が発生した。その背景として反社会的勢力との接触がきっかけとの報道もあり、不正の端緒をどのように発見するかが重要であると考えられる。先行文献²²によれば、犯罪者、競技者及び競技スタッフが関係することにより、試合の不正操作に発展するケースも紹介されており、反社会的勢力とスポーツとの関連性が言及されている。

v 事務処理上の過誤や不正

我が国では、公的資金の不正受給や不正経理により、当該団体の社会的信用が失墜し、公益認定が取り消されたり、団体の解散につながるケースが発生している。スポーツに関する活動は、競技者・指導者のみでなく、それを支える事務局員の営みも含めて社会的に成り立っている。事務処理上の過誤や不正は重大なコンプライアンス違反であり、当該 NF が統括する競技の価値を減じるとともに、スポーツそのものの高潔性を脅かすものである。

(3) ヒアリングの実施

これらの仮説を検証するため、本事業での評価対象者である競技者及び指導者並びに事務局員に対してヒアリングを行うことにより、競技現場及び事務局の現況に即したコンプライアンス上のリスクが発生しやすい要因を抽出する作業を行った。

ヒアリングの対象者が所属する NF は、JSC が実施する又は実施した事業において対象の NF となっている又はなったことのある NF のうちから、個人競技、団体競技及びパラリンピック競技のバランス等を加味して検討した。そのうち協力が得られた 5 つの NF に所属する対象者にヒアリングを実施した。

ヒアリングの実施に当たっては、対象者及び不正の種類ごとに事前の一連の質問項目を手控えとして用意し（付表 6、7）、5 つの NF に所属する対象者に半構造化インタビューを行った。

²² Oxford Research. Ibid.

図表 3-3 ヒアリング実施実績（ヒアリング実施順）

競技団体	競技種別	日程等				ヒアリング対象者（参加人数を記載）		
		オリノバラ	日付	所要時間	場所	アスリート	コーチ	事務局員
公益社団法人日本フェンシング協会	個人	オリンピック競技	平成29年11月29日	2時間	国立スポーツ科学センター 研修室C	2	1	1
公益財団法人日本サッカー協会	団体	オリンピック競技	平成29年12月1日	2時間	JFAハウス	1	1	2
一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟	個人	パラリンピック競技	平成29年12月4日	1時間	国立スポーツ科学センター 研修室C	1		1
公益財団法人日本バドミントン協会	個人	オリンピック競技	平成29年12月4日	1時間半	国立スポーツ科学センター 研修室D	1	1	1
公益財団法人全日本柔道連盟	個人	オリンピック競技	平成29年12月6日	1時間	国立スポーツ科学センター 研修室A			1
					国立スポーツ科学センター 研修室D		1	1
						6	4	7

（4）開発した指標

ヒアリングで抽出した競技者、指導者及び事務局員に纏わるコンプライアンス違反が発生しやすい状況に関する情報を分析し、それぞれを対象に不正のトライアングル理論における3つのリスクを測定できる指標を設定した上で、その度合いを測定するための質問項目案を作成した。競技者及び指導者については所属する代表チームの競技現場において強化活動に密接に関わっていること及びそれぞれが主体又は客体（例えば、暴力行為においては、競技者が競技者に行う場合もあれば、指導者が競技者に行う場合の双方があり得る。）になる場面が想定されることから、指標、質問項目及びその尺度を測るための回答内容については同様のものとし、回答者によってリスク評価の対象が変わる形態とした。

当該指標等について、スポーツ・コンプライアンス委員会で助言を受けるとともに、全日本柔道連盟、日本フェンシング協会及び日本水泳連盟の協力を得て、JSC 担当者との対面形式により競技者4名、指導者2名及び事務局員2名に対する予備調査を行った（図表3-4）。予備調査においては、リスクの測定を行うのではなく、質問項目及び回答内容について、競技者、指導者、事務局員の観点から意味が取りづらい又は二義の解釈を生む質問等の有無及びその内容について確認を受けた。

図表 3-4 予備調査の概要

NF	競技者	指導者	事務局員
全日本柔道連盟	1名	1名	1名
日本フェンシング協会	0名	0名	1名
日本水泳連盟	3名	1名	0名
合計	4名	2名	2名

これらの過程の中で指標等を改善し、競技者及び指導者向けに 11 個並びに事務局員向けに 9 個の指標を設定し、それぞれに対応する質問項目と尺度を測るための回答内容（選択肢）を開発した（図表 3-5-1 及び 3-5-2）。

図表3-5-1 スポーツ・コンプライアンス評価指標（競技者・指導者用）

コンプライアンス違反の類型	不正のトライアングル (3要素)	No.	評価指標	評価指標の具体化（アンケートの質問項目の基本となる考え方）
暴力	○機会	1	暴力の機会が多寡	所属する代表チーム及び関連する活動中に暴力を行ったり、受けたり、見聞きしたかどうか。 ① 自分が行った ② 自分が受けた ③ 他の人が受けているのを見た ④ 他の人が受けていたと聞いた ⑤ 行ったことも、受けたことも、見聞きしたこともない
			尺度	
	○動機・プレッシャー ○姿勢・正当化 ○機会	2-1	暴力につながる状況や雰囲気の有無及びその程度	所属する代表チームには、暴力に繋がりそうな状況や雰囲気があるかどうか。 ① ある ② どちらかといえばある ③ どちらかといえばあるない ④ ない ⑤ 分からない
			尺度	
	○機会	2-2	暴力の場所の特定	その状況や雰囲気はどの場面で多く見られるか。 ① 練習（練習の合間、練習の前後、合宿・遠征中を含む。） ② 試合（試合の合間、試合の前後、遠征中を含む。） ③ 競技活動以外の場面
尺度				
○姿勢・正当化	3	暴力に対する姿勢及び正当化の程度	所属する代表チームには、ある程度の暴力は競技力向上のためには致し方なしという考え方や雰囲気があるか。 ① ある ② どちらかといえばある ③ どちらかといえばあるない ④ ない ⑤ 分からない	
		尺度		
ハラスメント	○機会	5	ハラスメントの機会が多寡	所属する代表チーム及び関連する活動中にハラスメントを行ったり、受けたり、見聞きしたかどうか。 ① 自分が行った ② 自分が受けた ③ 他の人が受けているのを見た ④ 他の人が受けていたと聞いた ⑤ 行ったことも、受けたことも、見聞きしたこともない
			尺度	
	○動機・プレッシャー ○姿勢・正当化 ○機会	6-1	ハラスメントに繋がりそうな状況・雰囲気の有無及びその程度	所属する代表チームにはハラスメントにつながりそうな状況や雰囲気があるか。 ① ある ② どちらかといえばある ③ どちらかといえばあるない ④ ない ⑤ 分からない
			尺度	
	○機会	6-2	ハラスメントの場面の特定	その状況や雰囲気はどの場面で多く見られるか。 ① 練習（練習の合間、練習の前後、合宿・遠征中を含む。） ② 試合（試合の合間、試合の前後、遠征中を含む。） ③ 競技活動以外の場面
尺度				
○機会	7	異性の競技者、指導者及び関係者が二人きりになる機会の多寡	所属する代表チームには異性の競技者、指導者及び関係者が二人きりになるような状況があるか。 ① ある ② どちらかといえばある ③ どちらかといえばあるない ④ ない ⑤ 分からない	
		尺度		
ドーピング	○機会	8	ドーピング規則違反行為の機会の有無	所属する代表チーム内の人がアンチ・ドーピング規則違反行為をしているの見聞きしたか。 ① 直接目撃した ② 本人から話を聞いた ③ 噂話を聞いた ④ 見聞きしたことはない
			尺度	
○姿勢・正当化	9	競技力向上のための手段への姿勢及びドーピングに対する正当化への程度	所属する代表チームでは、記録を伸ばしたり勝利することのためには、現行ルール上明確に禁止が明記されたり罰則が決められている以外の方法は、多少危険かと思っても手段を選ばずに使えばよいのだという雰囲気があるか。 ① 自分が接触を受けた ② 他の競技者が接触を受けたのを見聞きした ③ 監督・コーチ等が接触を受けたのを見聞きした ④ 受けたことも、見聞きしたこともない	
		尺度		
反社会的勢力	機会	10	反社会的勢力との接触の機会の有無	反社会的勢力と繋がる組織や人物からあなたや他の競技者、監督・コーチ等に対して何らかの接触があったり、そのようなことを見聞きしたりしたか。 ① 自分が接触を受けた ② 他の競技者が接触を受けたのを見聞きした ③ 監督・コーチ等が接触を受けたのを見聞きした ④ 受けたことも、見聞きしたこともない
			尺度	
○姿勢・正当化	11	反社会的勢力との接触に対する姿勢及び正当化の程度	所属する代表チームには社会的なルールやモラル等に反する行動が許される状況や文化があるか。 ① ある ② どちらかといえばある ③ どちらかといえばあるない ④ ない ⑤ 分からない	
		尺度		

図表3-5-2 スポーツ・コンプライアンス評価指標（事務局員用）

コンプライアンス違反の種類	不正のトライアングル（3要素）	No.	評価指標	評価指標の具体化（アンケートの質問項目の基本となる考え方）
事務処理上の過誤又は不正	○勤続・プレッシャー	1	業務量の多寡	与えられている業務量についてどう感じているか。
			尺度	① 多い ② やや多い ③ 適量 ④ やや多い少ない ⑤ 少ない
	○姿勢・正当化	2	事務処理に対する姿勢及び正当化の程度	NFでは規程等の行動規範よりも慣行が優先される場合が多いですか。
			尺度	① 多い ② どちらかといえば多い ③ どちらかといえば少ない ④ 少ない ⑤ 分からない
	○機会	3	規程違反を行うことができる機会及び行った事実の有無	理事や上司からの指示により法令に反していたり、文書で定められた事項（以下「規程等」という。）に反した事務処理等を行ったか。（複数回答可）
尺度			① 法令にも規程等にも反した事務処理等を行った ② 規程等のみ反した事務処理を行った ③ 法令にも規程等にも反した事務処理は行っていない ④ 規程等が定められていない ⑤ 規程等を確認していない	
○姿勢・正当化	4	上位者等からの無理な要求についての状況や文化の有無及びその程度	理事や上司、競技現場から、規程等に照らして無理な事務処理の要求が許容される状況や文化があると思うか。	
		尺度	① ある ② どちらかといえばある ③ どちらかといえばあるない ④ ない ⑤ 分からない	
○姿勢・正当化	5	規程等の理解度	規程規定や倫理規定を理解しているか。	
		尺度	① よく理解している ② 理解している ③ 分からない ④ 理解していない ⑤ 規程がない	
ハラスメント・暴力	○機会	6	事務局内におけるハラスメント・暴力に関する機会の多寡	業務に関連してハラスメントや暴力を行ったり、受けたり、見聞きしたりしたか。
			尺度	① 自分が行った ② 自分が受けた ③ 他の人が受けているのを見た ④ 他の人が受けていたと聞いた ⑤ 行ったことも、受けたことも、見聞きしたこともない
	○機会	7-1	競技現場におけるハラスメント・暴力に関する機会の多寡	NFの競技現場には、ハラスメントや暴力につながりそうな状況や雰囲気があるか。
			尺度	① ある ② どちらかといえばある ③ どちらかといえばあるない ④ ない ⑤ 分からない
	○機会	7-2	発生場所の特定	その状況や雰囲気はどの場面で多く見られるか。
尺度			① 練習（練習の合間、練習の前後、合宿・遠征中を含む。） ② 試合（試合の合間、試合の前後、遠征中を含む。） ③ 競技活動以外の場面	
○勤続・プレッシャー ○姿勢・正当化 ○機会	8-1	ハラスメント・暴力につながりそうな状況や文化の有無及びその程度	事務局内には、ハラスメントや暴力につながりそうな状況や雰囲気があるか。	
		尺度	① ある ② どちらかといえばある ③ どちらかといえばあるない ④ ない ⑤ 分からない	
○機会	8-2	発生場所の特定	その状況や雰囲気はどの場面で多く見られるか	
		尺度	① 職場勤務中 ② 競技現場等への外出中、出張中 ③ 業務活動以外の場面（食事・飲み会などを含む。）	
反社会的勢力	○機会	9	反社会的勢力との接触の機会の有無	反社会的勢力と繋われる組織や人物からあなたやNF内の他の人に対して何らかの接触があったり、そのようなことを見聞きしたりしたか。（複数回答可）
			尺度	① 自分が接触を受けた ② 他の競技者が接触を受けたのを見聞きした ③ 監督・コーチ等が接触を受けたのを見聞きした ④ 受けたことも、見聞きしたこともない

2 モニタリングの試行

(1) 対象

① 対象団体

様々なスポーツ団体の特性や状況に応じたフィードバックの入手及び事例把握の観点から、以下のNF4団体を対象とした(図表3-6)。なお、本事業のモニタリングは試行であり、その結果により現況評価への協力団体に支障が及ばないようにするため競技団体名は匿名とした。

図表3-6 現況評価対象団体

オリンピック実施競技 NF (3 団体)	パラリンピック実施競技 NF (1 団体)
<input type="radio"/> 競技団体 A <input type="radio"/> 競技団体 B <input type="radio"/> 競技団体 C	<input type="radio"/> 競技団体 D

② 対象者

各NFにおける試行の対象者は以下の通り。

- 競技者：3名程度
- 指導者：3名程度
- 事務局員：3名程度

なお、本試行では、限られた時間の中で有効回答を得るため、各NFに回答者の選定を委ねた。

(2) 期間

平成30年1月下旬～3月中旬

(3) 方法

① アンケートの作成

本試行では、実稼働後の定常的なモニタリングの継続性を念頭におき、各対象者(競技者、指導者、事務局員)が簡便に回答でき、また回答回収後の現況評価が効率的に実施できるよう、ウェブアンケート形式を採用し、オンラインアンケートツールのSurveyMonkeyを用いてアンケートを作成した。

② アンケートの実施

各対象NF担当者宛に、本アンケートへの協力依頼文書及び各対象者向けのアンケート回答URLを送付した。

各対象者による回答は、各自のPC、スマートフォン、タブレット等から当該URLにアクセスすることにより行われた。なお、各回答における識別情報はNF名のみとし、回答内容は匿名で処理することを原則とした。

③ アンケートの回収

アンケートの回答結果は、SurveyMonkey 専用サーバーにデータが自動的に蓄積される。本事業担当者は SurveyMonkey ウェブサイトからログインして同データにアクセスし、CSV 形式等でダウンロードして回答結果を回収した。

④ 内容

各対象者（競技者、指導者、事務局員）向けに作成されたアンケートの概要は以下のとおり。

	競技者用	指導者用	事務局員用
設問数	13 問	13 問	11 問
回答時間	5 分程度		
構成	<ul style="list-style-type: none"> ○設問 1～5：暴力について ○設問 6～9：ハラスメントについて ○設問 10～11：ドーピングについて ○設問 12～13：反社会的勢力との関係について 		<ul style="list-style-type: none"> ○設問 1～5：所属競技団体(NF)内での業務について ○設問 6～10：ハラスメント・暴力について ○設問 11：反社会的勢力との関係について
詳細	図表 3-7		図表 3-8

⑤ 評価基準

本試行アンケート結果は、図表 3-7 及び図表 3-8 の評価基準を用いて評価を行った。例えば、暴力、ハラスメント、ドーピング、反社会的勢力との関係の有無を問う設問（競技者用及び指導者用では設問 1、6、10、12、事務局員用では設問 3、6、11 がそれに該当）では、その状況が「無い」場合においてのみ「100 点」が加点され、それ以外の回答は「0 点」とした。一方で、上述した諸課題の発生に繋がりそうな状況・雰囲気を問う設問（上記以外）では、その現況の程度に応じて点数を設定した。

評価は平均点で行い、いずれも 100 点満点に近づくことを目指すものとした。前者の設問においては、そのような問題があってはならないという前提に立ち、100 点のみを「リスク：低」とし、100 点未満から 80 点を「リスク：中」、80 点未満を「リスク：高」とした。後者の設問においては、80 点以上を「リスク：低」、80 点未満～60 点以上を「リスク：中」、60 点未満を「リスク：高」とした。また、結果の表記は視覚的にリスクを分かりやすくし、アラートの役割を持たせるため、リスクの「低・中・高」を信号機の「緑・黄・赤」で表した。

本アンケートの目的が、コンプライアンス強化に関わる「現況の可視化及びその啓発・抑止効果の発揮」であるとともに、サンプル数が少数であることを踏まえ、独自の評価方法として設計した。

図表3-7 スポーツ団体におけるコンプライアンス状況に係る
アンケート評価基準（競技者・指導者用）

枠組み	設問		回答肢	評価点	評価方法	可視化方法	
暴力	1	暴力の状況	1	自分が行った	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	0点の内訳の比率を円グラフで可視化。
			2	自分が受けた	0		
			3	他の人が受けているのを見た	0		
			4	他の人が受けていたと聞いた	0		
			5	行ったことも、受けたことも、見聞きしたこともない	100		
	2	暴力につながりそうな状況・雰囲気	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		
	3	Q2がyes→それが見られる場面	-	-	-		
	4	暴力は致し方ないという考え方・雰囲気	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		
	5	パフォーマンス不調によるプレッシャー・イライラからの暴力につながりそうな雰囲気	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
5			分からない	0			
ハラスメント	6	ハラスメントの状況	1	自分が行った	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	0点の内訳の比率を円グラフで可視化。
			2	自分が受けた	0		
			3	他の人が受けているのを見た	0		
			4	他の人が受けていたと聞いた	0		
			5	行ったことも、受けたことも、見聞きしたこともない	100		
	7	ハラスメントにつながりそうな状況・雰囲気	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		
	8	Q7がyes→それが見られる場面	-	-	-		
	9	異性の競技者、指導者、関係者が二人きりになる状況	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
5			分からない	0			
ドーピング	10	ドーピング規則違反行為の状況	1	直接目撃した	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	0点の内訳の比率を円グラフで可視化。
			2	本人から話を聞いた	0		
			3	噂話を聞いた	0		
			4	見聞きしたことはない	100		
			5	分からない	0		
11	記録を伸ばすためには手段を選ばず使えば良いという雰囲気	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。	
		2	どちらかといえばある	33			
		3	どちらかといえばない	66			
		4	ない	100			
		5	分からない	0			
反社等	12	反社会的勢力との接触等	1	自分が接触を受けた	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	0点の内訳の比率を円グラフで可視化。
			2	他の競技者（指導者）が接触を受けたのを見聞きした	0		
			3	監督・コーチ等（競技者）が接触を受けたのを見聞きした	0		
			4	受けたことも、見聞きしたこともない	100		
			5	分からない	0		
	13	社会的なルールやモラル等に反する行動が許される状況・文化	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		

図表3-8 スポーツ団体におけるコンプライアンス状況に係る
アンケート評価基準（事務局員用）

枠組み	設問		回答肢		評価点	評価方法	可視化方法
事務局業務	1	業務量	1	多い	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	やや多い	50		
			3	適量	100		
			4	やや少ない	50		
			5	少ない	0		
	2	慣行の優先	1	多い	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえば多い	33		
			3	どちらかといえば少ない	66		
			4	少ない	100		
			5	分からない	0		
	3	規程等に反した事務処理	1	法令にも規程等にも反した事務処理を行った	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	0点の内訳の比率を円グラフで可視化。
			2	規程等のみ反した事務処理を行った	0		
			3	法令にも規程等にも反した事務処理は行っていない	100		
			4	規程等が定められていない	0		
			5	規程等を認識していない	0		
	4	無理な事務処理要求が許容される状況・文化	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		
5	規程類の理解	1	よく理解している	100	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。	
		2	理解している	50			
		3	分からない	0			
		4	理解していない	0			
		5	規程がない	0			
ハラスメント	6	ハラスメント状況	1	自分が行った	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	0点の内訳の比率を円グラフで可視化。
			2	自分が受けた	0		
			3	他の人が受けているのを見た	0		
			4	他の人が受けていたのを聞いた	0		
			5	行ったことも、受けたことも、見聞きしたこともない	100		
	7	競技現場におけるハラスメント・暴力に繋がる状況・雰囲気	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		
8	Q7がyes→それが見られる場面	-	-	-			
9	事務局内におけるハラスメント・暴力に繋がる状況・雰囲気	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。	
		2	どちらかといえばある	33			
		3	どちらかといえばない	66			
		4	ない	100			
		5	分からない	0			
10	Q9がyes→それが見られる場面	-	-	-			
反社会的勢力	11	反社会的勢力の接触状況	1	自分が接触を受けた	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	0点の内訳の比率を円グラフで可視化。
			2	同僚が接触を受けたのを見聞きした	0		
			3	上司が接触を受けたのを見聞きした	0		
			4	理事が接触を受けたのを見聞きした	0		
			5	指導者が接触を受けたのを見聞きした	0		
			6	競技者が接触を受けたのを見聞きした	0		
			7	受けたことも見聞きしたこともない	100		

(4) 実施結果

① 回収状況

アンケートを実施した結果、各 NF から以下の回答サンプル数が得られた（図表 3-9）。

図表 3-9 アンケート回答 NF 及びサンプル数

	競技者	指導者	事務局員	合計
競技団体 A	3	3	4	10
競技団体 B ²³	-	-	-	-
競技団体 C	3	3	3	9
競技団体 D	- ²⁴	2	5 ²⁵	7
合計	6	8	12	26

なお、当初の想定としては、対象期間中に毎月 1 回、定期的にアンケートを実施し、各対象団体内の月ごとの現況の変化を捉えることを目指したが、依頼時期や事務手続きの関係から、対象 NF によって開始時期が異なったため、各団体における各対象者からの回答が、期間中において 1 回又は 2 回のケースも見られた。

よって、本来は NF ごとに集計・分析を行う想定だったが、十分に回答サンプル数を得ることができなかつたため、今回は、各 NF からの回答を統合して集計することとした。

② 集計結果（サマリー）

集計結果のサマリーは以下の通り（詳細は付表 8 を参照のこと）。

²³ 実施協力の了解は得られたが、アンケートの実施時期における競技団体の状況により未回答。

²⁴ 実施協力の了解は得られたが、アンケートの実施時期における競技団体の状況により未回答。

²⁵ 競技団体 D の事務局員による回答は、1 月及び 2 月の回答の延べ数。

<競技者>

設問番号	枠組み	設問項目	平均点	現況リスク ²⁶
1	暴力	暴力の状況	100点	
2		暴力につながりそうな状況・雰囲気	100点	
3		-	-	-
4		暴力は致し方ないという考え方・雰囲気	100点	
5		パフォーマンス不調によるプレッシャー・イライラからの暴力につながりそうな雰囲気	83.3点	
6	ハラスメント	ハラスメントの状況	83.3点	
7		ハラスメントにつながりそうな状況・雰囲気	100点	
8		-	-	-
9		異性の競技者、指導者、関係者が二人きりになる状況	77.7点	
10	ドーピング	ドーピング規則違反行為の状況	100点	
11		記録を伸ばすためには手段を選ばず使えば良いという雰囲気	83.3点	
12	反社等	反社会的勢力との接触等	100点	
13		社会的なルールやモラル等に反する行動が許される状況・文化	83.3点	

²⁶ 現況リスクの色分け 低：緑、中：黄、高：赤

<指導者>

設問番号	枠組み	設問項目	平均点	現況リスク ²⁷
1	暴力	暴力の状況	87.5 点	
2		暴力につながりそうな状況・雰囲気	91.6 点	
3		-	-	-
4		暴力は致し方ないという考え方・雰囲気	91.6 点	
5		パフォーマンス不調によるプレッシャー・イライラからの暴力につながりそうな雰囲気	95.8 点	
6	ハラスメント	ハラスメントの状況	87.5 点	
7		ハラスメントにつながりそうな状況・雰囲気	91.5 点	
8		-	-	-
9		異性の競技者、指導者、関係者が二人きりになる状況	54.0 点	
10	ドーピング	ドーピング規則違反行為の状況	100 点	
11		記録を伸ばすためには手段を選ばず使えば良いという雰囲気	100 点	
12	反社等	反社会的勢力との接触等	100 点	
13		社会的なルールやモラル等に反する行動が許される状況・文化	100 点	

²⁷ 現況リスクの色分け 低：緑、中：黄、高：赤

<事務局員>

設問番号	枠組み	設問項目	平均点	現況リスク ²⁸
1	事務局業務	業務量	54.5点	
2		慣行の優先	60.3点	
3		規程等に反した事務処理	90.9点	
4		無理な事務処理要求が許容される状況・文化	72.5点	
5		規程類の理解	45.5点	
6	ハラスメント	ハラスメント状況	90.9点	
7		競技現場におけるハラスメント・暴力に繋がる状況・雰囲気	51.1点	
8		-	-	-
9		事務局内におけるハラスメント・暴力に繋がる状況・雰囲気	69.3点	
10		-	-	-
11	反社等	反社会的勢力との接触等	100点	

また、得られた結果から、特筆すべき回答内容について以下にまとめた。

i 競技者・指導者

暴力・ハラスメントの有無

「あなたの所属する代表チーム及び関連する活動中に物理的な暴力行為や暴言を行ったり、受けてたり、見聞きしたりしましたか」という設問に対し、「他の人が受けているのを見た」と回答した指導者が1人いた。

「あなたが所属する代表チーム及び関連する活動中にハラスメントを行なったり、受けてたり、見聞きしたりしましたか」という設問に対し、「自分が受けた」と回答した競技者が1人、「受けているのを見た」という指導者が1人いた。

暴力に繋がる状況・雰囲気・考え方

「あなたの所属する代表チームには、暴力に繋がりそうな状況や雰囲気がありますか」という設問に対し、「どちらかといえばある」という指導者が1人いた。その状況や雰囲気は「練習（練

²⁸ 現況リスクの色分け 低：緑、中：黄、高：赤

習の合間、練習の前後、合宿・遠征中を含む)」の場面で多く見られるとの回答であった。

「あなたの所属する代表チームには、時にはある程度の暴力（手をあげる、暴言をはく等）は競技力向上のために致し方なしという考え方や雰囲気がありますか」という設問に対し、「どちらかといえばある」と回答した指導者が1人いた。

異性と二人きりになる状況

「あなたが所属する代表チームには異性の競技者、指導者及び関係者が二人きりになるような状況がありますか」という設問に対し、「ある」と回答した指導者が3人、「どちらかといえばある」と回答した競技者が2人いた。

ドーピング等に繋がる雰囲気

「あなたの所属する代表チームでは、記録を伸ばしたり勝利することのためには、現行ルール上明確に禁止が明記されたり罰則が決められている以外の方法は、多少危険かなと思っても手段を選ばず使えば良いのだという雰囲気がありますか」という設問に対し、「ある」と回答した競技者が1人いた。

ii 事務局員

業務量

「あなたに与えられている業務量についてどのように感じていますか」という設問に対し、「多い」「やや多い」と回答した事務局員がのべ11人中10人いた。

慣行の優先

「規程等や行動規範よりも慣行が優先される場面が多いですか」という設問に対し、「どちらかといえば多い」と回答した事務局員がのべ11人中7人いた。

法令・規程に反した事務処理

「理事や上司からの指示により法令に反していたり、文書で定められた事項に反した事務処理等を行いましたか」という設問に対し、「法令にも規程等にも反した事務処理等を行った」「規程等のみに反した事務処理を行った」と回答した事務局員がのべ11人中1人いた。

無理な事務処理の要求が許容される状況・文化

「理事や上司、競技現場から、規程等に照らして無理な事務処理の要求が許容される状況や文化があると思いますか」という設問に対し、「ある」「どちらかといえばある」と回答した事務局員がのべ11人中2人いた。

ハラスメント

「業務に関連してハラスメントを行ったり、受けたり、見聞きしたりしましたか」という設問

に対し、「受けていたと聞いた」と回答した事務局員がのべ 11 人中 1 人いた。

ハラスメント・暴力につながりそうな状況・雰囲気（競技現場）

「NF の競技現場には、ハラスメントや暴力につながりそうな状況や雰囲気がありますか」という設問に対し、「ある」と回答した事務局員がのべ 11 人中 1 人いた。その状況や雰囲気は「競技活動以外の場面（食事・飲み会などを含む）」で多く見られるとの回答であった。

ハラスメント・暴力につながりそうな状況・雰囲気（事務局内）

「NF の事務局内には、ハラスメントや暴力につながりそうな状況や雰囲気がありますか」という設問に対し、「どちらかといえばある」と回答した事務局員がのべ 11 人中 2 人いた。その状況や雰囲気は「職場勤務中」に多く見られるとの回答であった。

（５）考察

本試行では、コンプライアンスに関わるリスクを未然に把握するための新たなモニタリングシステムの開発を行い、NF の協力を得て、評価指標の開発から調査・回収まで、一連のモニタリングサイクルを実施した。但し、本事業の実施期間が短く、また回答サンプル数が限定的であったため、アンケート結果のデータはあくまで一試行の結果であると留意する必要がある。

一方、上述の特筆すべき回答内容にも記した通り、「（暴力について）他の人が受けているのを見た」「法令等に反した事務処理等を行った」「事務局内に暴力やハラスメントにつながりそうな状況や雰囲気がある」など、本試行を通して現場レベルにおけるリスク因子やコンプライアンス違反の発生状況等を抽出することができている点は評価できる。

今後は、時系列での状況の変化や点数の変動をモニタリングし可視化することで、リスクの変化を関係者が認識し、未然に対応できるような仕組みへと発展させられると良い。

第4章 今後の展開

スポーツ界における透明性、公平・公正性の確保は、スポーツ活動の基盤であり、その実現のためには、各スポーツ団体が倫理・コンプライアンスに関する規程等を定め、それを着実に運用していくことが必要である。これに向けて、先行事例調査として諸外国の事例を調査及びNFの倫理・コンプライアンスに関わる規程の整備状況を調査するとともに、スポーツ団体の組織運営に係る統一的な評価指標を開発し、これを用いてNF4団体に対して試行的にモニタリングを行った。

諸外国の事例では特に英国とオーストラリアを中心に調査を行なったが、両者に共通していえることとして、政府系機関が統一的な規程等を策定し公的資金の受給を希望する団体にその遵守を求めていること、組織規模に応じて遵守レベルの許容範囲を変更していること、統一的な規程等への完全遵守に向けて組織ガバナンスの専門家が規程策定等の支援を行なっていることが挙げられる。特にNFの取り組みを支援する活動に多くの時間とリソースを投入している点が特徴といえる。

日体協及びJOC加盟並びに日障協登録等NFにおいて、倫理・コンプライアンスに関する規程は概ね整備されている状況が確認されたが、同時に教育啓発活動や倫理委員会等の設置といった各規程の運用に関する取り組みについては依然として課題が残る状況であることも判明した。

本事業はスポーツ界のコンプライアンス強化を目的に、スポーツ団体のガバナンス、コンプライアンスの現況評価の仕組みづくりに貢献するものだが、「不正のトライアングル」理論に基づき、各スポーツ団体関係者（競技者、指導者、事務局員）のモニタリングを通してコンプライアンス違反が発生しやすい組織状況や組織文化を探知することに主眼を置いている点が、諸外国の事例とは異なる点である。本事業ではこの目的のためにスポーツ・コンプライアンス評価指標を開発し、試行的にモニタリングを行った。事業実施期間が短かったために集められたサンプル数が限定的となり、得られた結果の解釈には注意が必要である。一方、今回の短期的なモニタリングにおいても、規程の整備状況だけでは把握できない、コンプライアンス違反につながる可能性のあるリスク因子の抽出ができていた点は評価したい。今後、このモニタリングを継続して行うことで、各スポーツ団体においてコンプライアンス違反が誘発され得る状況を明示化することが期待される。

他方で本事業で開発した評価指標及びモニタリングの仕組みには以下に挙げる課題が残されている。

①スポーツ団体におけるモニタリングへの回答者の選定

本事業におけるモニタリングの試行では、該当のスポーツ団体に回答者の選定を任せた。協力をいただいたスポーツ団体からは、スポーツ団体が回答者を選定する際にバイアス（偏り）がかかり適切な情報を提供できない可能性があるため、モニタリング実施者の方で基準を定めて回答者を選定することでバイアスを排除しより正確な情報が得られるのではないか、という意見が寄せられている。また、本事業では各スポーツ団体の理事会を対象としていないため、理事会レベルのガバナンス、コンプライアンス状況についてはモニタリングできる体制にない。この点も含

め、モニタリングに必要な予算、人員体制も考慮しつつ、現実的に誰に各スポーツ団体の代表者として回答してもらうのかを含めて考え方を整理する必要がある。

②不正の種類の検証

本事業で開発した評価指標では、不正の種類として「暴力」「ハラスメント」「ドーピング」「反社会的勢力との関係」「事務処理上の過誤又は不正」の5つを設定したが、スポーツ団体におけるコンプライアンス違反はこれだけに留まるものではない。例えば、競技者又は役職員による交通事故や SNS での不適切な内容の公開等、上記5つの種類のほかにも個人の行動に起因するコンプライアンス違反の事例が発生しており、モニタリングの対象とすべき範囲や優先順位を改めて検証する必要がある。

③モニタリング結果のフィードバック方法

本事業では指標の開発とそれを活用したモニタリングの試行までを行ったが、得られた結果をどのように該当のスポーツ団体に対して効果的にフィードバックをするかについて更なる検討が求められる。特にモニタリングの過程で重大なコンプライアンス違反の可能性が発見された際にどのように対応するか等、どの段階でどのような警告を発すべきか、様々な可能性を想定した上でのフィードバックの仕組みと対応のフローチャートを整備していく必要がある。

④課題が明示化されたスポーツ団体への支援

英国やオーストラリアが行なっているように、明示された課題を解決するための支援を併せて提供することが必要となる。そのためには、スポーツ団体によるガバナンス・コンプライアンス強化の取り組みを支援する専門家チームを編成するとともに、各スポーツ団体の状況に合わせて適切な支援を提供できる施策の構築が必要となる。

今後これら課題を踏まえて評価指標並びにモニタリングの仕組みを改善していくとともに、政府及びスポーツ界全体としてどのような制度、体制でコンプライアンス違反の防止に取り組むべきか、引き続き検討していく必要がある。

謝辞

本事業で NF を対象に行った試行アンケートの評価基準作成において、筑波大学大学院システム情報工学研究科の岡田幸彦教授から、統計処理やデータの可視化等に懇切なご指導を賜りました。深く感謝申し上げます。

付 表

付表 1	諸外国におけるスポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスに係る憲章、 規程、原則の整理
付表 2	ナショナル・インテグリティ・オブ・スポーツ・ユニット スポーツ団体におけるスポーツ・インテグリティへの脅威に対する脆弱性 測定の評価指標
付表 3	夏季オリンピック競技国際連盟連合（ASOIF）国際競技連盟自己評価質問票
付表 4	倫理・コンプライアンスに関する規程の整備等の現況に係る調査用紙
付表 5-1	倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況調査対象 NF（日体協及び JOC 加盟等団体）
付表 5-2	倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況調査対象 NF（日障協登録等 団体）
付表 6	ヒアリングメモ（競技者用・指導者用）
付表 7	ヒアリングメモ（事務局員用）
付表 8	スポーツ・コンプライアンス評価指標に基づく試行アンケート結果

付表1

諸外国におけるスポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスに係る憲章、規程、原則の整理

大項目	中項目	概要・評価の視点	評価基準の例	分類 (※1)	法の根拠 (※2)
a) 組織構造・運営・財務					
	競技団体単一の代表機関	スポーツ団体が競技を代表する単一組織であるか否か	・競技の統合(豪州) ・ジュニアからハイパフォーマンスまでを統括(豪州) ・地域団体の構造化、利益の集約(豪州)	②	
	法人格	スポーツ団体がどのような法人格を有するか否か	・法人格の要件化(豪州、カナダ) ・定款の公開(カナダ、IOC)	①	
	年次報告	年次報告書の作成と公開	・会社法に基づく年次報告書の発行(豪州)	①	7条2項
	財務諸表	財務諸表の作成と公開	・財務諸表の作成及びASCへの提出(豪州)	①	7条2項
	外部監査	外部監査の有無、頻度	・独立監査人による監査(カナダ)	①	5条12項
	倫理問題	倫理規程の適用等	・倫理原則と倫理規則の適用状況を監視する。(IOC)	①/②	5条3項ほか
	リスクマネジメント、内部統制	リスクマネジメント、内部統制への対応	・危機管理の手続きが整備されていること(IOC) ・リスクマネジメント、内部統制に関する効率化に向けた年次評価の実施(英国)	②	
b) 理事会					
	任期	理事会の任期がどうあるべきか ・任期の設定の有無、程度	・2年間4期、4年間2期、3年間3期(英国) ・10年以下(豪州)	②	
	規模・構成	理事会の人数がどの程度か、構成がどのようにあるべきか ・技能、経験、独立性、知見のバランス	・原則12名以下、25パーセント以上は外部有識者が望ましい(英国)	②	
	理事職の指名	理事職がどのように選定されるか ・理事選定に関する公式なプロセスの有無 ・外部機関からの指名	・指名委員会の組織(英国、豪州) ・公募手続き(英国)	②	
	会長職	会長職がどのように選定されるか	・理事会による選定(英国、豪州) ・会長とCEOは別人物とすべき(英国、豪州) ・会長は、組織の長ではなく、理事会の議長たるべき(豪州)	②	
	理事会運営	理事会がどのように運営されるか ・理事会の開催回数 ・議事、意思決定の透明性	・定期的な理事会の開催、議事録の作成(英国) ・少なくとも、年に5回の理事会開催(豪州) ・理事会の開催概要を年次報告書に記載(豪州)	②	
	ジェンダーバランス・多様性	男女比・多様性がどうか ・男女比 ・人種、国籍等	・理事会の40%を女性とすることを努力目標とする(豪州) ・理事会の30%はいずれかのジェンダーで占めることを努力目標とする(英国) ・BAME(Black, Asian, minority ethnic)の多様性を考慮(英国) ・理事会の中に、特に女性とアスリートが代表として入るものとする(IOC)	②	
	利益相反	利益相反に関する規程の具備の程度 ・利益相反に関するポリシーの整備の有無 ・利益相反事項への意思決定不参加の徹底	・利益相反ポリシーの整備(英国、豪州、カナダ) ・利益相反事項への意思決定不参加の徹底(英国、IOC) ・利害関係を有する事項の登録(英国)	②	
	報酬	理事職の報酬額がどのように規定されているか ・公式な手続きによる報酬額の決定 ・報酬額の公開	・公式な手続きによる報酬額の決定(英国) ・報酬額の公開(豪州、IOC)	①	20条1項・2項
	監査	理事会運営がどのように監査されているか	・監査・リスク委員会の設置(豪州) ・外部・内部監査プロセスの実施(豪州)	②	
c) 規程					
	紛争解決	紛争解決に関する枠組みの整備	・紛争解決に向けた手続きを有すること(カナダ) ・競技の権限内の独立機関に上訴する機会が提供されるものとする。(IOC)	②	
	アンチ・ドーピング	アンチ・ドーピングの推進 ・アンチ・ドーピング規程の採択 ・教育啓発の実施	・国内アンチ・ドーピング規程、IFによるアンチ・ドーピングの必要条件の理解、調査・ヒアリングへの協力(豪州) ・国内アンチ・ドーピングポリシーの公式な採択(カナダ) ・教育啓発の実施(豪州)	②	
	差別、ハラスメント、虐待	差別、ハラスメント、虐待対策	・差別、ハラスメント、虐待に関する公式なポリシーの制定(カナダ) ・相談案件に関する調査手続きの公開(カナダ)	②	
	八百長	八百長対策	・八百長防止に向けた競技者、エージェンツ、サポートスタッフ等の義務に関する教育啓発	②	
d) スポーツ開発					
	戦略プラン	戦略プランの有無 ・単年度、中長期プラン ・KPIの設定	・組織のビジョン、全体の目標は明確に規程され、伝達されるものとする(IOC) ・3年間の戦略プランの策定(スポーツ参加率、ハイパフォーマンス)(豪州) ・KPIの設定(豪州、カナダ)	③	
	選手、サポートスタッフ、審判	教育プログラムの有無	・教育プログラムの実施(カナダ)	③	
	競技大会	競技大会計画、開催地決定手続きの有無	・競技大会の開催する機会は、広く開かれたものでなければならない。選定条件は、構成で透明性の高いものでなければならない。(IOC)	③	

※1:①公益団体としての必須事項、②スポーツ団体としての必須事項、③+α(人材育成、専門養成等)
 ※2:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律における条文

付表 2

ナショナル・インテグリティ・オブ・スポーツ・ユニット (NISU)

スポーツ団体におけるスポーツ・インテグリティへの脅威に対する脆弱性測定の評価指標

基準	副基準	高	中	低	なし	不明
ガバナンス	ASC ガバナンス 原則の遵守	あなたの組織にはオーストラリアスポーツコミッションのスポーツガバナンス原則の義務の遵守が求められますか？ はい <input type="checkbox"/> 下記のパートA及びBに教えてください。 いいえ <input type="checkbox"/> 下記のパートBのみに教えてください。				
	パートA	国内スポーツ団体はオーストラリアスポーツコミッションのスポーツガバナンス原則の義務を遵守していない。	国内スポーツ団体はオーストラリアスポーツコミッションのスポーツガバナンス原則の義務の履行に向けて行動している。	国内スポーツ団体はオーストラリアスポーツコミッションのスポーツガバナンス原則の義務を完全に遵守している。	適用なし	評価できない
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	パートB	国内スポーツ団体はオーストラリアスポーツコミッションの広く推奨されるスポーツガバナンス原則を遵守していない。	国内スポーツ団体はオーストラリアスポーツコミッションの広く推奨されるスポーツガバナンス原則の履行に向けて行動している。	国内スポーツ団体はオーストラリアスポーツコミッションの広く推奨されるスポーツガバナンス原則を完全に遵守している。	適用なし	評価できない
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

基準	副基準	高	中	低	なし	不明
ガバナンス	認証評価－ 契約者及び コンサルタント	競技内または競技参加者と協働している契約者及びコンサルタントは認証評価を求められない。	競技内または競技参加者と協働している契約者及びコンサルタントの認証評価は推奨されるが、義務ではない。	競技内または競技参加者と協働しているいかなる契約者またはコンサルタントは一般に認められる専門的な機関からの完全な認証評価が求められる。	競技及び競技参加者と協働している契約者及びコンサルタントはない。	評価できない
	認証評価－ 選手の エージェント	競技内で競技者の代理人を務めるエージェントはいかなる認証評価または競技への登録は求められない。	競技内で競技者の代理人を務めるエージェントは競技への登録を求められる。	競技内で競技者の代理人を務めるエージェントは競技への登録を求められ、また競技団体は競技内で競技者を代表することを禁じる力を持つ。	競技内のいかなる競技者もエージェントにより代理されない。	評価できない
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サプリメント 及び スポーツ 医学	ベスト プラクティス の遵守	競技にはサプリメント及びスポーツ科学/スポーツ医学に関連するいかなるポリシー及び原則もない。	競技には競技を越えて広く遵守するサプリメント及びスポーツ科学/スポーツ医学に関連するポリシー及び原則がある。	競技はAISサプリメントポリシー及びスポーツ科学/スポーツ医学のベストプラクティスの原則を遵守している。	適用なし	適用なし
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

基準	副基準	高	中	低	なし	不明
違法薬物	ポリシー及び教育	競技には違法薬物のポリシーが整っておらず、違法薬物に関する教育も行われていない。 <input type="checkbox"/>	競技には違法薬物のポリシーが整っているが、違法薬物の教育プログラムがほとんど行われていないか、全く行われていない。 <input type="checkbox"/>	競技には強い違法薬物のポリシーがあり、包括的な違法薬物プログラムが行われている。 <input type="checkbox"/>	適用なし	適用なし
	検査	競技には競技者への違法薬物の検査プログラム（ASADAの検査とは別に）はない。 <input type="checkbox"/>	競技には競技者への違法薬物検査プログラム（ASADAの検査とは別に）を時々行う。 <input type="checkbox"/>	競技には競技者に包括的な違法薬物検査プログラム（ASADAの検査とは別に）を行っている。 <input type="checkbox"/>	適用なし	適用なし
ドーピング	影響を受けやすいこと一行使	競技には高度の生理学的な行使が求められる。 <input type="checkbox"/>	競技には中度の生理学的な行使が求められる。 <input type="checkbox"/>	競技には低度の生理学的な行使が求められる。 <input type="checkbox"/>	競技には生理学的な行使が求められない。 <input type="checkbox"/>	適用なし
	影響を受けやすいこと一コントロール	競技には高度の運動調整が求められる。 <input type="checkbox"/>	競技には中度の運動調整が求められる。 <input type="checkbox"/>	競技には低度の運動調整が求められる。 <input type="checkbox"/>	運動調整は無関係 <input type="checkbox"/>	適用なし
	歴史及び流行	競技は歴史的にドーピングの発生率が高く、最近でも複数のケースがある。 <input type="checkbox"/>	競技には歴史的にドーピングの発生率があり、現在でも多数のケースがある。 <input type="checkbox"/>	競技には歴史的にドーピングの発生率が高く、または発生がなく、現在では1件か2件ほどのケースしかない。 <input type="checkbox"/>	適用なし	評価できない <input type="checkbox"/>

基準	副基準	高	中	低	なし	不明
ドーピング	報酬	競技者がスポーツにおいてトップレベルに達した際の金銭的及び/または金銭的でない報酬が大きなものである。 <input type="checkbox"/>	競技者がスポーツにおいてトップレベルに達した際の金銭的及び/または金銭的でない報酬がそこそこある。 <input type="checkbox"/>	競技者がスポーツにおいてトップレベルに達した際の金銭的及び/または金銭的でない報酬が低い。 <input type="checkbox"/>	競技者がスポーツにおいてトップレベルに達した際の金銭的及び/または金銭的でない報酬がない。 <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>
	ASADAとの相互作用	教育と検査を含めた競技とASADAの間の相互作用及び協力のレベルは低い又ははない。 <input type="checkbox"/>	教育と検査を含めた競技とASADAの間の相互作用及び協力のレベルはそこそこである。 <input type="checkbox"/>	教育と検査を含めた競技とASADAの間の相互作用及び協力のレベルは高い。 <input type="checkbox"/>	適用なし	評価できない <input type="checkbox"/>
	スケジュールのプレッシャー	競技会の間に早急なターンオーバー（7日以下）が求められる。 <input type="checkbox"/>	競技会の間にそこそこのターンオーバー（1～4週間）が求められる。 <input type="checkbox"/>	競技会の間に早急なターンオーバーが求められない（一ヶ月以上）。 <input type="checkbox"/>	適用なし	評価できない <input type="checkbox"/>
	怪我の流行	競技者の競技への参加が阻まれるような怪我が良く起こる。 <input type="checkbox"/>	競技者の競技への参加が阻まれるような怪我がそこそこ起こる。 <input type="checkbox"/>	競技者の競技への参加が阻まれるような怪我は稀である <input type="checkbox"/>	適用なし	評価できない <input type="checkbox"/>
	過去にドーピング歴のあるコーチと競技者の影響	過去にドーピングの歴のあるコーチ、競技者、及び職員と高いレベルで交流がある。 <input type="checkbox"/>	過去にドーピングの歴のあるコーチ、競技者、及び職員とそこそこのレベルで交流がある。 <input type="checkbox"/>	過去にドーピングの歴のあるコーチと低いレベルで交流がある。 <input type="checkbox"/>	スポーツにおいて過去にドーピング歴のあるコーチ、競技者、及び職員との交流はない。 <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>

	基準	副基準	高	中	低	なし	不明
八百長に関する国内ポリシーの遵守	審判		競技内に審判への八百長の監視体制が存在しない。 <input type="checkbox"/>	競技内に審判への八百長の監視体制が存在する。 <input type="checkbox"/>	競技内に効果的な審判への八百長の監視体制が存在する。 <input type="checkbox"/>	適用なし	適用なし
	競技者		競技者は八百長に関する行動規範により制約されず、八百長の脅威に関する教育を受けていない。 <input type="checkbox"/>	八百長に関する行動規範に制約される競技者がおり、八百長の脅威に関する教育を受けている。 <input type="checkbox"/>	全競技者が八百長に関する行動規範に制約され、八百長の脅威に関する教育に参加する義務がある。 <input type="checkbox"/>	適用なし	適用なし
賭博マーケット		国際賭博マーケット	国内に拠点のない複数の外国ベースの適法なブックメーカーが競技のマーケットを提供している。 <input type="checkbox"/>	国内に拠点のない複数の外国ベースの適法なブックメーカーが競技のマーケットを提供している。 <input type="checkbox"/>	国内に拠点のない一つか二つの外国ベースの適法なブックメーカーが競技のマーケットを提供している。 <input type="checkbox"/>	国際的なブックメーカーは競技のマーケットを提供していない。 <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>
あなたの競技の国際賭博マーケットでの推定価値 - \$AUD							

	基準	副基準	高	中	低	なし	不明
賭博マーケット		国内賭博マーケット	主要な国内ブックメーカーの多くが競技に対してのマーケットを提供し、多くの賭けが提供される。 <input type="checkbox"/>	多くの国内ブックメーカーが競技に対してのマーケットを提供、広範囲の賭けを提供している。 <input type="checkbox"/>	競技に対して限られたマーケットが提供され、ブックメーカーにより、限られた賭けのタイプしか提供されない。マーケットは不定期に提供され得る。 <input type="checkbox"/>	国内ブックメーカーから競技に対して提供されるマーケットはない。 <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>
		違法賭博マーケット	違法賭博マーケット(国際または国際)が競技に対して存在し、オーストラリアで行われる大会/イベントにおける違法ブックメーカーにより提供されるマーケットが定期的に確認される。 <input type="checkbox"/>	違法賭博マーケット(国際または国際)が競技に対して存在するが、オーストラリアで行われる大会/イベントにおける違法ブックメーカーにより提供されるマーケットが定期的には確認されない。 <input type="checkbox"/>	違法賭博マーケット(国際または国際)が競技に対して存在するが、オーストラリアで行われる大会/イベントにおいて、違法ブックメーカーによるマーケットの提供が見られないようである。 <input type="checkbox"/>	競技に対して違法の国際マーケットはない。 <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>
		準エリート競技会のマーケット	多くの国内ブックメーカーが競技の準エリート大会に対し、マーケットを提供する。 <input type="checkbox"/>	複数の国内ブックメーカーが競技の準エリート大会に対し、賭博マーケットを提供する。 <input type="checkbox"/>	一つか二つの国内ブックメーカーが競技の準エリート大会に対し、賭博マーケットを提供する。 <input type="checkbox"/>	競技の準エリート大会に対し、賭博マーケットを提供する国内ブックメーカーはない。 <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>
あなたの競技の準エリート賭博マーケットでの推定価値 - \$AUD							

	基準	副基準	高	中	低	なし	不明
アクセス	オーストラリア人の競技者／審判		競技に渡って長期間競技や審判をするため、又はトレーニングで海外に滞在し、競技、審判を行うためにオーストラリアに帰ってくるオーストラリア人の競技者／審判が多い。 <input type="checkbox"/>	競技に渡って長期間競技や審判をするため、又はトレーニングで海外に滞在し、競技、審判を行うためにオーストラリアに帰ってくるオーストラリア人の競技者／審判がそれなりにいる。 <input type="checkbox"/>	競技に渡って長期間競技や審判をするため、又はトレーニングで海外に滞在し、競技、審判を行うためにオーストラリアに帰ってくるオーストラリア人の競技者／審判が少しだけいる。 <input type="checkbox"/>	競技に渡って長期間競技や審判をするため、又はトレーニングで海外に滞在し、競技、審判を行うためにオーストラリアに帰ってくるオーストラリア人の競技者／審判がない。 <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>
	海外の競技者／審判		競技に渡って国内競技大会／イベントにて競技／審判するために海外からオーストラリアに赴く競技者／審判が多い。 <input type="checkbox"/>	競技に渡って国内競技大会／イベントにて競技／審判するために海外からオーストラリアに赴く競技者／審判がそれなりにいる。 <input type="checkbox"/>	競技に渡って国内競技大会／イベントにて競技／審判するために海外からオーストラリアに赴く競技者／審判が少しだけいる。 <input type="checkbox"/>	競技に渡って国内競技大会／イベントにて競技／審判するために海外からオーストラリアに赴く競技者／審判がない。 <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>
	国内競技者		自国の競技大会の一部として、オーストラリアの外で行われる大会が複数ある。 <input type="checkbox"/>	自国の競技大会の一部として、オーストラリアの外で行われる大会が複数ある。 <input type="checkbox"/>	自国の競技大会の一部として、時々オーストラリアの外で行われる大会がある。 <input type="checkbox"/>	自国の競技大会の一部として、オーストラリアの外で行われる大会がない。 <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>

	基準	副基準	高	中	低	なし	不明
アクセス	国際大会		この競技において、複数の国からの競技者が参加する主要な競技会を年に2回以上オーストラリアが主催する。 <input type="checkbox"/>	この競技において、複数の国からの競技者が参加する主要な競技会を年に1、2回オーストラリアが主催する。 <input type="checkbox"/>	この競技において、複数の国からの競技者が参加する主要な競技会を不定期でオーストラリアが主催する。 <input type="checkbox"/>	この競技において、複数の国からの競技者が参加する主要な競技会を不定期でオーストラリアでは開催しない。 <input type="checkbox"/>	適用なし
モチベーション	審判の報酬		審判は最低限のレベルの報酬を受け取る。 <input type="checkbox"/>	審判の報酬は合理的だと考えられる。 <input type="checkbox"/>	審判は成績に応じたよい報酬を受けている。 <input type="checkbox"/>	適用なし <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>
	審判のトレーニング		審判は最低限のトレーニングと評価を得る。 <input type="checkbox"/>	審判は適度なトレーニングと評価を得る。 <input type="checkbox"/>	審判はよくトレーニングされ、定期的に成績に応じた地位の評価を受ける。 <input type="checkbox"/>	適用なし <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>
	選手の報酬		競技全体にわたって、個人の競技者への報酬が低い、またはなく、スポンサーシップ及びエンドースメント契約を確保する機会が限られている。 <input type="checkbox"/>	競技全体にわたって、個人の競技者への報酬がそれなりにあり、スポンサーシップ及びエンドースメント契約を確保する機会が少しある。 <input type="checkbox"/>	競技全体にわたって、個人の競技者への報酬が高く、また、スポンサーシップ及びエンドースメント契約からの収入を得ることができる。 <input type="checkbox"/>	適用なし <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>

基準	副基準	高	中	低	なし	不明
モチベーション	監視- 競技者 及び審判	スポーツ内にス ポーツインテグ リティを危険にさらし 得る活動に携わる ような脆弱な個人 的な問題(例: ギャンブル問題) を持つ競技者や 審判を特定するプ ロセスや能力がな い。 <input type="checkbox"/>	スポーツ内にス ポーツインテグ リティを危険にさらし 得る活動に携わる ような脆弱な個人 的な問題(例: ギャンブル問題) を持つ競技者や 審判を特定し得る プロセスや能力が ある。 <input type="checkbox"/>	競技団体はポー ツインテグリティを 危険にさらし得る 活動に携わるよう な脆弱な個人的 な問題(例:ギャン ブル問題)を持つ 競技者や審判を 特定する能力が ある。 <input type="checkbox"/>	適用なし	評価できない <input type="checkbox"/>
	監視- サポートスタッフ の登録	競技ではサポート スタッフに競技団 体に登録すること が求められない。 <input type="checkbox"/>	競技ではサポート スタッフに競技団 体に登録すること を求めることがあ る。 <input type="checkbox"/>	競技では全サ ポートスタッフが 競技団体に登録 することが求めら れる。 <input type="checkbox"/>	適用なし	評価できない <input type="checkbox"/>
	監視- サポートスタッフ -行動規範	競技ではサポート スタッフにいかな る行動規範/八 百長のポリシーに 従うことを求めら れない。 <input type="checkbox"/>	競技ではサポート スタッフに行動規 範/八百長のポリ シーに従うことを 推奨される。 <input type="checkbox"/>	競技では全サ ポートスタッフに行 動規範/八百長 のポリシーに従う ことを求められる。 <input type="checkbox"/>	適用なし	評価できない <input type="checkbox"/>

高潔 基準	副基準	高	中	低	なし	不明
財政上の インテグリティ	個別のクラブの 財政的強みと 透明性	財政的な強みと透 明性に乏しく、公 に財政状況を報 告しているクラブ はほぼない。全体 的に見て、財務管 理に関連した健全 な政策及び実務 に従うクラブは少 ない。 <input type="checkbox"/>	財政的な強みと透 明性はそれなりに あり、公に財政状 況を報告している クラブもある。全体 的に見て、財務管 理に関連した健全 な政策及び実務 に従うクラブは少 しある。 <input type="checkbox"/>	財政的な強みと透 明性が強く、ほと んど全てのクラブ が公に財政状況 を報告している。 全体的に見て、財 務管理関連した健 全な政策及び実 務に従うクラブが 多い。 <input type="checkbox"/>	適用なし	評価できない <input type="checkbox"/>
オーナーシップ 及び スポンサーシッ プ	スポンサー	競技団体又は個 別クラブは潜在的 な投資家、スポン サー又はコマー シャルパートナー に対し、適性評価 を行わない。クラブ /競技団体はス ポンサーの会社 沿革の知識がな い。 <input type="checkbox"/>	競技団体又は個 別クラブは潜在的 な投資家、スポン サー又はコマー シャルパートナー に対し、適性評価 を行なうことがあ る。クラブ/競技 団体にはスポン サーの会社沿革 の部分的な知識 がある。 <input type="checkbox"/>	競技団体又は個 別クラブは潜在的 な投資家、スポン サー又はコマー シャルパートナー に対し、詳細に及 ぶ適性評価を行 なう。クラブ/競技 団体にはスポン サーの会社沿革 の詳細の知識が ある。 <input type="checkbox"/>	競技における競技 団体又は個別の クラブには投資 家、スポンサー又 はコマーシャル パートナーがいな い。 <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>

基準	副基準	高	中	低	なし	不明
オーナーシップ 及び スポンサーシッ プ	オーナーシップ	競技において、ク ラブ/チームの オーナーシップの レベルが高い。 <input type="checkbox"/>	競技において、ク ラブ/チームの オーナーシップの レベルが極端で はない。 <input type="checkbox"/>	競技において、ク ラブ/チームの オーナーシップの レベルが最小限。 <input type="checkbox"/>	チーム/クラブへ のオーナーシッ プがない。 <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>
	外国資本	競技内で外国資 本が高い、又は、 高いレベルの外 国のスポンサー/ 投資がある。 <input type="checkbox"/>	競技内で外国資 本が少しあり、ま た、外国のスポン サー/投資が少し ある。 <input type="checkbox"/>	競技内で外国資 本が最低限のレ ベルであり、また、 外国のスポンサー /投資も最低限 である。 <input type="checkbox"/>	競技における外国 資本又はスポン サーシップがな い。 <input type="checkbox"/>	評価できない <input type="checkbox"/>

付表 3

オリンピック夏季大会競技団体連合（ASOIF）国際競技連盟自己評価質問票

大項目	中項目	小項目
1. ガイドとなる規約 (Guiding Codes)	1.1 IOCオリンピック憲章。特にオリンピック憲章第26条に示された使命。	<ul style="list-style-type: none"> ・全く当てはまらない ・一部当てはまる ・当てはまる ・公表されている規則・手順に則り十分当てはまる ・最高水準で完全に当てはまる
	1.2 WADA規程。WADAが公式に貴IFのコンプライアンスを認定しているか否か。	<ul style="list-style-type: none"> ・全く当てはまらない ・一部当てはまる ・当てはまる ・公表されている規則・手順に則り十分当てはまる ・最高水準で完全に当てはまる
	1.3 貴IFが公式にアジェンダ2020の提案施策を支持している。貴IFのガバナンスとプロセスがアジェンダ2020の提案に適合しているか否か。	<ul style="list-style-type: none"> ・全く当てはまらない ・一部当てはまる ・当てはまる ・公表されている規則・手順に則り十分当てはまる ・最高水準で完全に当てはまる
	1.4 貴IFはIOC倫理規程を遵守している。貴IFの加盟団体とIF職員がIOCの倫理規程を遵守している。	<ul style="list-style-type: none"> ・全く当てはまらない ・一部当てはまる ・当てはまる ・公表されている規則・手順に則り十分当てはまる ・最高水準で完全に当てはまる
	1.5 当てはまるものにチェックを入れてください：	<ul style="list-style-type: none"> ・貴IFの法令や規則、規程で、IOC倫理規定について言及している。 ・貴IFは、独自の倫理規定を有している。 ・貴IFは現在、特別な倫理規定を有していないものの、法令や規則、規程で、倫理やインテグリティに関する特定の内容が示されている。 ・上記のいずれにも該当しない。
	1.6 貴IFは、「オリンピック及びスポーツ・ムーブメントの健全なガバナンスに関する基本的普遍原則 (IOC Basic Universal Principles of Good Governance of the Olympic and Sports Movement)」に適合している。	<ul style="list-style-type: none"> ・全く当てはまらない ・一部当てはまる ・当てはまる ・公表されている規則・手順に則り十分当てはまる ・最高水準で完全に当てはまる
	1.7 貴IFは、「試合の不正操作に関するオリンピックムーブメント規程 (Olympic Movement Code against the Manipulation of Sport Competitions)」に適合している。	<ul style="list-style-type: none"> ・全く当てはまらない ・一部当てはまる ・当てはまる ・公表されている規則・手順に則り十分当てはまる ・最高水準で完全に当てはまる
	1.8 当てはまるものにチェックを入れてください：	<ul style="list-style-type: none"> ・貴IFの法令や規則、規程で、IOC倫理規定について言及している。 ・貴IFは、独自の倫理規定を有している。 ・貴IFは現在、特別な倫理規定を有していないものの、法令や規則、規程で、倫理やインテグリティに関する特定の内容が示されている。 ・上記のいずれにも該当しない。
	1.9 貴IFは、主な活動が登録・運営されている国のすべての適用可能な国内法に適合している。	<ul style="list-style-type: none"> ・全く当てはまらない ・一部当てはまる ・当てはまる ・公表されている規則・手順に則り十分当てはまる ・最高水準で完全に当てはまる
	1.10 貴IFは、広く認められているすべての国際的な条約や協定（特に、スポーツ界で施行されている国連や欧州評議会の協定）に適合している。	<ul style="list-style-type: none"> ・全く当てはまらない ・一部当てはまる ・当てはまる ・公表されている規則・手順に則り十分当てはまる ・最高水準で完全に当てはまる

2. 透明性 (Transparency) : 貴IFは以下の情報についてどの程度公表 (公式HPを通して等) しているか、当てはまるものにチェックを入れてください。	2.1 定款・ルール・レギュレーション	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・IF HPに少なくとも幾つかの情報を掲載 ・IF HPに最新版の定款・ルール・レギュレーションを掲載 ・IF HPに全ての情報を掲載、容易に見つけることができる ・IF HPに全ての情報を掲載、容易に見つけることができ、更に最新版の変更点を識別することができる
	2.2 職員、選出された役員、専門委員会組織、報酬委員会を含むその他の関連する意思決定グループの体制図	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・IF HPに組織体制に関する幾つかの基礎情報を掲載 ・IF HPに組織体制図を掲載 ・IF HPに組織体制図及び体制がどのように機能するかについての情報を掲載 ・IF HPに組織体制図を複数の階層レベルを記し構造が明瞭であるように掲載
	2.3 ビジョン、ミッション、価値、戦略目標	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・IF HPに幾つかの情報を掲載 ・IF HPに全ての情報を掲載 ・IF HPに全ての情報を掲載、容易に見つけることができる ・IF HPに全ての情報が容易に見つけられ、更に指標や成果基準を伴う戦略プラン等の追加情報とともに掲載
	2.4 基本情報を含めた全ての加盟国団体のリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・IF HPに幾つかの加盟団体情報を掲載 ・IF HPに最新の加盟団体の全ての情報を掲載 ・IF HPに加盟団体の基礎情報を全て掲載、容易に見つけることができる ・IF HPに加盟団体の情報掲載、容易に見つけることができ、更に加盟団体に関する追加情報や説明とともに掲載
	2.5 選出役員の経歴情報を含む詳細データ	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・IF HPに選出役員の幾つかの情報を掲載 ・IF HPに全ての選出役員の経歴情報を掲載 ・IF HPに全ての情報を写真付きで掲載、容易に見つけることができる ・IF HPに全ての情報を掲載、容易に見つけることができ、更に追加情報・説明や任期も掲載
	2.6 年報及び主要イベント開催報告	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・IF HPに幾つかのニュースを掲載 ・IF HPにニュースを定期的に掲載するとともに年報も掲載 ・IF HPにニュースを定期的に掲載し、複数年の年報も掲載、容易に見つけることができる ・IF HPに全ての情報を掲載、容易に見つけることができる、更に追加情報や過去の報告書の説明 (比較のため) も掲載
	2.7 外部監査後の年次財務報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・IF HPに幾つかの財務情報を掲載 ・IF HPに外部監査を受けた財務報告書を掲載 ・IF HPに外部監査を受けた財務報告書を掲載、容易に見つけることができる ・IF HPに最新の監査を受けた財務報告書を追加情報やマネジメントレターと共に掲載、容易に見つけることができる
	2.8 選出役員や上級スタッフの手当て及び財務利益	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・IF HPに選出役員及び上級スタッフの手当て及び財務利益に関する幾つかの情報を掲載 ・IF HPに選出役員及び上級スタッフの手当て、日当、財務利益に関する情報を掲載 ・IF HPに全ての詳細情報を掲載、容易に見つけることができる ・IF HPに全ての詳細情報を追加データや情報とともに掲載、容易に見つけることができる
	2.9 加盟団体がアジェンダに議題を追加する手順を含む、関連資料 (総会前) と議事録 (総会后) を含む総会アジェンダ	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・総会で幾つかの情報を公表 ・総会アジェンダは事前に、議事録は事後に、またアジェンダを追加する手順も公表 ・IF HPに総会の全ての詳細情報を掲載、容易に見つけることができる ・IF HPに全ての情報及び追加データや情報、議事録のアーカイブを掲載、容易に見つけることができる
	2.10 理事会及び専門委員会における報告・決定の要旨、IFにおけるその他の重要決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・理事会及び専門委員会の決定の一部を公表 ・IF HPに理事会及び専門委員会の全ての主要な報告・決定を掲載 ・IF HPに全ての主要な決定を速やかに掲載、容易に見つけることができ、明瞭に揭示 ・IF HPに全ての主要な決定を速やかに且つ追加の詳細や情報と共に掲載、容易に見つけることができ、明瞭に揭示

<p>3. インテグリティ (Integrity) : 貴IFに当てはまると思われる状況にチェックを入れてください</p>	<p>3.1 IFのIOC倫理規程及び/又はIF独自の倫理規程の遵守を保證することに責任を有するユニット又はオフィサーを有している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・倫理規程の遵守に責任を有する職員/オフィサーが指名されている ・倫理規程の遵守のため、責任が明示され、明確な手順がある ・倫理規程の遵守のため、責任が明示され、明確な手順がある、更に実行の根拠がある ・倫理規程の遵守のため、最新のユニットと手順が実装され、更に実行の根拠があり、成果が公表されている
	<p>3.2 IFのWADA世界アンチ・ドーピング規程の遵守を保證することに責任を有するユニット又はオフィサーを有している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・世界アンチ・ドーピング規程遵守に責任を有する職員/オフィサーが指名されている ・適切な経験と資源を伴う、アンチ・ドーピング・チーム及び役員が設置されている ・適切な経験と資源を伴う、アンチ・ドーピング・チーム及び役員が設置されており、更に成果が公表されている ・最新の独立したアンチ・ドーピング・プログラムが実施されている
	<p>3.3 「スポーツ試合の不正操作防止に関するオリンピック・ムーブメント規程」を遵守している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・規程を承認/適用し、限られた範囲で遵守している ・規程遵守に特化した専門知識と資源を有している ・規程遵守に特化した専門知識と資源を有している、更に成果を公表している ・最高水準で規程を遵守している
	<p>3.4 IF加盟団体が認証された倫理規程・原則の全てに従い機能することを保證するためにデザインされたプログラム又は施策を有している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・IF加盟団体が認証された倫理規程及び原則に従うことを保證するための活動が幾つかある ・加盟団体が認証された倫理規程・原則を遵守することを義務付けるルール及びプログラムがある ・加盟団体が認証された倫理規程・原則を遵守することを義務付けるルール及びプログラムがある、更に実行されている 証拠がある ・加盟団体が認証された倫理規程・原則を遵守することを義務付ける最新の手順がある、更に実行されている証拠があり、成果が広報されている
	<p>3.5 名乗り出た個人を保護する制度を伴う、「内部通報者」のための機密事項報告のメカニズムを設けている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・意見や申立に回答した幾つかの証拠がある ・内部通報者に対する機密事項報告メカニズムがある ・内部通報者に対する機密事項報告メカニズムがあり、それが実行されている 証拠がある ・外部から検証され、名乗り出た個人を保護するスキームを有する最高水準の報告メカニズムがあり、実行されている証拠がある
	<p>3.6 持続可能な開発の原則を尊重し、環境に配慮している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・公式文書で持続可能な開発及び環境問題に関する程度認識している ・定款に持続可能な開発及び環境を尊重する公式なガイダンスがある ・持続可能な開発を尊重する原則に関する公式なガイダンスがあり、監視が機能している ・持続可能な開発を尊重する最新のガイダンスがあり、監視と制裁措置が機能している
	<p>3.7 インテグリティの認知、教育プログラムを有している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・少なくともインテグリティの認識に関する情報が公開されている ・インテグリティの認識向上・教育プログラムがある ・公式のインテグリティ認識向上・教育プログラムを有しており、それを実行している証拠がある ・最高水準のインテグリティ認識向上・教育プログラムを有しており、それを実行している証拠がある
	<p>3.8 スポーツ・インテグリティの脅威に対して適切な調査を実行している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・公式文書において、スポーツ・インテグリティの脅威に対する調査について幾らか言及している ・スポーツ・インテグリティの脅威に対して、明確な調査手順がある ・スポーツ・インテグリティの脅威に対して、それに特化した資源と手順があり、実行している証拠がある ・スポーツ・インテグリティの脅威に対して、最新の調査と報告手順を実装し、実行の証拠がある
	<p>3.9 インテグリティの問題に関して、関連の公的機関（インターポール、欧州評議会、国連薬物・犯罪事務所等）と協力関係にある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・インテグリティの問題に関して、公的機関との協力に関して幾つかの証拠がある ・インテグリティの問題に関して、公的機関とのアドホックな公式協力関係が実行されている ・インテグリティの問題に関して、公的機関と正式な協力関係を締結しており、活動実績がある ・インテグリティの問題に関して、公的機関と最新の協力関係を締結しており、活動実績がある
	<p>3.10 懲戒機関の全ての決定及び関連の制裁措置を、必要な場合は係争中の事案も含め、公開している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・懲戒機関及び関連の制裁措置について幾つかの情報を公開している ・全ての懲戒機関の決定及び関連の制裁措置を公開している ・全ての懲戒機関の決定及び関連の制裁措置を即座に公開するとともに、係争中の事案も公開している ・全ての懲戒機関の決定及び関連の制裁措置を即座に公開するとともに、係争中の事案も追加情報とともに公開している

	4.1 会長及び全執行機関の大多数の役員の選挙	<ul style="list-style-type: none"> なし 選挙結果の幾つかを公表、但し役員は限定的 会長及び大多数の理事会メンバーの選挙結果を公表 会長及び大多数の役員の選挙結果を、投票数とともに公表 会長及び大多数の役員の選挙結果を、投票数とともに公表、外部監査あり
	4.2 候補者が、ビジョンやプログラムを発表する機会を設ける等、バランスのとれた立場で選挙キャンペーンをすることを保証する明確なポリシーを有している	<ul style="list-style-type: none"> なし 候補者が事前にプログラムやマニフェストを発表できる幾つかの機会がある 候補者が事前にプログラムを発表する機会が均等に割り当てられている 候補者は最低でも4ヶ月前に公示され、総会を含めてプログラムを発表できる 候補者は最低でも4ヶ月前に公示され、プログラムを発表できる、またキャンペーン費用のルールがある
	4.3 選挙は明確な手順とレギュレーションの下、無記名投票で実施される	<ul style="list-style-type: none"> いいえ 無記名投票のための幾つかの規定がある 定款に無記名投票のための明確な手順・レギュレーションが記されている 無記名投票のための明確な手順・レギュレーションがあり、電磁的手法に加え予備の手作業によるオプションが用意されている 無記名投票が必須であるという明確なレギュレーションがあり、様々なシナリオをカバーする電磁的及び手作業の選挙手順オプションが用意されている
	4.4 立候補の手順、役職の詳細、職務明細、申請締切、評価を含め、全ての選挙及び指名対象のポジションを公開している	<ul style="list-style-type: none"> いいえ 幾つかのポジションについて公開している 全ての選挙及び指名が公開され、役職の詳細、要件、評価も提示されている 選挙・指名は、役職の詳細、要件、評価が公開され、オープンに公募されている 全ての役職において、役職の詳細、要件、評価が公開されるとともに、最高水準の公開公募が行われている
	4.5 選挙候補者の資格規程が、適正評価手順とともに設置・公開されている	<ul style="list-style-type: none"> いいえ 選挙候補者の資格規程が幾つかある ノミネーションのプロセスに制限がなく、選挙候補者の資格規程が公開されている ノミネーションのプロセスに制限がなく、指名委員会とともに、選挙候補者の資格規程が公開されている 最高水準の資格規程があり、指名委員会を設置している
	4.6 選挙で選出される役員の多選制限がある	<ul style="list-style-type: none"> いいえ 幾つかの多選制限はあるが、同じ役職の多選は可能 多選制限があり、一つの役職に12年を超えて留まることはできない 同じもしくは複数の役職において、1期4年を3回までを上限とする多選制限がある 同じもしくは複数の役職において、1期4年を3回までを上限とする多選制限があり、新たに役職に就くまでの待機期間を設けている
	4.7 統治組織に主要なステイクホルダー（現役選手等）の代表を登用している。男女比率に配慮があり、男女平等を奨励する方針が制定されている。	<ul style="list-style-type: none"> いいえ 統治組織に幾つかの主要ステイクホルダーを登用している 統治組織に主要ステイクホルダーの代表を（諮問的な立場でなく）指名登用しており、男女平等の方針がある 主要ステイクホルダーから登用し、男女平等の方針があり、それを実行している証拠がある 選手及び他の主要ステイクホルダーの登用が最高水準で行われており、男女平等の方針があり、実行している
	4.8 主要な決定は、諸規定に裏付けられた報告書に基づいて執り行われる、また投票権者の要請に従い無記名投票の機会が担保されている	<ul style="list-style-type: none"> いいえ 幾つかの主要な決定は、報告書に基づき執り行われている 主要な決定は、内部で認証された諸規定によって裏付けられた報告書に基づき執り行われている 主要な決定は諸規定に裏付けられた報告書に基づき執り行われている、また報告書の殆どが公開されている 主要な決定は報告書に基づき執り行われている、投票数とともに、全ての報告書が可能な限り公開されている
	4.9 明確、公然あるいは認知された利益相反にあるメンバーを除名することを含み、利益相反のポリシーが明文化されている	<ul style="list-style-type: none"> いいえ 利益相反について幾つかのルールがある 利益相反のポリシーが明文化されている 利益相反のポリシーが明文化されている、それを実行している証拠がある 最高水準の利益相反のポリシーがあり、登録内容に関するチェックが行われるとともに、実行の証拠がある
	4.10 統治組織は定期的に会議を開催している	<ul style="list-style-type: none"> いいえ 総会は少なくとも2年に1度開催されている 総会は毎年開催されている、その他の統治組織も少なくとも1回会議を開催している 総会は年次開催、他の統治組織は毎年複数回会議を開催し、日程が公開されている 総会は年次開催、その他の統治組織は毎年複数回会議を開催し、日程及び他の情報が公開されている

4. 民主制 (Democracy) : 貴IFに当てはまると思われる状況にチェックを入れてください

	5.1 明確な非営利目的活動で、資源の配分決定において透明性のある手順が設けられている	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・非営利目的活動において、資源配分に関する情報の幾つかが公表されている ・非営利目的活動において、資源配分決定について明文化された、透明性のある手順が設けられている ・非営利目的活動において、資源配分決定について明文化された、透明性のある手順が設けられている、また全ての情報が公開されている ・非営利目的活動において、資源配分決定については最高水準の手順が設定され、全ての情報が公開されている
	5.2 主要ステイクホルダーに対して再配分の方針とプログラムがある	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・主要ステイクホルダー間に幾らか再配分している ・主要ステイクホルダーに対して、公式の再配分方針またはプログラムがある ・主要ステイクホルダーに対して、公式の再配分方針またはプログラムがあり、詳細が公開されている ・ステイクホルダーに対する最高水準の再配分プログラムがあり、明確な基準と詳細が公開されている
	5.3 配分された資金の使用について、監視・監査手順がある	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・資金受領者はどのように金が使われたか報告書を提出する ・配分された資金の使用について、監視・監査手順が実行されている ・配分された資金の使用について、独立した監視・監査手順が設置されている ・配分された資金の使用について、独立した監視・監査手順が設置されている、また結果が公開されている
	5.4 環境責任ポリシー及び方針が存在する	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・公式文書の中に、少なくとも環境責任について言及がある ・環境責任に関するポリシーと方針が設置されている ・環境責任に関するポリシーと方針が設置され、それを実行している証拠があり、詳細が公開されている ・環境責任に関する最高水準のポリシーがあり、監視が実行され、詳細が公開されている
	5.5 社会的責任についてのポリシーとプログラムが存在する	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・公式文書の中に、少なくとも社会的責任について言及がある ・社会的責任に関するポリシーと方針が設置されている ・社会的責任に関するポリシーと方針が設置され、それを実行している証拠があり、詳細が公開されている ・社会的責任に関する最高水準のポリシーがあり、監視が実行され、詳細が公開されている
5. スポーツの開発及びソリダリティ (Sports Development & Solidarity) : 貴IFの状況に適合すると思われる状況にチェックを入れてください	5.6 コーチ、審判、選手に対する教育プログラムや支援がある	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・少なくともコーチ、審判、選手に対して幾つかの教育的支援がある ・コーチ、審判、選手に対して教育プログラムや支援がある ・コーチ、審判、選手に対して外部から提供される教育プログラムや支援がある ・コーチ、審判、選手に対して最高水準で、外部から提供される教育プログラムがある
	5.7 内部のガイドラインに従い、男女比や地域間差に配慮されたソリダリティ・プログラムがある	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・地域間差に関するソリダリティ・プログラムのガイドラインがある ・男女差と地域間差をカバーした公式のソリダリティ・プログラムのガイドラインがある ・男女差と地域間差をカバーした公式のソリダリティ・プログラムのガイドラインがあり、数値が公表されている ・男女差と地域間差をカバーした最高水準のソリダリティ・プログラムのガイドラインがあり、結果が公表されている
	5.8 イベントを開催するコミュニティを支援するレガシー・プログラムがある	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・イベントを開催するコミュニティには、彼らのレガシー計画に沿って支援している ・イベントを開催するコミュニティを支援するレガシー・プログラムがある ・イベントを開催するコミュニティを支援する公式のレガシー・プログラムと資源がある ・イベントを開催するコミュニティを支援する最高水準のプログラムと資源があり、詳細が公開されている
	5.9 人種、宗教、性的指向に対する非差別のポリシーがある	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・公式文書において、差別の禁止を承認している ・公式な非差別ポリシーが（複数）制定されている ・あらゆる種類の差別を禁止する非差別ポリシーが（複数）あり、それを実行している証拠がある ・最高水準の非差別ポリシーがあり、実行の証拠があり、結果を公表している
	5.10 社会的責任の問題に関して、関連する公的機関（国連環境計画、赤十字国際委員会、世界保健機構、国連難民高等弁務官事務所等）と協力関係にある	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・社会的責任の問題に関して、公的機関への協働に関する幾つかの証拠がある ・社会的責任の問題に関して、公的機関とアドホックな協働関係が実行されている ・社会的責任の問題に関して、公的機関との協働プログラムがあり、詳細が公表されている ・公的/国際機関と共に最高水準の社会的責任活動が実行され、詳細を公表、モニタリングも実施している

<p>6. 抑制と均衡/コントロールメカニズム (Checks and Balances/ Control Mechanisms) : 貴IFの状況に適合すると思われる状況にチェックを入れてください</p>	<p>6.1 組織内に、外部人材を登用した倫理委員会を設置している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・倫理的行為について幾らか監視を行っている ・倫理事項の適用をモニタリングするため、外部人材を登用した倫理事項を設置している ・多くの外部人材から構成される倫理委員会が設置されており、ここが制裁を提案することも可能 ・外部人材が多数を占める最高水準の倫理委員会があり、ここが捜査を開始し、制裁の提案も行う
	<p>6.2 意思決定機関から独立し、加盟団体に直接報告を行う監査委員会がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・監査委員会はあるが、独立はしていない ・独立した(即ち、IF職員やIF幹部が委員を務めていない)監査委員会がある ・外部人材が多数を占める監査委員会があり、活動が公表されている ・外部人材が多数を占める最高水準の監査委員会があり、加盟団体に直接報告を行い、活動が公表されている
	<p>6.3 会計管理メカニズムと外部財務監査を採用している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・内部統制及び/又はリスク管理について幾つかの仕組みがある ・内部統制及びリスク管理について公式の手続きがある ・内部統制及びリスク管理について公式の手続きがあり、実行している証拠がある ・最高水準の内部統制及びリスク管理の手続きがあり、実行している証拠がある
	<p>6.4 内部統制のポリシーと手続きを採用している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・会計管理メカニズム及び/又は外部財務監査を採用している ・公式の会計管理メカニズムがあり、外部財務監査を採用している ・公式の会計管理メカニズムがあり、外部財務監査を採用し、詳細を公表している ・最高水準の会計管理メカニズムがあり、外部財務監査を採用し、詳細を公表している
	<p>6.5 商業的関心が競技のレギュレーションを優先すること(賭博の実施等)を防止するポリシー及びメカニズムを採用している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・幾つかのポリシー及びメカニズムがある ・ポリシー及びメカニズムが実行されている ・ポリシー及びメカニズムがあり、実行の証拠がある ・最高水準のポリシー及びメカニズムがあり、実行の証拠がある
	<p>6.6 大規模な商業及び調達契約では一般競争入札を行なっている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・大規模な商業及び調達契約では幾つかが入札である ・大規模な商業及び調達契約では定期的な一般競争入札を行なっている ・大規模な商業及び調達契約では定期的な一般競争入札を行なっており、関連資料を全て公開している ・大規模な契約では最高水準の一般競争入札を行なっており、関連資料を全て公開し、契約者を公表している
	<p>6.7 明確なルールに基づき、内部の不服申立てメカニズムを通して、決定に対して申し立てが可能である</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・内部からの申立に幾つかの機会がある ・内部申立ポリシーがある ・内部申立ポリシーがあり、実行の証拠がある ・最高水準の内部申立ポリシーがあり、実行の証拠があり、また結果が公表されている
	<p>6.8 主要なイベントの入札要件、プレゼンテーション、評価、割当において、適正評価と効果的なリスク管理を行なっている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・主要イベントの入札及び割当において、適正評価及び/又はリスク管理を幾らか行なっている ・イベントの入札、評価、割当において、指定された適正評価とリスク管理手続きがある ・イベントの入札、評価、割当において、適正評価とリスク管理手続きがあり、情報が公開されている ・イベント開催地決定手続きにおいて、最高水準の適正評価とリスク管理を行なっており、外部の入札評価も行うとともに、情報が公開されている
	<p>6.9 オープンで透明性のある手続きに従い主要イベントの開催地決定を行なっている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・主要イベントの開催地決定手続きに関する幾つかの情報が公開されている ・評価基準、公正なタイムテーブルを含むルールとともに、主要なイベントの開催地決定手続きがあり、結果が公表されている ・評価基準、公正なタイムテーブル、候補地選抜を含むルールとともに、主要なイベントの開催地決定手続きがある ・評価基準、公正なタイムテーブル、候補地選抜を含むルールとともに、主要なイベントの開催地決定手続きがあり、外部による入札評価も行なっている
	<p>6.10 スポーツ仲裁裁判所を最後の拠り所として、内部の決定は不服申立て可能である</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいえ ・外部への申立について幾つかの機会がある ・幾つかの内部決定を、CAS又はそれに類するものに申立てることができる ・全ての関連する内部決定をCASに申し立てる権利が定款に記載されており、実行している証拠がある ・全ての関連する内部決定をCASに申し立てる権利が定款に記載されており、これを実行しており、結果が公表されている

付表 4

倫理・コンプライアンスに関する規程の整備等の現況に係る調査用紙

貴団体における倫理・コンプライアンスに関する規程の整備等の現況について、以下の項目に沿ってご回答をお願いします。該当するものに○を、記述欄については具体的に記載ください。

なお、本調査は、中央競技団体における倫理・コンプライアンスに関する規程の整備等に関する現況を把握するために行うものです。調査結果は我が国のスポーツ・インテグリティに関する諸施策を進めていくうえでの参考資料とするとともに、団体名・回答者名が特定されない形で公開される場合があります。

ご多用のところ恐れ入りますが、調査にご協力くださるようお願いいたします。

(中略)

1-(1) 倫理・コンプライアンスに関する規程の整備

- () ①規程は整備済みである。
- () ②規程は整備済みであり、改定の作業を現在行っている。
- () ③規程は未整備であり、今後作成する予定である。
- () ④規程は整備である。

注) ④を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

1-(2) 現行の倫理・コンプライアンスに関する規程はどのようなものですか。以下の①～③に該当すると考えられる規程を回答してください。

※1-(1)で①又は②と回答した団体のみお答えください。複数回答可。

- () ①倫理規程
- () ②倫理委員会規程
- () ③行動規範
- () ④選手派遣規程
- () ⑤相談窓口規程
- () ⑥処分規程
- () ⑦その他

注) ⑦を選択の場合、具体的な規程名を記載しその内容を説明願います。

1-(3) 倫理・コンプライアンスに関する規程で以下の事項については規定していますか。

(複数回答可)

- () ①ドーピングの禁止
- () ②違法薬物の禁止 (大麻等違法薬物)
- () ③違法賭博の禁止 (違法カジノ等)
- () ④反社会的勢力との関わり禁止
- () ⑤ハラスメントの禁止 (暴力、セクハラ等)
- () ⑥差別の禁止 (人種差別等)
- () ⑦試合結果の不正操作の禁止
- () ⑧適正な経理処理
- () ⑨私的な利益追求の禁止 (横領、背任等)
- () ⑩関係法令の遵守
- () ⑪規程違反があった場合の罰則

1-(4) 倫理・コンプライアンスに関する規程をホームページで公表していますか。

- () ①全て公表している。
- () ②一部を公表している。
- () ③公表していない。

2-(1) 倫理委員会 (倫理・コンプライアンスに関する事項を取り扱う委員会。以下同じ) の設置

- () ①設置済みである。
- () ②設置準備を現在行っている。
- () ③今後行う予定・検討中である。
- () ④設置する予定はない。

注) ④を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

2-(2) 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えることを規程に明記していますか。

※2-(1)で①と回答した団体のみお答えください。

- () ①規程に関連の条項がある。
() ②規程に関連の条項はない。

2-(3) 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えていますか。

- () ①加えている。
() ②加えていない。

2-(4) 倫理委員会の所掌事項（職務の内容等）はどのようなものですか。（複数回答可）

- () ①倫理・コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃
() ②懲戒手続き（調査、聴聞等）の実施
() ③懲戒の可否及び内容の決定又は勧告
() ④その他

注) ④を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

--

3-(1) 倫理・コンプライアンス等に関する相談窓口の設置

- () ①設置済みである。
() ②設置準備を現在行っている。
() ③今後行う予定・検討中である。
() ④設置する予定はない。

注) ④を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

--

3-(2) 倫理・コンプライアンス等に関わる相談窓口へ寄せられた相談内容〔実績〕

（複数回答可）※(3)-1で①と回答した団体のみお答えください。

- () ①役・職員による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等
- () ②監督、コーチ、その他競技スタッフによる暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等
- () ③選手による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等
- () ④組織の不正
- () ⑤薬物の乱用
- () ⑥違法賭博
- () ⑦反社会的勢力との関わり
- () ⑧その他

注) ⑧を選択の場合、以下に具体的な相談内容を記述願います。

3-(3) 倫理・コンプライアンス等に関する相談窓口の運営はどのようになっていますか。

※3-(1)で①と回答した団体のみお答えください。

- () ①団体内部で運営
- () ②法律事務所等の外部機関に委託して運営
- () ③①及び②の両方
- () ④その他

注) ④を選択の場合、以下に具体的な運営方法を記述願います。

3-(4) 選手、監督、コーチ、その他競技スタッフに対し、相談窓口の存在をどのように周知していますか。

- () ①研修・講習会
- () ②機関誌・メールニュース
- () ③ホームページ
- () ④大会における広報
- () ⑤その他

注) ⑤を選択の場合、以下に具体的な相談内容を記述願います。

4-(1) 役・職員に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

- () ①実施している。
- () ②実施準備を現在行っている。
- () ③実施していないが、今後実施することを検討している。
- () ④実施する予定はない。

注) ①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

4-(2) 監督、コーチ、その他競技スタッフに対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

- () ①実施している。
- () ②実施準備を現在行っている。
- () ③実施していないが、今後実施することを検討している。
- () ④実施する予定はない。

注) ①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

4-(3) 選手に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

※4-(1)で①と回答した団体のみお答えください。

- () ①実施している。
- () ②実施準備を現在行っている。
- () ③実施していないが、今後実施することを検討している。

() ④実施する予定はない。

注) ①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

--

(5)倫理・コンプライアンス違反発生後の処理

倫理・コンプライアンス違反発生後の対応について取り組んでいること（対応マニュアルの策定等）があれば、具体的にお書きください。

--

調査項目は以上です。調査へのご協力ありがとうございます。

団体名：	
記入者役職：	記入者氏名：
TEL：	E-mail：

付表 5-1

倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況調査対象 NF（日体協及び JOC 加盟等団体）

1	公益財団法人日本陸上競技連盟	37	公益社団法人全日本銃剣道連盟
2	公益財団法人日本水泳連盟	38	一般社団法人日本クレール射撃協会
3	公益財団法人日本サッカー協会	39	公益財団法人全日本なぎなた連盟
4	公益財団法人全日本スキー連盟	40	公益財団法人全日本ボウリング協会
5	公益財団法人日本テニス協会	41	公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟
6	公益社団法人日本ボート協会	42	公益財団法人日本野球連盟
7	公益社団法人日本ホッケー協会	43	公益社団法人日本綱引連盟
8	一般社団法人日本ボクシング連盟	44	一般財団法人少林寺拳法連盟
9	公益財団法人日本バレーボール協会	45	公益財団法人日本ゲートボール連合
10	公益財団法人日本体操協会	46	公益社団法人日本武術太極拳連盟
11	公益財団法人日本バスケットボール協会	47	公益財団法人日本ゴルフ協会
12	公益財団法人日本スケート連盟	48	公益社団法人日本カーリング協会
13	公益財団法人日本レスリング協会	49	公益社団法人日本パワーリフティング協会
14	公益財団法人日本セーリング連盟	50	公益社団法人日本オリエンテーリング協会
15	公益社団法人日本ウェイトリフティング協会	51	公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会
16	公益財団法人日本ハンドボール協会	52	公益社団法人日本トライアスロン連合
17	公益財団法人日本自転車競技連盟	53	一般財団法人日本バウンドテニス協会
18	公益財団法人日本ソフトテニス連盟	54	公益社団法人日本エアロビック連盟
19	公益財団法人日本卓球協会	55	一般社団法人日本バイアスロン連盟
20	公益財団法人全日本軟式野球連盟	56	公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会
21	公益財団法人日本相撲連盟	57	一般財団法人日本ドッジボール協会
22	公益社団法人日本馬術連盟	58	公益社団法人日本チアリーディング協会
23	公益社団法人日本フェンシング協会	59	公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟
24	公益財団法人全日本柔道連盟	60	一般社団法人日本ローラースポーツ連盟
25	公益財団法人日本ソフトボール協会	61	公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
26	公益財団法人日本バドミントン協会	62	公益社団法人日本アメリカンフットボール協会
27	公益財団法人全日本弓道連盟	63	一般財団法人全日本野球協会
28	公益社団法人日本ライフル射撃協会	64	公益社団法人日本スカッシュ協会
29	一般財団法人全日本剣道連盟	65	公益社団法人日本ビリヤード協会
30	公益社団法人日本近代五種協会	66	公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟
31	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会	67	一般社団法人全日本テコンドー協会
32	公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	68	一般社団法人日本カバディ協会
33	公益社団法人日本カヌー連盟	69	一般社団法人日本セパタクロー協会
34	公益社団法人全日本アーチェリー連盟	70	一般社団法人日本クリケット協会
35	公益財団法人全日本空手道連盟	71	一般社団法人日本フライングディスク協会
36	公益財団法人日本アイスホッケー連盟	72	一般社団法人日本サーフィン連盟

付表 5-2

倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況調査対象 NF（日障協登録等団体）

1	一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟	36	日本FIDバスケットボール連盟
2	一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟	37	特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟
3	一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会	38	一般社団法人日本知的障害者水泳連盟
4	特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟	39	全日本車椅子空手道連盟
5	認定特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会	40	一般社団法人日本CPサッカー協会
6	一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟	41	一般社団法人日本ろう者水泳協会
7	日本車椅子ツインバスケットボール連盟	42	特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会
8	一般社団法人日本パラ陸上競技連盟	43	特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟
9	特定非営利活動法人日本障害者スポーツ射撃連盟	44	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会
10	特定非営利活動法人日本障害者セーリング協会	45	特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟
11	一般社団法人日本パラサイクリング連盟	46	一般社団法人日本パラアイスホッケー協会
12	日本ブラインドテニス連盟	47	特定非営利活動法人日本パラローイング協会
13	一般社団法人日本車いすテニス協会	48	日本卓球バレー連盟
14	特定非営利活動法人日本障害者ゴルフ協会	49	特定非営利活動法人日本ソーシャルフットボール協会
15	特定非営利活動法人日本障害者野球連盟	50	一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟
16	特定非営利活動法人日本視覚障害ゴルフフェース協会	51	公益社団法人日本トライアスロン連合
17	特定非営利活動法人日本車いすダンススポーツ連盟	52	NPO法人日本車いすフェンシング協会
18	一般社団法人日本障がい者乗馬協会	53	特定非営利活動法人日本車椅子ビリヤード協会
19	一般社団法人日本ゴールボール協会	54	一般社団法人日本車椅子ハンドボール連盟
20	特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟	55	日本障がい者ローンボウルズ連盟
21	一般社団法人日本電動車椅子サッカー協会	56	一般社団法人全日本テコンドー協会
22	一般社団法人日本障害者カヌー協会	57	一般社団法人日本車いすカーリング協会
23	日本障害者シンクロナイズドスイミング協会	58	日本肢体障がい者ボウリング連盟
24	一般社団法人日本ウィルチェアーラグビー連盟	59	特定非営利活動法人日本アンプティサッカー協会
25	一般社団法人日本パラバレーボール協会	60	一般社団法人日本聴覚障害者陸上競技協会
26	特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会	61	日本ろう者バドミントン協会
27	特定非営利活動法人日本バリアフリーダイビング協会	62	特定非営利活動法人日本デフバスケットボール協会
28	一般社団法人日本ボッチャ協会	63	一般社団法人日本ろう者武道連合
29	日本障害者フライングディスク連盟	64	日本ろう者ボウリング連合
30	一般社団法人日本スポーツ吹矢協会	65	日本ろう者自転車競技協会
31	日本視覚障害者卓球連盟	66	一般社団法人日本ろう者サッカー協会
32	日本フロアバレーボール連盟	67	日本ろう者テニス協会
33	全日本グランドソフトボール連盟	68	一般社団法人日本ろう者卓球協会
34	特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟	69	一般社団法人日本デフバレーボール協会
35	一般社団法人日本知的障害者卓球連盟	70	一般社団法人日本ろう者スキー協会

付表6 ヒアリングメモ（競技者・指導者用）

コンプライアンス違反の類型	NO	質問事項
<p>【類型1：暴力】</p> <p>所属競技団体の競技者が暴力行為を受けている場面を想定して質問</p>	1	誰が暴力行為を行っているのを思い浮かべましたか
	2	指導者（監督・コーチ等）が暴力行為を行っていたとして、何をしていたときだと思いますか
	3	上記の質問で、その場に他の競技者がいると思いますか
	4	上記の質問で、その場に別の指導者がいると思いますか
	5	指導者は自分以外の指導者がいるときに暴力行為を行うと思いますか（見たことはありますか）
	6	上記の質問で、別の指導者が当該指導者より立場が上又は下だった場合に、先ほどと回答は同じですか
	7	指導者がNFの理事や事務員が見ているときに競技者に対して暴力行為を行うと思いますか
	8	指導者が観客がいる前で競技者に対して暴力行為を行うと思いますか
	9	指導者はどういう理由で暴力行為を行っていると思いますか
	10	指導者が怒っていないときでも暴力行為を行うとしたら、どういう理由であると思いますか
	11	指導者による競技者に対する暴力行為は許容される余地はあると思いますか
	12	上記の質問で、どういう理由であれば許容されると思いますか
	13	上記の質問で、どの程度の暴力行為であれば許容されると思いますか
	14	自分が指導者から暴力行為を受けたとしたら誰かに相談しますか
	15	他の競技者が指導者から有形力の行使を受けているのを目撃したらどうしますか
	16	上記の質問で、暴力行為を受けている競技者がチームメイトであった場合にはどうですか
	17	あなたが所属していないチームの競技者が指導者から暴力行為を受けているのを見かけたときには誰かに相談しますか
	18	競技者が競技者に対して暴力行為を行っていたとして、何をしていたときだと思いますか
	19	上記の質問で、その場に別の競技者がいると思いますか
	20	上記の質問で、その場に指導者がいると思いますか
	21	上記の質問で、その場にNFの理事や事務員がいると思いますか
	22	上記の質問で、その場に他の競技者がいると思いますか
	23	競技者はどういう理由で暴力行為を行っていると思いますか
	24	競技者が怒っていないときでも暴力行為を行うとしたら、どういう理由だと思いますか
	25	競技者による競技者に対する暴力行為は許容される余地はありますか
	26	上記の質問で、どういう理由であれば許容されると思いますか
	27	上記の質問で、どの程度の暴力行為であれば許容されると思いますか
	28	あなたが他の競技者から有形力の行使を受けたときに誰に相談しますか
	29	競技者同士の暴力行為を目撃したらどうしますか
	30	所属競技団体の中で、暴力行為の撲滅についての教育啓発研修を受けたことはありますか
	31	競技団体内部に相談窓口があるとき、利用しようと思いますか（利用を勧めるか）
	32	相談窓口が競技団体の顧問弁護士によって運用されていた場合にはどうですか

<p>【類型2：ハラスメント】</p> <p>所属競技団体でハラスメントの問題が起きたと想定して質問</p>	33	誰が誰に対してハラスメントをしていると想定しましたか
	34	どこでハラスメントがなされたと思いますか
	35	何をしているときにハラスメントがなされたと思いますか
	36	どのような内容のハラスメントがなされたと思いますか
	37	ハラスメントをしたのはどういう理由だと思いますか
	38	ハラスメントの被害を受けた人はそれを誰かに相談できると思いますか
	39	あなたがハラスメントの被害の相談を受けたとき、どのように対処しますか
	40	所属競技団体はハラスメントの相談を受けたときに、適切に対処してくれると思いますか（そういう体制が整っていると思いますか）
	41	所属団体内でハラスメントの防止に関する教育啓発研修を受けたことがありますか
<p>【類型3：八百長】</p> <p>所属競技団体の競技者が、ある人物Xから来週ある試合に負けるよう依頼され、金員を受け取った場面を思い浮かべてみてください</p>	42	その競技は個人競技を思い浮かべましたか、団体競技を思い浮かべましたか
	43	上記の質問で、それはなぜですか
	44	競技者に話を持ち掛けたXはどのような人物だと思いますか
	45	Xは外国人だと思いますか。日本人だと思いますか
	46	競技者はどの程度の競技レベルであると思いますか
	47	競技者はプロだと思いますか、アマだと思いますか
	48	対象の試合のレベルはどの程度のものであると思いますか
	49	対象の試合は国外又は国内のどちらだと思いますか
	50	対象の試合には賞金があると思いますか。また、どれくらいの賞金だと思いますか
	51	競技者とXはどのような経緯で知り合ったと思いますか
	52	Xからはどのような手段で話がなされたと思いますか
	53	競技者とXはどのような場所で知り合ったと思いますか
	54	競技者とXはどこで八百長の話をし、金員を授受したと思いますか
	55	Xから競技者に対してどれくらいの金額が渡されたと思いますか
	56	あなただったら依頼を受けますか（金額がいくらだったら引き受けますか）
	57	競技者はどうして金員を受け取るのを断れなかったと思いますか
	58	どのような心理状態であると八百長に加担しやすいと思いますか
	59	競技者は故意に試合に負けることを実行すると思いますか
	60	故意に試合に負けたとして、それは周囲に判ってしまうものだと思いますか
	61	八百長は簡単に実行できるものだと思いますか
	62	競技者は試合前に誰かに相談すると思いますか
	63	上記の質問で、誰ですか。又はどうしてですか
	64	競技者は八百長をしないようにとの注意を聞き入れると思いますか
	65	競技者は試合後に誰かに話すと思いますか
	66	上記の質問で、誰ですか。又はどうしてですか
	67	競技者は今後も八百長を続けることになると思いますか。それはどうしてですか。
	68	八百長は許容される場合もあると思いますか
	69	八百長が許容されるとして、どのような場合ですか
	70	他の競技者が八百長をしているのを知ったとき、誰かに相談しますか
	71	所属競技団体内で八百長の防止に関する教育啓発研修を受けたことはありますか

<p>【類型4：反社会的勢力】</p> <p>所属競技団体の競技者や指導者が違法カジノに通っていたり、違法薬物を使用していたりすることを想定して質問</p>	72	違法カジノに出入りするようになるのは、どうしてだと思いますか
	73	違法カジノの情報はどのような経緯で入手していると思いますか
	74	違法カジノへの誘いがある場合、どのような人物からどのような手段でアプローチがなされると思いますか
	75	違法カジノに出入りする競技者の競技レベルはどの程度だと思いますか
	76	競技者はどのように誘われると違法カジノに行きたくなると思いますか
	77	あなたが誘いを受けたとしたら、断れると思いますか
	78	他の人が違法カジノに出入りしているのを知ったとき、誰かに相談しますか
	79	違法カジノではなく、例えばある競技の試合結果について、競技者や監督・コーチ内で金員を賭けることはいけないことだと思いますか
	80	上記の質問で、例えば千円など少額の金員が賭けの対象であった場合にはどうですか
	81	上記の質問で、例えばビールや食事をごちそうするなどが賭けの対象であった場合にはどうですか
	82	仲間内で上記のような賭け事をしようと持ち掛けられたときに、あなたは断れると思いますか
	83	上記の質問で、それはなぜですか
	84	違法薬物に手を出してしまうのは、どういうきっかけだと思いますか
	85	違法薬物はどのようなルートで入手していると思いますか
	86	違法薬物に手を出すのはどのような人だと思いますか
	87	他の競技者や指導者が違法薬物を使用していることを知った場合には、誰かに相談しますか
	88	上記の質問で、それは誰ですか
	89	上記の質問で、それはなぜですか
	90	所属競技団体内で、違法カジノ、賭博、違法薬物の防止についての教育啓発研修を受けたことがありますか
	<p>【類型5：ドーピング】</p> <p>所属競技団体の競技者が禁止物質を含むサプリメントを服用している場面想定して質問</p>	91
92		競技者はどのような効果のあるサプリメントを服用していると思いますか
93		競技者はどのようなルートでサプリメントの情報を入手していると思いますか
94		競技者はどのような手段でサプリメントを入手していると思いますか
95		競技者はサプリメントを服用していることについて、他の指導者に話していると思いますか
96		どのような状況にある競技者がドーピングをしてしまうと思いますか
97		サプリメントは競技力向上や疲労回復に効果があると思いますか
98		競技者は日常的にサプリメントを服用していると思いますか。それとも期間を限定して服用していると思いますか
99		ドーピングって悪いことだと思いますか。それとも、理由や程度によっては許容されるべきものだと思いますか
100		あなたは日本アンチ・ドーピング規程の原文を読んだことはありますか
101		あなたは日本アンチ・ドーピング規程をもっていますか
102		競技者が違反行為をしているかもしれないと思ったとき、誰かに相談しますか
103		上記の質問で、それは誰ですか
104		上記の質問で、それはなぜですか

付表7 ヒアリングメモ（事務局員用）

コンプライアンス違反の類型	NO	質問事項
<p>【類型1：事務処理上の過誤又は不正】</p> <p>①理事や上司、競技現場から規程等に照らして無理な事務処理の要求がある場面を想定して質問。</p> <p>②処理しきれない業務量を抱えている状態や納期などのプレッシャーを感じて業務を行っている場面を想定して質問。</p>	1	日常の業務を行うにあたり、理事から直接指示を受けることはありますか
	2	（上記の質問ではいの場合）その理事はどういう立場の方で、どのような手段で指示がなされますか
	3	（上記の質問のいいえの場合）理事からの指示は管理職経由ですか
	4	海外遠征やイベント等の立案計画をする業務と、経理の業務とは同じ部署・人物が担当していますか
	5	（上記の質問ではいの場合）どのくらいの期間、同じ人が担当していますか
	6	所属競技団体内で人事異動はありますか
	7	（上記の質問ではいの場合）どのくらいの頻度で人事異動がありますか
	8	人事や指揮命令において、学閥のようなものはあると感じますか
	9	助成金交付請求などの業務をするときに、ひとりの職員の作業だけで完結することはありますか
	10	理事や管理職の決裁において、きちんと書類に目を通し、中身を理解していると感じますか
	11	普段の業務量はどの程度ですか
	12	平日の残業はありますか。どのくらいですか
	13	土日祝日の勤務はありますか。どのくらいですか
	14	普段の業務量が多いと感じるとき、それは何が原因だと思えますか
	15	シーズンによって業務量の変動はありますか
	16	（上記の質問ではいの場合）どういうときに忙しいですか
	17	忙しいときに人員の補充などはありますか
	18	業務量が多いことで発生してしまったミスなどは経験がありますか（どのようなものですか）
	19	業務量はどのようにして管理されていますか
	20	給与は業務量に見合った金額だと思えますか
	21	人事や待遇面で不満はありますか（どのようなものですか）
	22	多忙なときなど、理事や管理職から労いの言葉などをかけてもらえますか
	23	先ほどの事例で理事の指示通りに動き、助成金を交付の目的以外の事業に使用することは、許容されないことだと思えますか。それとも、事情によっては仕方ないときもあると思えますか
	24	上記の質問で、それはどうしてですか
	25	先ほどの質問で、あなた自身が指示に従ったのではなく、他の職員が指示に従っていた場合は答えが異なりますか
	26	上記の質問で、それはどうしてですか
	27	そもそも理事はどうしてこのような指示を出したと思えますか
	28	先ほどの事例で理事の指示通りに動くとした場合、まずどのような手続きをとりますか
	29	事例のように、金額を上乗せされた領収書を得たとして、他団体に請求する前に、団体内でそのことが発覚する仕組みはあると思えますか
	30	上記の質問で、それはどの段階で、どういう仕組みですか
	31	所属競技団体内で発覚することなく、他団体に請求し、助成金が交付されたとして、遠征費用として得た助成金をイベント費用に転用することは、団体内の仕組みで可能だと思えますか

<p>【類型1：事務処理上の過誤又は不正】</p> <p>①理事や上司、競技現場から規程等に照らして無理な事務処理の要求がある場面を想定して質問。</p> <p>②処理しきれない業務量を抱えている状態や納期などのプレッシャーを感じて業務を行っている場面を想定して質問。</p>	32	上記の質問で、それはどうしてですか
	33	遠征やイベントなどで外部の組織と何らかの契約をする場面では、いつも特定の業者と取引していますか
	34	上記の質問で、どうしてですか。取引業者の選定等について定めた内規はありますか
	35	請求書等の文書を起案したとき、他の職員による確認等を受ける体制になっていますか
	36	文書を起案し、決裁を受けるなどの業務に関する手続を定めた規程は存在しますか
	37	規程をデスクにおいて参照しながら業務をしていますか
	38	普段、決裁が事後的なものになってしまうことはありますか
	39	（上記の質問ではいい場合）それはどのくらいの頻度ですか。また、どういう事情のための事後決裁になってしまうことが多いですか
	40	例えば、規程どおりに作業しておらずミスをしてしまった場合など、職員がミスをした場合に団体内では当該職員に対してどういう対応がなされますか
	41	上記の質問で、それは具体的にどういうものですか（何らかの懲戒はありますか）
	42	懲戒等は誰がどのような手続きで決めていますか
	43	懲戒の際の基準は定められ、公開されていますか
	44	理事から直接に事例のような指示があり、あなた自身は不当なことであり、やるべきではないと考えたとして、当該指示を断ることができると思いますか
	45	上記の質問で、それはどうしてですか
	46	別の理事に相談することはしますか
	47	上記の質問で、それはどうしてですか
	48	理事同士でお互いに進言したり、忠告したりする関係はあると思いますか
	49	上記の質問で、それはどうしてですか
	50	あなたの上司に相談することはしますか
	51	上記の質問で、それはどうしてですか
	52	あなたの上司は理事に進言したりすることができると思いますか
	53	上記の質問で、それはどうしてですか
	54	同僚に相談することはしますか
	55	これ以外に相談できる人はいますか（誰ですか）
	56	上記の質問で、それはどうしてですか
	57	あなたの団体の理事や管理職は、職員の意見や不服を聴く体制や仕組みを整えていますか
	58	上記の質問で、それは何ですか（又は、どうしてですか）
	59	所属競技団体内に内部通報制度はありますか
	60	内部通報制度があるとして、それを利用しますか
	61	上記の質問で、それはどうしてですか
	62	内部通報制度の通報先が顧問弁護士であった場合には先ほどの答えと変わりますか

<p>【類型1：事務処理上の過誤又は不正】</p> <p>①理事や上司、競技現場から規程等に照らして無理な事務処理の要求がある場面を想定して質問。</p> <p>②処理しきれない業務量を抱えている状態や納期などのプレッシャーを感じて業務を行っている場面を想定して質問。</p>	63	上記の質問で、それはどうしてですか	
	64	理事の指示に従ったのが、あなたではなく、あなたの上司であった場合に、誰かに相談しますか	
	65	上記の質問で、それはどうしてですか	
	66	理事の指示に従ったのが、あなたではなく、あなたの同僚であった場合に、誰かに相談しますか	
	67	上記の質問で、それはどうしてですか	
	68	理事や事務局長があずかり知らぬところで、先ほどの事例のような処理をすることは可能だと思いますか	
	69	上記の質問で、それはどうしてですか	
	70	業務監査は行われていますか	
	71	上記の質問で、それは内部監査ですか、外部監査ですか	
	72	監査の程度はどのようなものですか（馴れ合いで済まされていますか）	
	73	先ほどの事例に関する質問は以上で終わりますが、これからいくつか別の質問をします	
	74	強化部門は事務処理手続に協力的ですか	
	75	強化部門は事務処理等に必要なルールや要望を守ってくれますか	
	76	強化部門がルールを守ってくれないときに、どのように対処していますか	
	77	強化部門がルールを守ってくれないことで発生した問題は具体的に何かありますか	
	78	強化部門との間で問題が発生したときに、理事や管理職はどのように対処してくれますか	
	79	事務局が強化部門に比して軽んじられていると感じることはありますか	
	80	（上記の質問ではいの場合）それは具体的にどのようなことですか	
	<p>【類型2：暴力・ハラスメント】</p> <p>①理事、管理職等の上位者又は同僚から暴力やハラスメントがあった場合を想定して質問。</p> <p>②競技現場における暴力・ハラスメントの機会の有無等について質問。</p>	81	理事から暴力又はハラスメントを受けるとしたら、具体的にどのようなものが多いと思いますか
		82	暴力又はハラスメントはどのような場所や時に行われることが多いと思いますか
83		理事から暴力又はハラスメントを受けたとき、管理職に相談しますか	
84		上記の質問で、それはどうしてですか	
85		管理職から暴力又はハラスメントを受けたとき、理事に相談しますか	
86		上記の質問で、それはどうしてですか	
87		同僚から暴力又はハラスメントを受けたとき、理事や管理職に相談しますか	
88		上記の質問で、それはどうしてですか	
89		暴力又はハラスメントに限らず、職員同士のもめ事や関係がうまくいかないことはどういう類のものが多いですか	
90		職員同士でそのようなことがあった場合に、理事や管理職に相談できる体制等がありますか	
91		上記の質問で、その体制は有効に機能していると思いますか	
92		競技者、指導者間で暴力又はハラスメントではないかと思われる行為を目撃したとして、誰かに相談しますか	
93		上記の質問で、それはどうしてですか	
94		暴力又はハラスメントについて、相談窓口はありますか	
95		相談窓口を利用しようと思いますか。どうしてですか	

付表 8

スポーツ・コンプライアンス評価指標に基づく試行アンケート結果

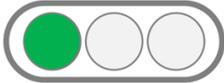
1) 競技者

Q1～Q5：暴力について

Q1 あなたは、直近3カ月以内で、あなたの所属する代表チームおよび関連する活動中に物理的な暴力行為や暴言を行ったり、受けたり、見聞きしたりしましたか。(複数回答可)

<有効回答数：6>

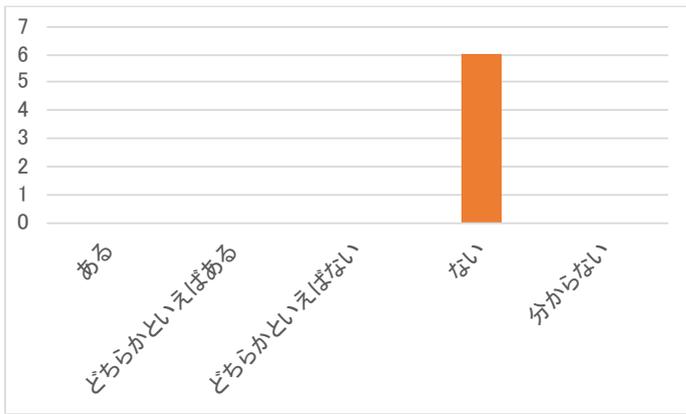
- ①自分が行った 0
- ②自分が受けた 0
- ③他の人が受けているのを見た 0
- ④他の人が受けていたと聞いた 0
- ⑤行ったことも、受けたことも、見聞きしたこともない 6

平均点	⑤以外の構成比
<p>100 点 (現況リスク：低)</p> 	0%

Q2 あなたの所属する代表チームには、暴力につながりそうな状況や雰囲気がありますか。

<有効回答数：6>

- ①ある 0
- ②どちらかといえばある 0
- ③どちらかといえばない 0
- ④ない 6
- ⑤分からない 0

平均点	度数分布
<p>100 点 (現況リスク：低)</p> 	

Q3 (Q2で①②のいずれかにチェックをした方)その状況や雰囲気はどの場面で多く見られますか。

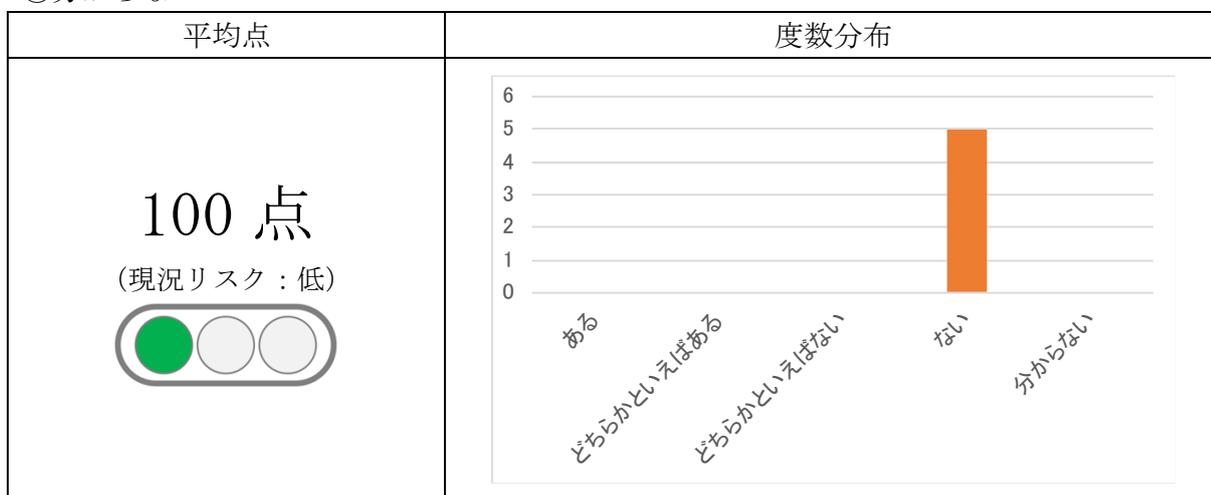
①練習 (練習の合間、練習の前後、合宿・遠征中を含みます。) ②試合 (試合の合間、試合の前後、遠征中を含みます。) ③競技活動以外の場面

<該当なし>

Q4 あなたの所属する代表チームには、時にはある程度の暴力(手をあげる、暴言をはく等)は競技力向上のためには致し方なしという考え方や雰囲気がありますか。

<有効回答数 : 5>

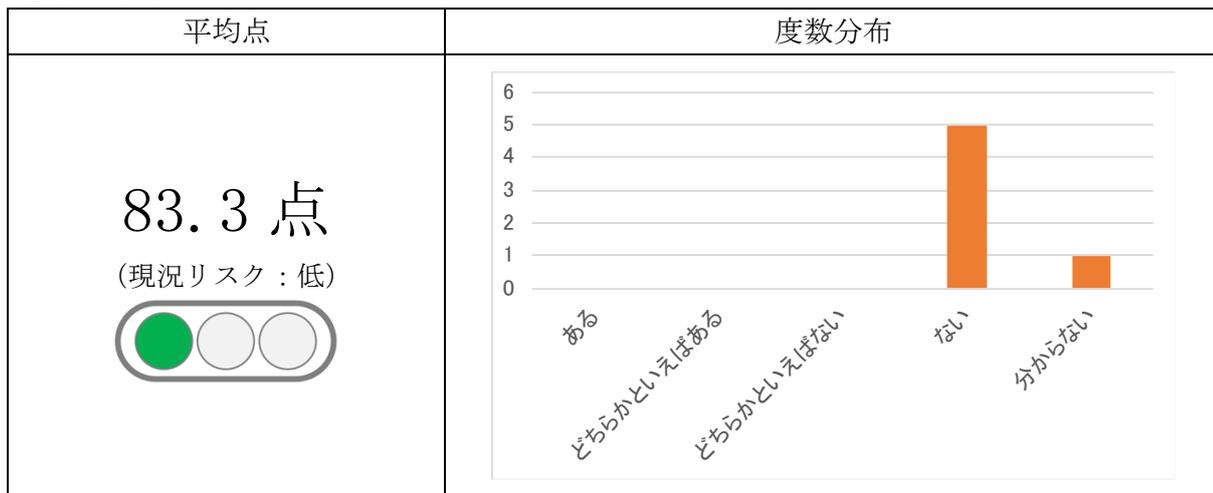
- ①ある 0
- ②どちらかといえばある 0
- ③どちらかといえばない 0
- ④ない 5
- ⑤分からない 0



Q5 あなたの所属する代表チームには競技者のパフォーマンスが伸びないことによるプレッシャーやイライラ感が暴力につながりそうな雰囲気がありますか。

<有効回答数：6>

- ①ある 0
- ②どちらかといえばある 0
- ③どちらかといえばない 0
- ④ない 5
- ⑤分からない 1

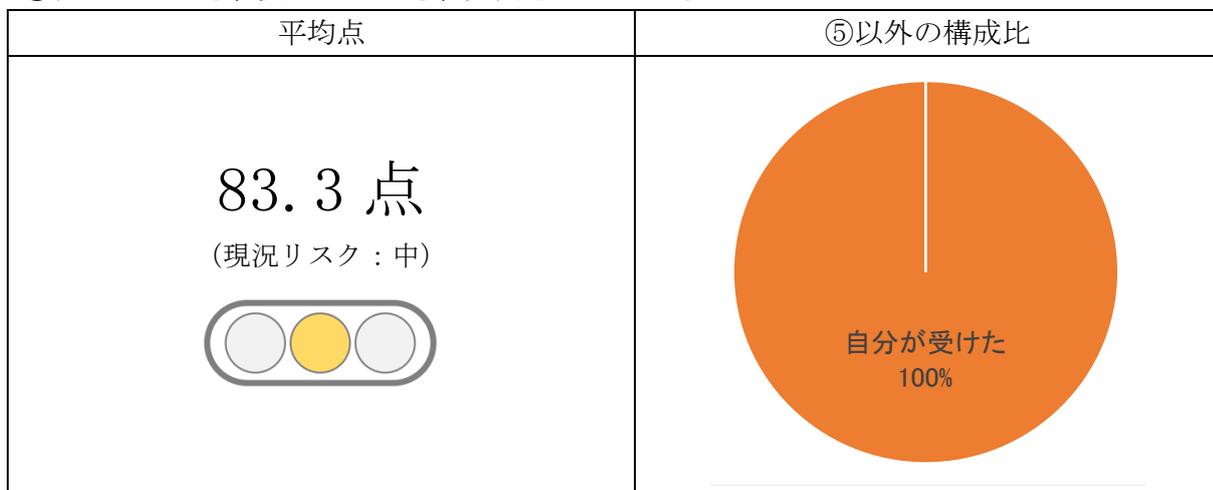


Q6～Q9：ハラスメント

Q6 あなたは、直近3カ月以内で、あなたが所属する代表チームおよび関連する活動中にハラスメントを行ったり、受たり、見聞きしたりしましたか。(複数回答可)

<有効回答数：6>

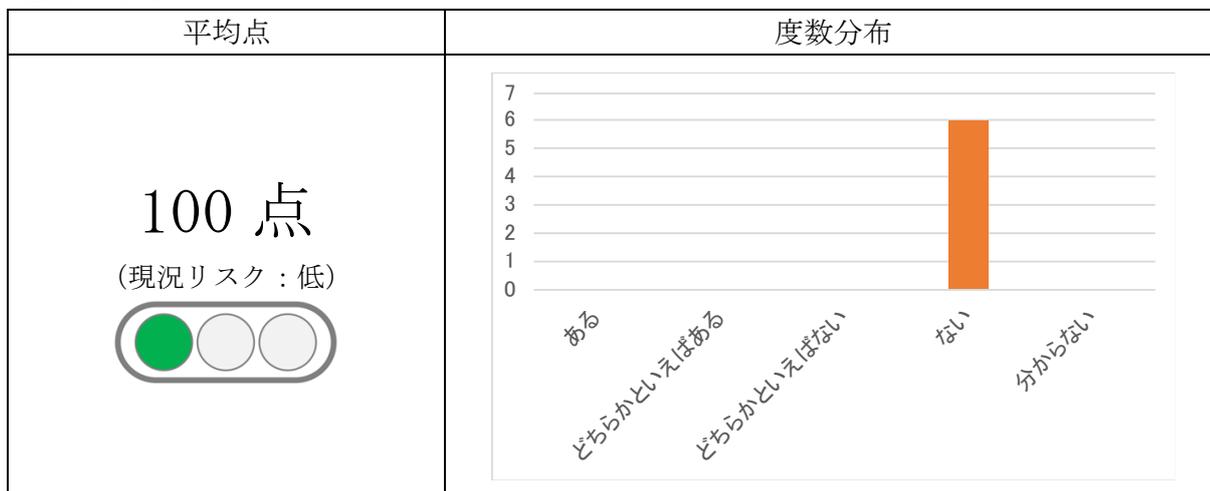
- ①自分が行った 0
- ②自分が受けた 1
- ③他の人が受けているのを見た 0
- ④他の人が受けていたと聞いた 0
- ⑤行ったことも、受けたことも、見聞きしたこともない 5



Q7 あなたの所属する代表チームにはハラスメントにつながりそうな状況や雰囲気がありますか。

<有効回答数：6>

- ①ある 0
- ②どちらかといえばある 0
- ③どちらかといえばない 0
- ④ない 6
- ⑤分からない 0



Q8 (Q7で①②のいずれかにチェックをした方)その状況や雰囲気はどの場面で多く見られますか。

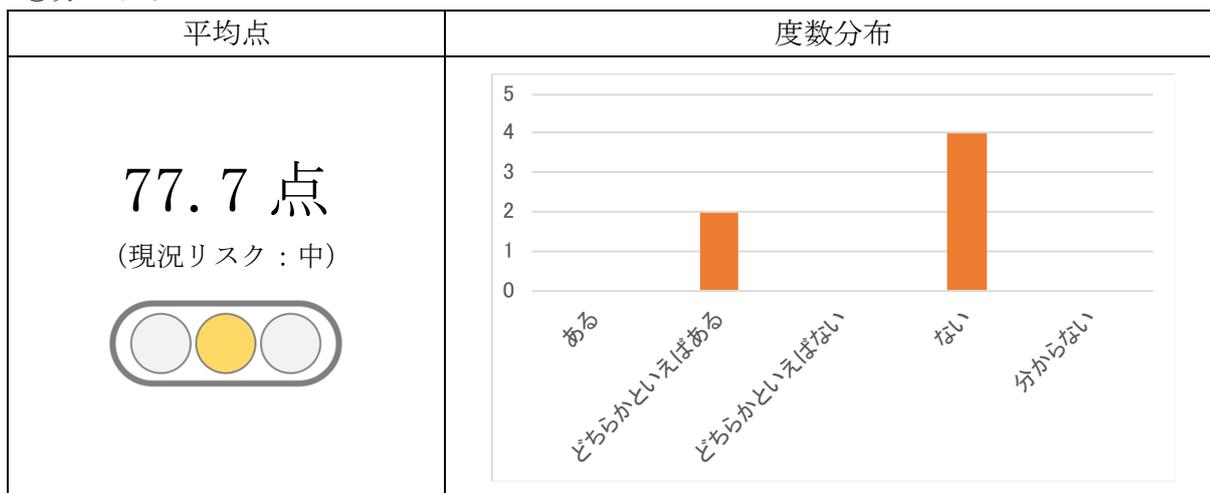
- ①練習 (練習の合間、練習の前後、合宿・遠征中を含みます。)
- ②試合 (試合の合間、試合の前後、遠征中を含みます。)
- ③競技活動以外の場面 (食事・飲み会などを含みます。)

<該当なし>

Q9 あなたが所属する代表チームには異性の競技者、指導者及び関係者が二人きりになるような状況がありますか。

<有効回答数：6>

- ①ある 0
- ②どちらかといえばある 2
- ③どちらかといえばない 0
- ④ない 4
- ⑤分からない 0

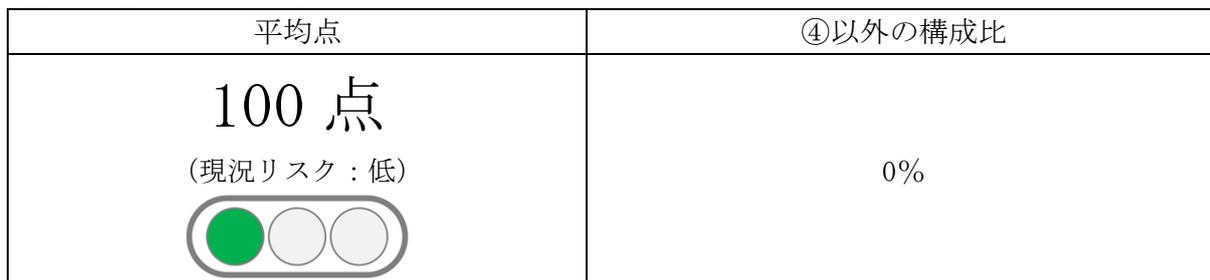


Q10～Q11：ドーピング

Q10 あなたは、直近3カ月以内で、あなたの所属する代表チーム内の人がアンチ・ドーピング規則違反行為をしているのを見聞きましたか。(複数回答可)

<有効回答数：6>

- ①直接目撃した 0
- ②本人から話を聞いた 0
- ③噂話を聞いた 0
- ④見聞きしたことはない 6

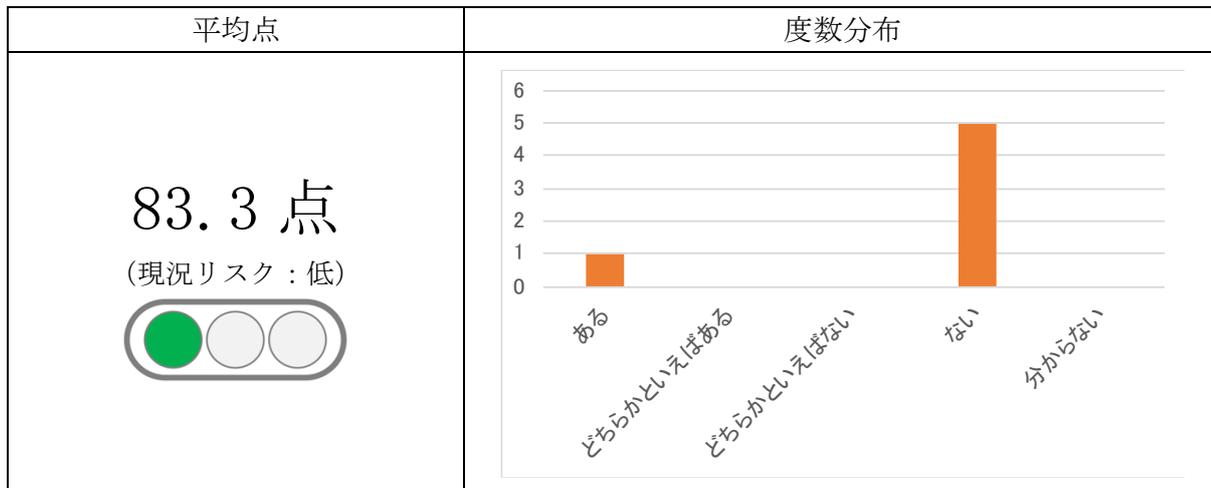


Q11 あなたの所属する代表チームでは、記録を伸ばしたり勝利することのためには、現行ルール上明確に禁止が明記されたり罰則が決められている以外の方法は、多少危険かなと思っても手段を選ばず使えば良いのだという雰囲気がありますか。

<有効回答数：6>

- ①ある 1
- ②どちらかといえばある 0

- ③どちらかといえない 0
- ④ない 5
- ⑤分からない 0

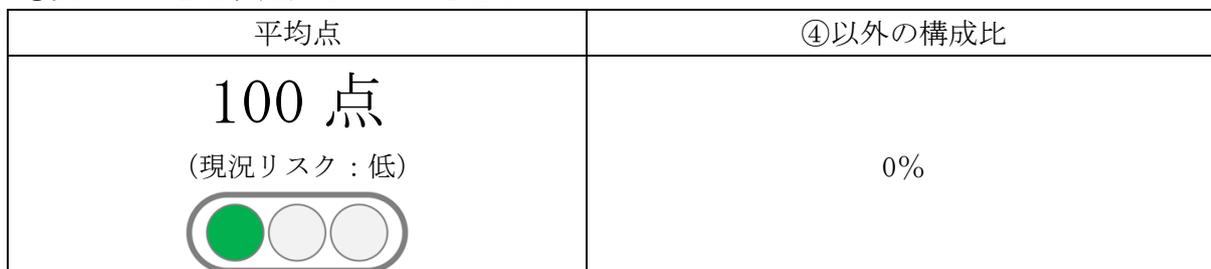


Q12～Q13：反社会的勢力との関係

Q12 直近3カ月以内で、反社会的勢力と疑われる組織や人物からあなたや他の競技者、監督・コーチ等に対して何らかの接触があったり、そのようなことを見聞きしたりしましたか。(複数回答可)

<有効回答数：6>

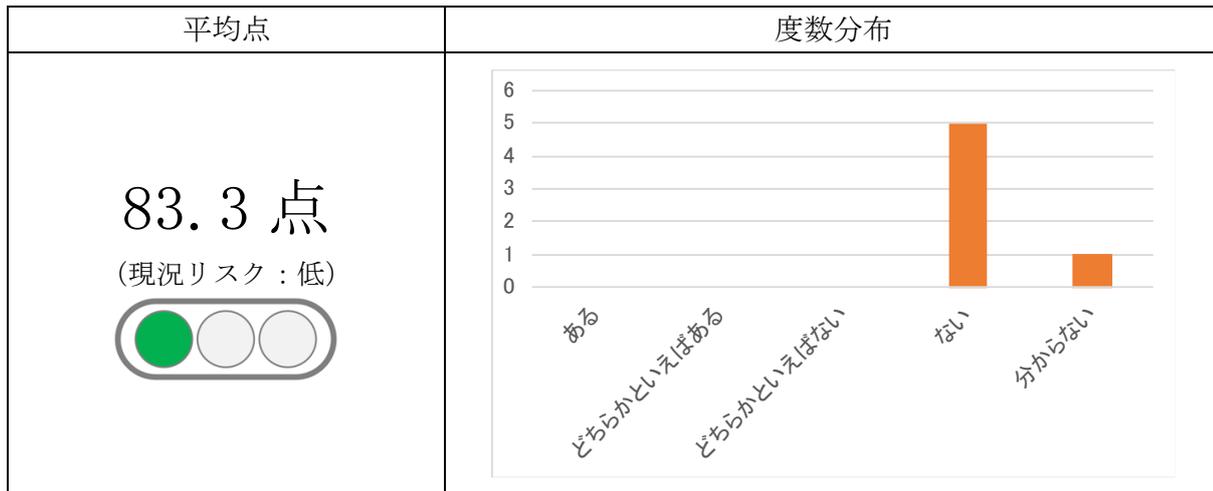
- ①自分が接触を受けた 0
- ②他の競技者が接触を受けたのを見聞きした 0
- ③監督・コーチ等が接触を受けたのを見聞きした 0
- ④受けたことも、見聞きしたこともない 6



Q13 あなたの所属する代表チームには社会的なルールやモラル等に反する行動が許容される状況や文化がありますか。

<有効回答数：6>

- ①ある 0
- ②どちらかといえばある 0
- ③どちらかといえばない 0
- ④ない 5
- ⑤分からない 1



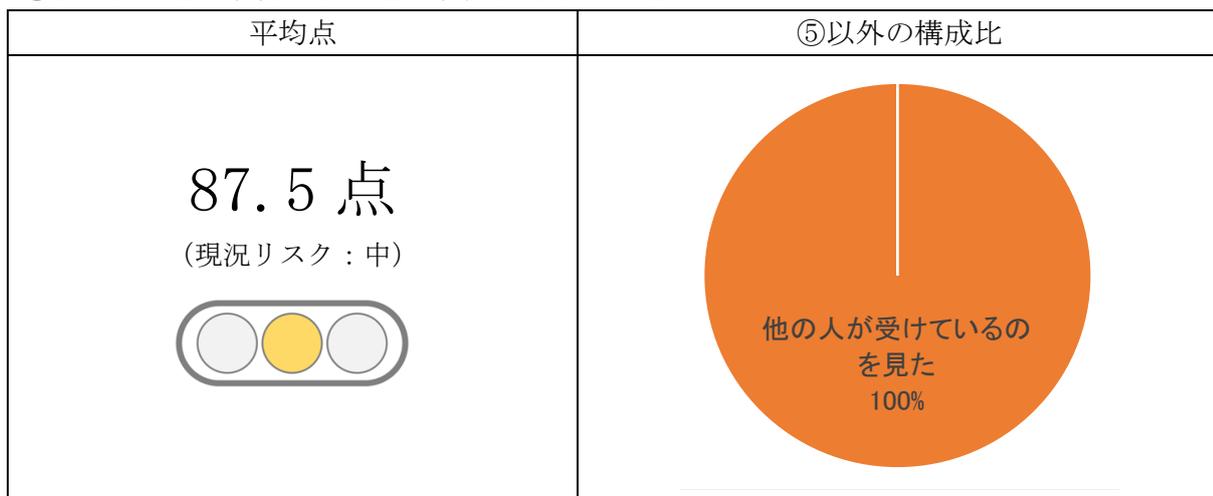
2) 指導者

Q1～Q5：暴力について

Q1 あなたは、直近3カ月以内で、あなたの所属する代表チームおよび関連する活動中に物理的な暴力行為や暴言を行ったり、受けたり、見聞きしたりしましたか。(複数回答可)

<有効回答数：>

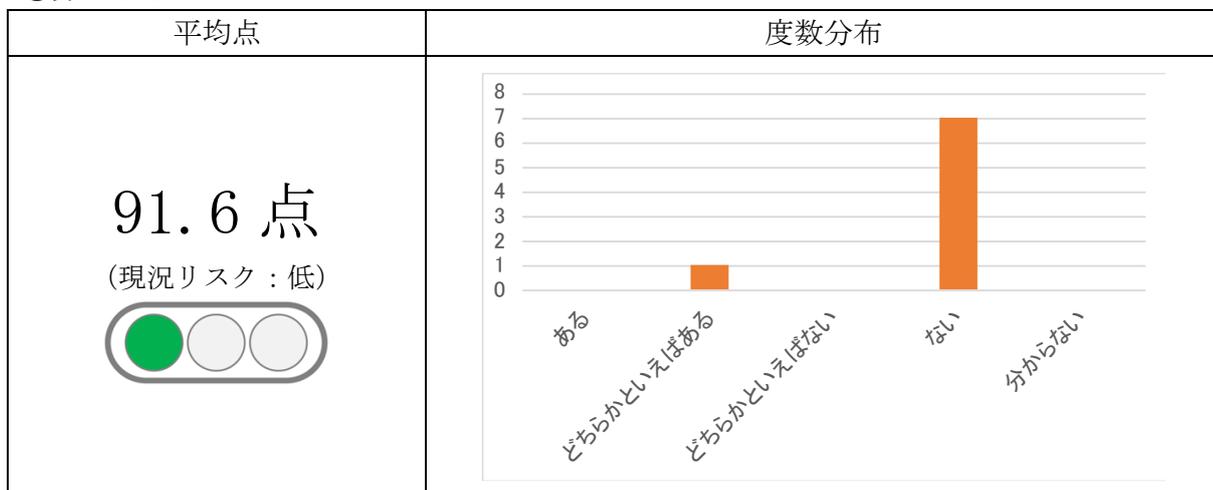
- ①自分が行った 0
- ②自分が受けた 0
- ③他の人が受けているのを見た 1
- ④他の人が受けていたと聞いた 0
- ⑤行ったことも、受けたことも、見聞きしたこともない 7



Q2 あなたの所属する代表チームには、暴力につながりそうな状況や雰囲気がありますか。

<有効回答数：8>

- ①ある 0
- ②どちらかといえばある 1
- ③どちらかといえばない 0
- ④ない 7
- ⑤分からない 0



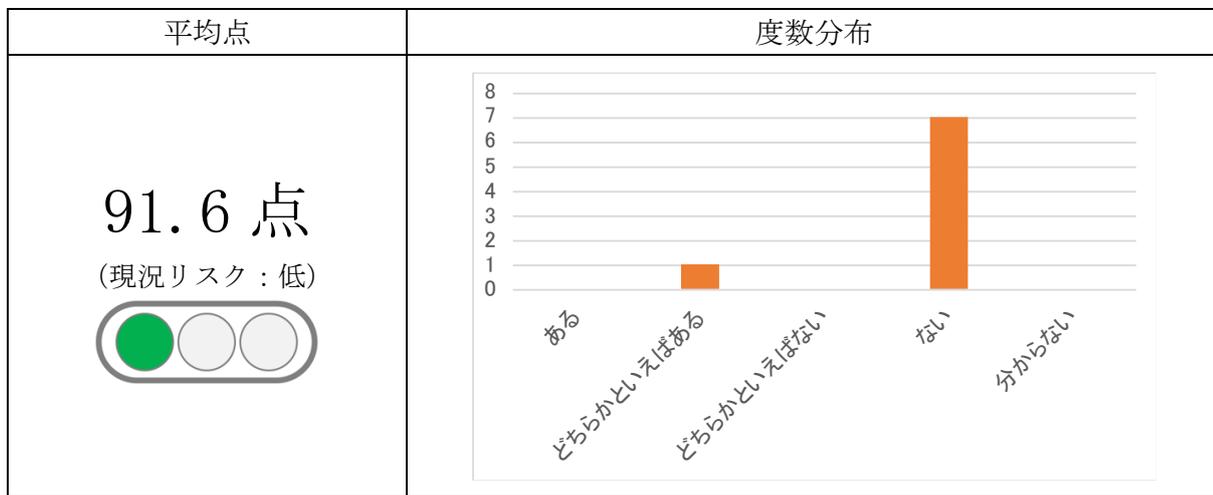
Q3 (Q2で①②のいずれかにチェックをした方)その状況や雰囲気はどの場面で多く見られますか。

- ①練習 (練習の合間、練習の前後、合宿・遠征中を含みます。) 1
- ②試合 (試合の合間、試合の前後、遠征中を含みます。)
- ③競技活動以外の場面

Q4 あなたの所属する代表チームには、時にはある程度の暴力(手をあげる、暴言をはく等)は競技力向上のためには致し方なしという考え方や雰囲気がありますか。

<有効回答数：8>

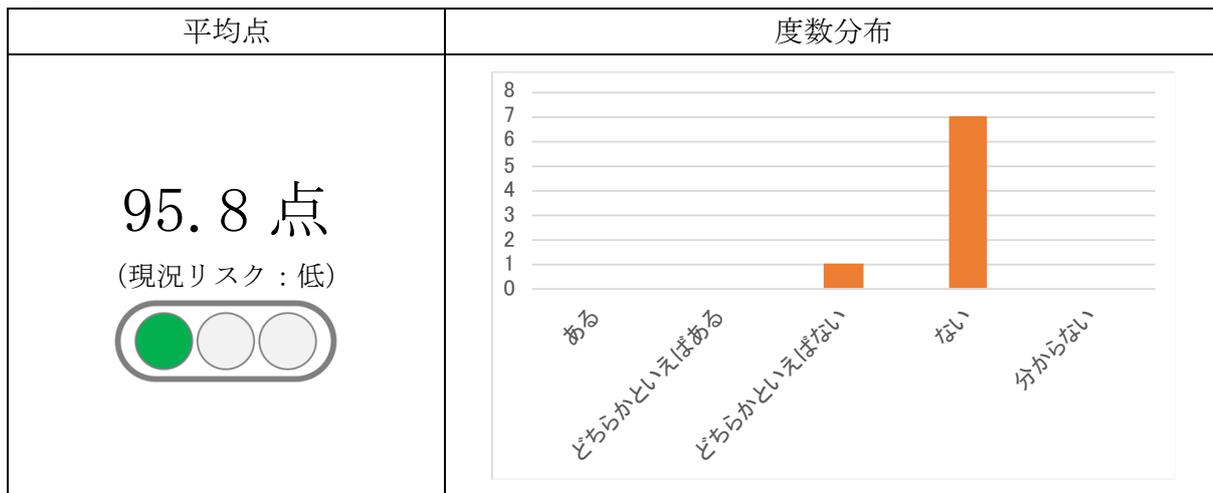
- ①ある 0
- ②どちらかといえばある 1
- ③どちらかといえばない 0
- ④ない 7
- ⑤分からない 0



Q5 あなたの所属する代表チームには競技者のパフォーマンスが伸びないことによるプレッシャーやイライラ感が暴力につながりそうな雰囲気がありますか。

<有効回答数：8>

- ①ある 0
- ②どちらかといえばある 0
- ③どちらかといえばない 1
- ④ない 7
- ⑤分からない 0

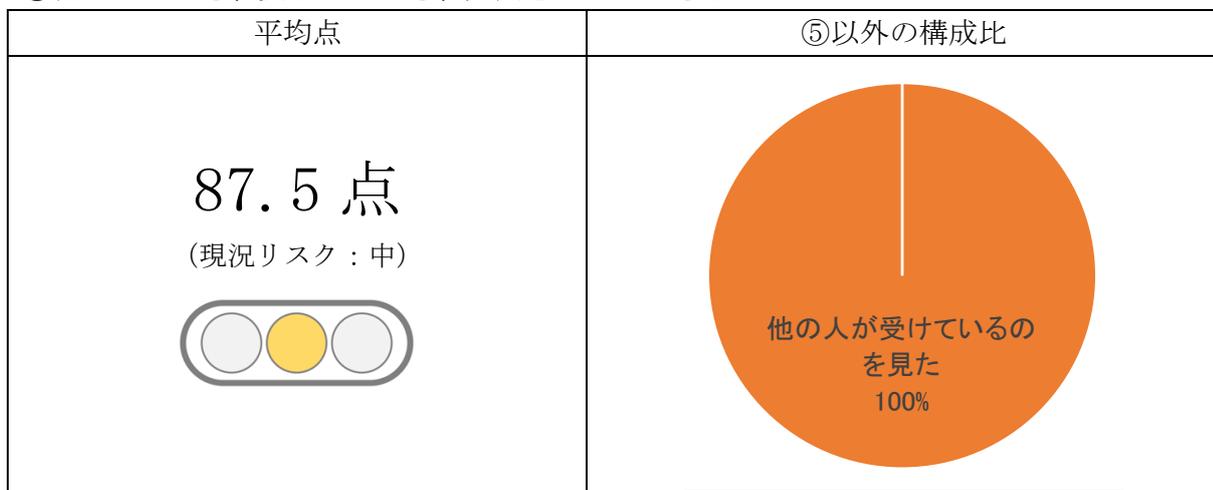


Q6～Q9：ハラスメント

Q6 あなたは、直近3カ月以内で、あなたが所属する代表チームおよび関連する活動中にハラスメントを行ったり、受たり、見聞きしたりしましたか。(複数回答可)

<有効回答数：6>

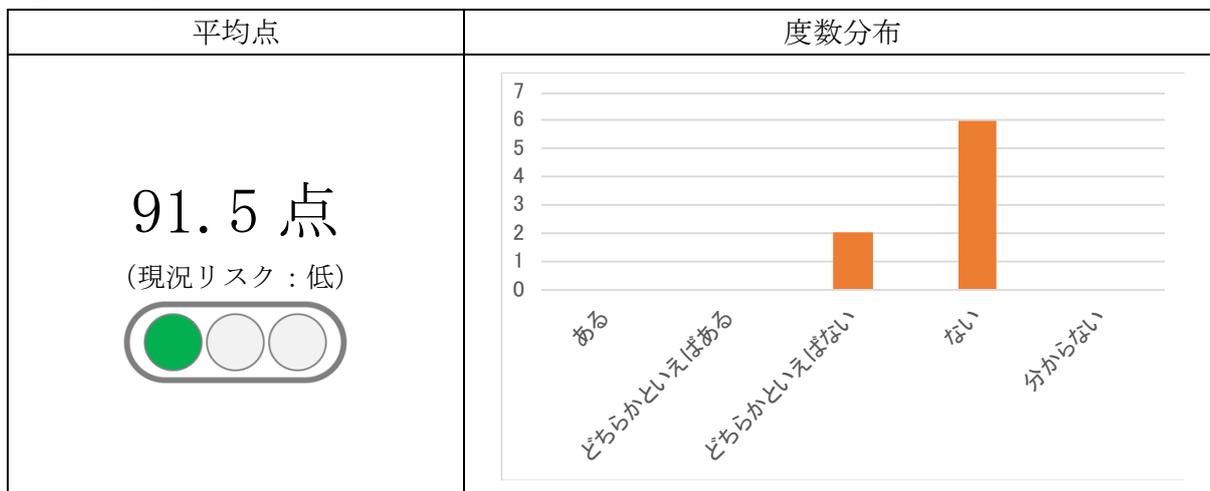
- ①自分が行った 0
- ②自分が受けた 0
- ③他の人が受けているのを見た 1
- ④他の人が受けていたと聞いた 0
- ⑤行ったことも、受けたことも、見聞きしたこともない 7



Q7 あなたの所属する代表チームにはハラスメントにつながりそうな状況や雰囲気がありますか。

<有効回答数：6>

- ①ある 0
- ②どちらかといえばある 0
- ③どちらかといえばない 2
- ④ない 6
- ⑤分からない 0



Q8 (Q7で①②のいずれかにチェックをした方)その状況や雰囲気はどの場面で多く見られますか。

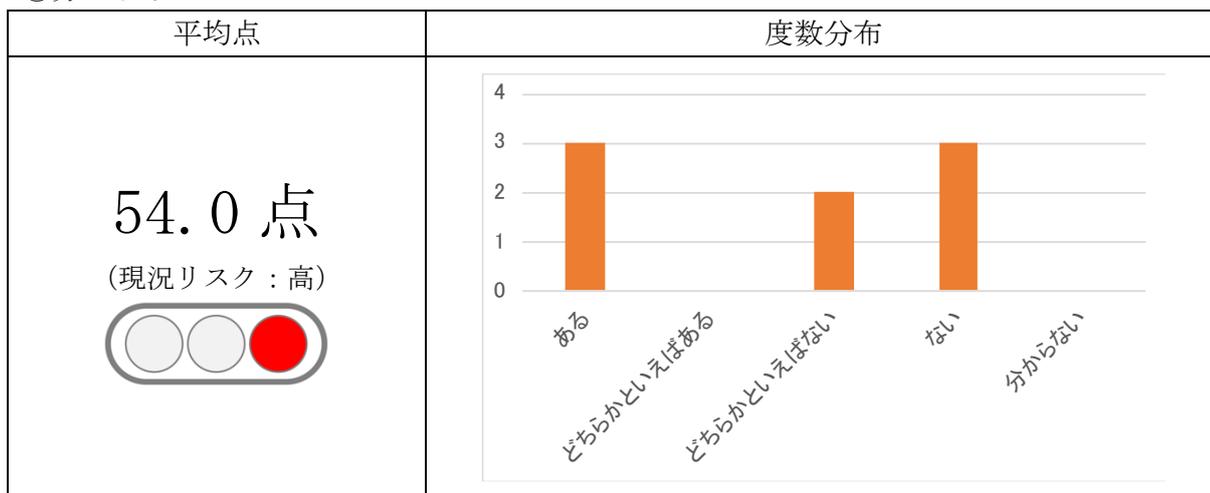
- ①練習 (練習の合間、練習の前後、合宿・遠征中を含みます。)
- ②試合 (試合の合間、試合の前後、遠征中を含みます。)
- ③競技活動以外の場面 (食事・飲み会などを含みます。)

<該当なし>

Q9 あなたが所属する代表チームには異性の競技者、指導者及び関係者が二人きりになるような状況がありますか。

<有効回答数：6>

- ①ある 3
- ②どちらかといえばある 0
- ③どちらかといえばない 2
- ④ない 3
- ⑤分からない 0

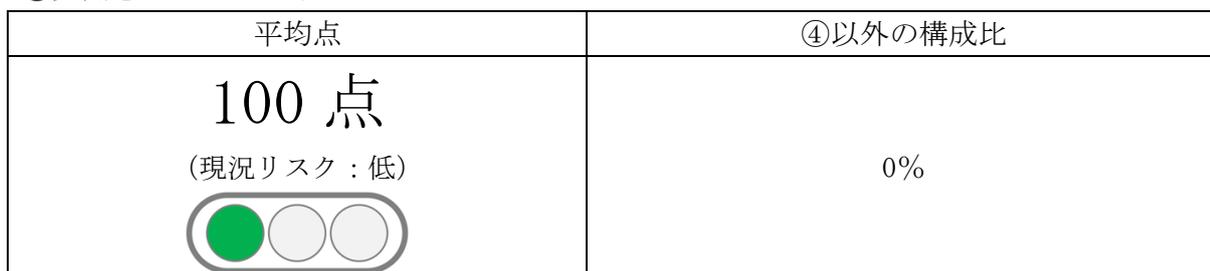


Q10～Q11：ドーピング

Q10 あなたは、直近3カ月以内に、あなたの所属する代表チーム内の人がアンチ・ドーピング規則違反行為をしているのを見聞きましたか。(複数回答可)

<有効回答数：8>

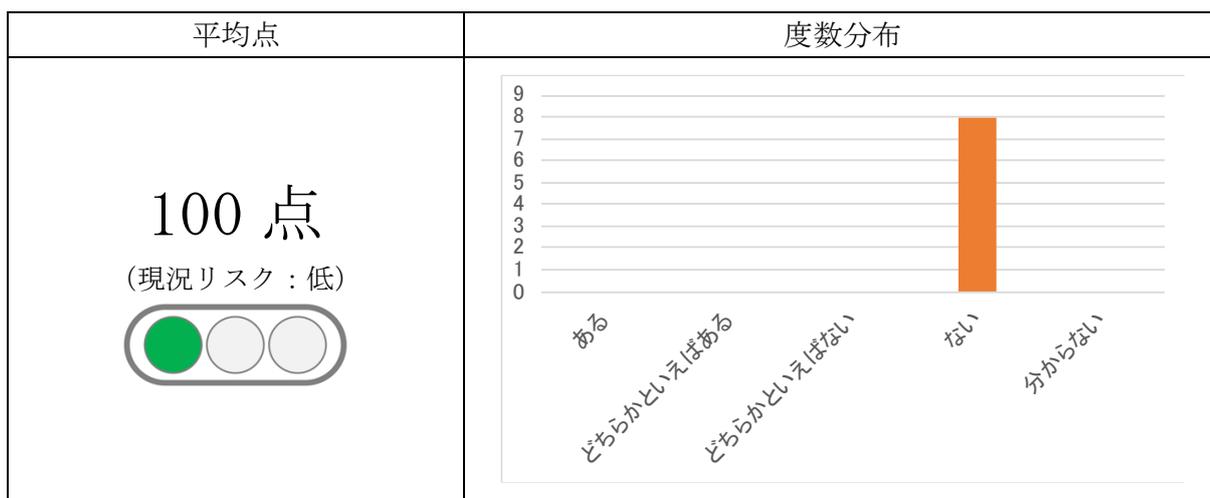
- ①直接目撃した 0
- ②本人から話を聞いた 0
- ③噂話を聞いた 0
- ④見聞きしたことはない 8



Q11 あなたの所属する代表チームでは、記録を伸ばしたり勝利することのためには、現行ルール上明確に禁止が明記されたり罰則が決められている以外の方法は、多少危険かなと思っても手段を選ばず使えば良いのだという雰囲気がありますか。

<有効回答数：8>

- ①ある 0
- ②どちらかといえばある 0
- ③どちらかといえばない 0
- ④ない 8
- ⑤分からない 0

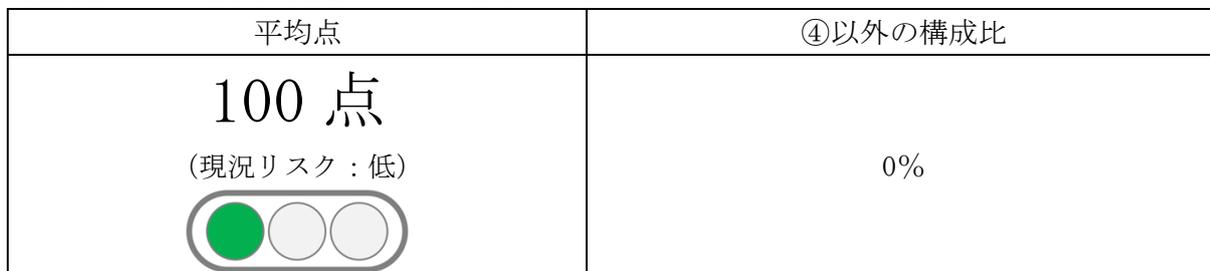


Q12～Q13：反社会的勢力との関係

Q12 直近3カ月以内で、反社会的勢力と疑われる組織や人物からあなたや他の競技者、監督・コーチ等に対して何らかの接触があったり、そのようなことを見聞きしたりしましたか。(複数回答可)

<有効回答数：8>

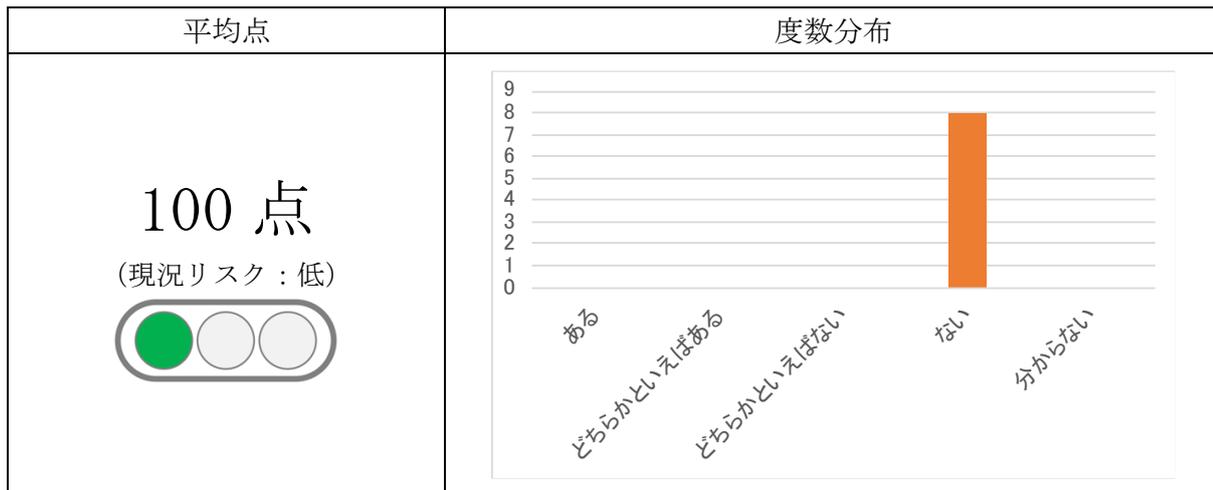
- ①自分が接触を受けた 0
- ②他の競技者が接触を受けたのを見聞きした 0
- ③監督・コーチ等が接触を受けたのを見聞きした 0
- ④受けたことも、見聞きしたこともない 8



Q13 あなたの所属する代表チームには社会的なルールやモラル等に反する行動が許容される状況や文化がありますか。

<有効回答数：8>

- ①ある 0
- ②どちらかといえばある 0
- ③どちらかといえばない 0
- ④ない 8
- ⑤分からない 0



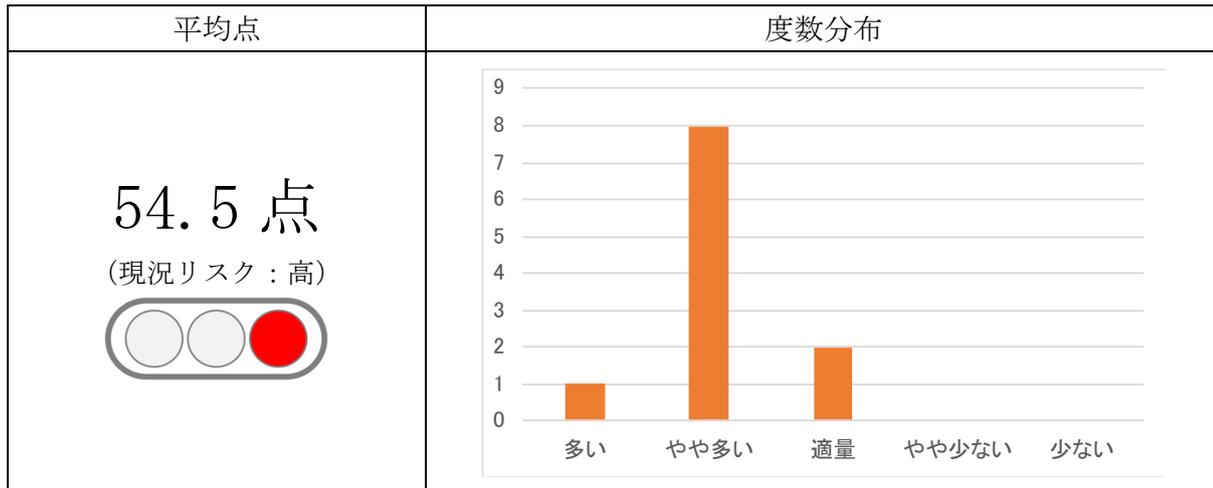
3) 事務局員

Q1～Q5：所属競技団体（NF）内での業務

Q1 あなたは、直近3カ月以内で、あなたに与えられている業務量についてどのように感じていますか。

<有効回答数：11>

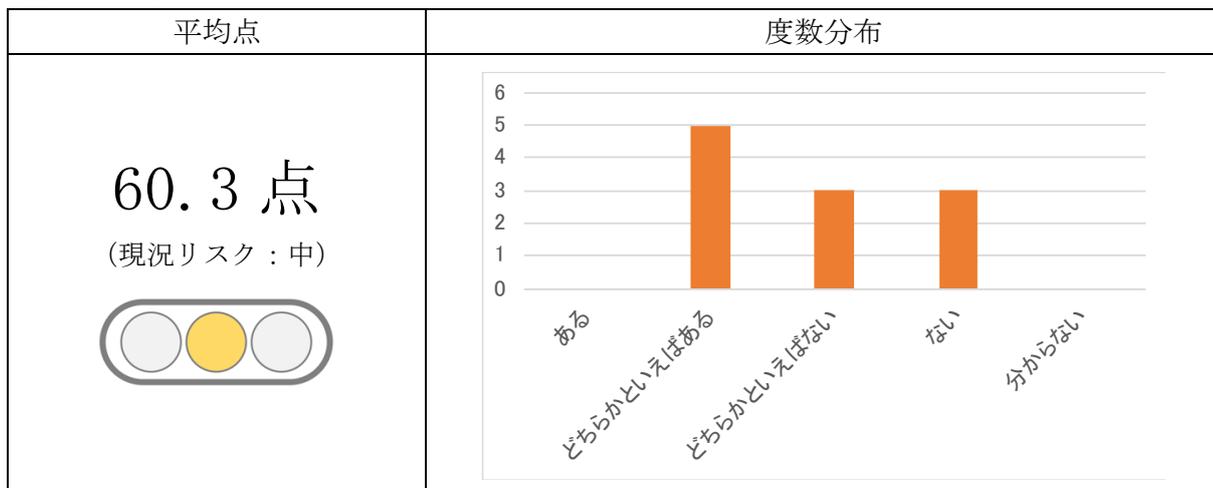
- ①多い 1
- ②やや多い 8
- ③適量 2
- ④やや少ない 0
- ⑤少ない 0



Q2 NF では規程等や行動規範よりも慣行が優先される場面が多いですか。

<有効回答数：11>

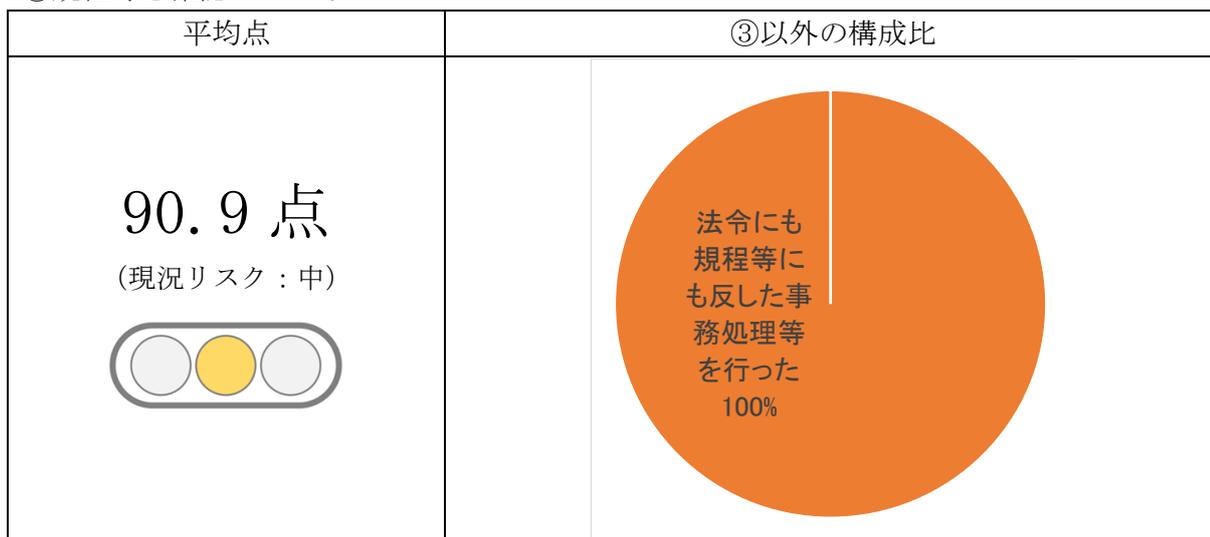
- ①多い 0
- ②どちらかといえば多い 5
- ③どちらかといえば少ない 3
- ④少な 3
- ⑤分からない 0



Q3 あなたは、直近3カ月以内で、理事や上司からの指示により法令に反していたり、文書で定められた事項(以下で「規程等」という。)に反した事務処理等を行いましたか。(複数回答可)

<有効回答数：11>

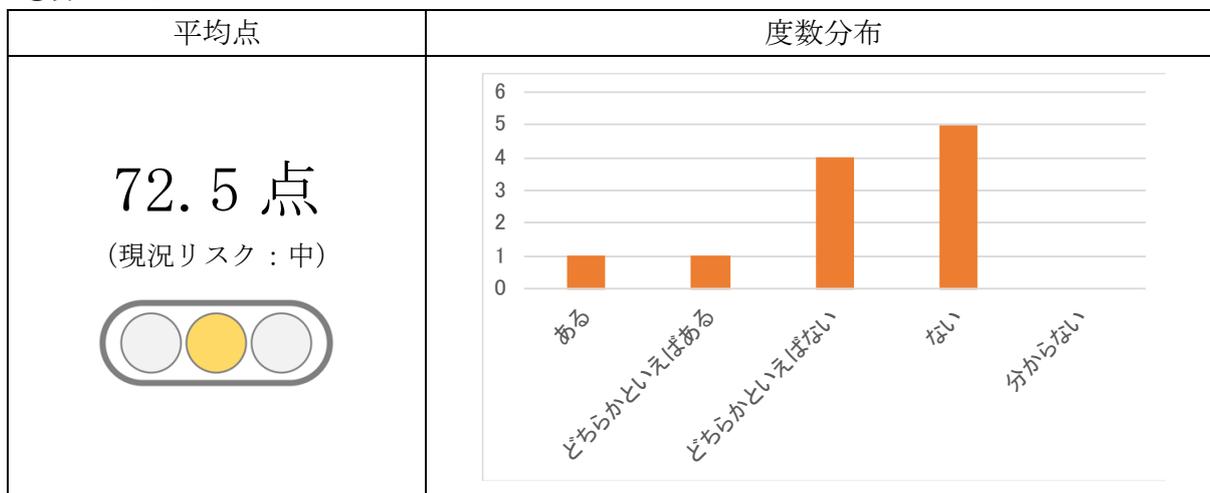
- ①法令にも規程等にも反した事務処理等を行った 1
- ②規程等のみ反した事務処理を行った 0
- ③法令にも規程等にも反した事務処理は行っていない 10
- ④規程等が定められていない 0
- ⑤規程等を確認していない 0



Q4 理事や上司、競技現場から、規程等に照らして無理な事務処理の要求が許容される状況や文化があると思いますか。

<有効回答数：11>

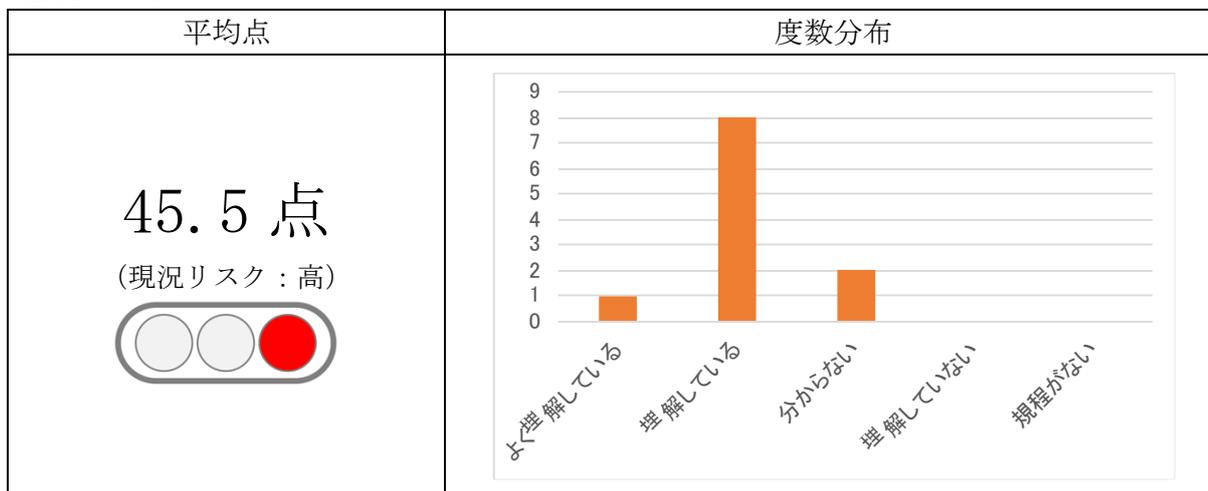
- ①ある 1
- ②どちらかといえばある 1
- ③どちらかといえばない 4
- ④ない 5
- ⑤分からない 0



Q5 あなたはNFのサービス規程や倫理規程を理解していますか。

<有効回答数：11>

- ①よく理解している 1
- ②理解している 8
- ③分からない 2
- ④理解していない 0
- ⑤規程がない 0

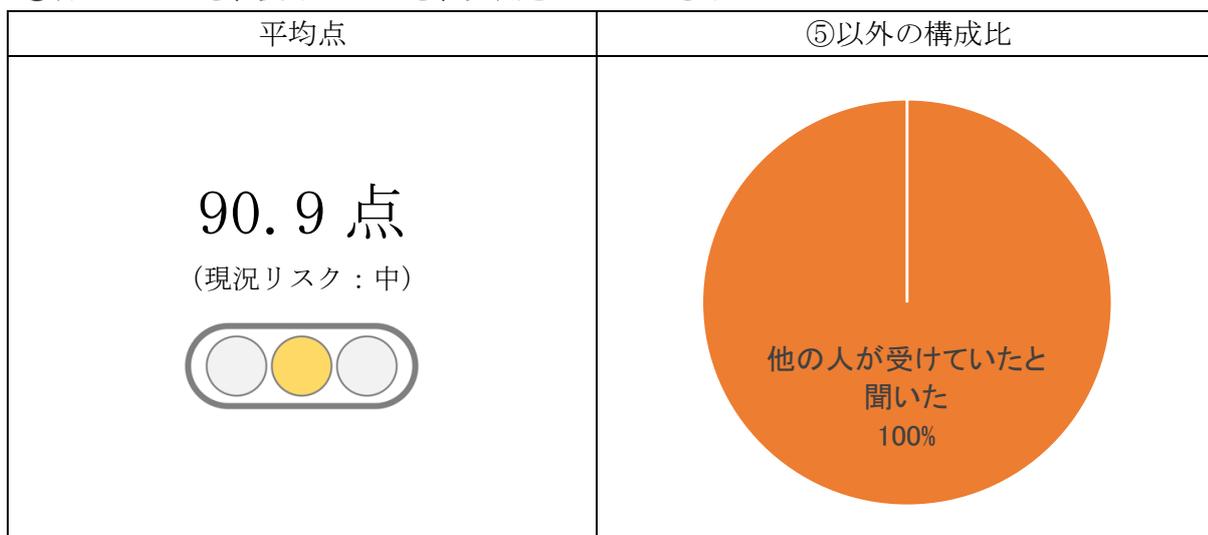


Q6～Q10：ハラスメント

Q6 あなたは、直近3カ月以内で、業務に関連してハラスメントを行ったり、受けたたり、見聞きしたりしましたか。(複数回答可)

<有効回答数：11>

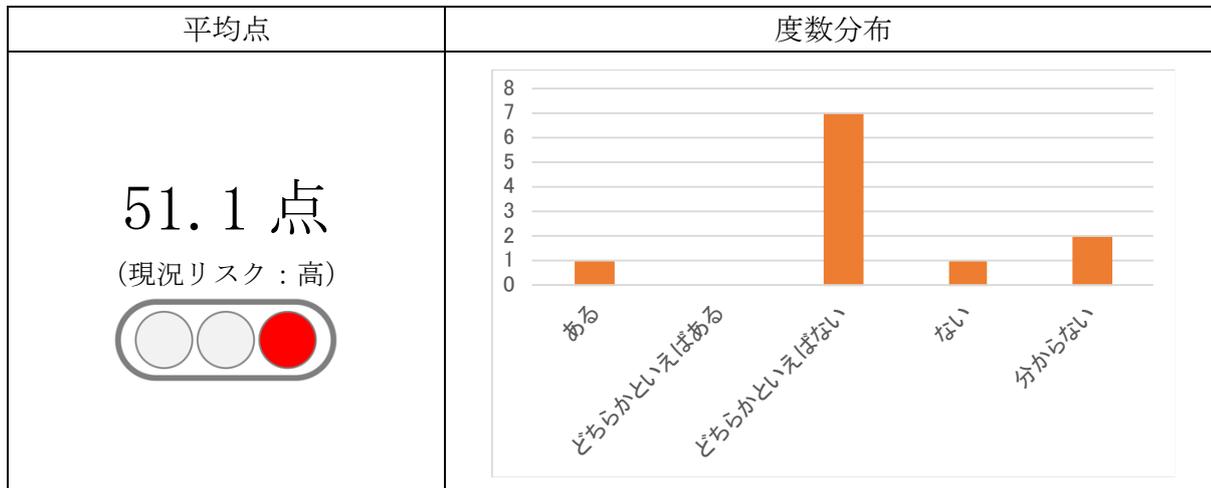
- ①自分が行った 0
- ②自分が受けた 0
- ③他の人が受けているのを見た 0
- ④他の人が受けていたと聞いた 1
- ⑤行ったことも、受けたことも、見聞きしたこともない 10



Q7 NFの競技現場には、ハラスメントや暴力につながりそうな状況や雰囲気がありますか。

<有効回答数：11>

- ①ある 1
- ②どちらかといえばある 0
- ③どちらかといえはない 7
- ④ない 1
- ⑤分からない 2



Q8 (Q7で①②のいずれかにチェックをした方)その状況や雰囲気はどの場面で多く見られますか。

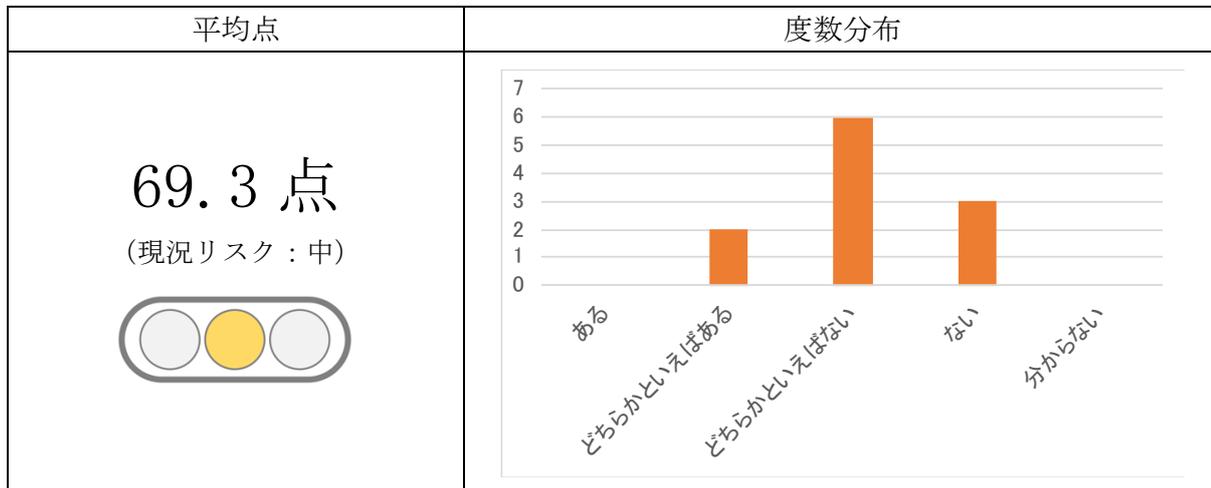
- ①練習 (練習の合間、練習の前後、合宿・遠征中を含みます。)
- ②試合 (試合の合間、試合の前後、遠征中を含みます。)
- ③競技活動以外の場面 (食事・飲み会などを含みます。)

1

Q9 NFの事務局内には、ハラスメントや暴力につながりそうな状況や雰囲気がありますか。

<有効回答数：11>

- ①ある 0
- ②どちらかといえばある 2
- ③どちらかといえはない 6
- ④ない 3
- ⑤分からない 0



Q10 (Q9で①②のいずれかにチェックをした方)その状況や雰囲気はどの場面で多く見られますか。

- ①職場勤務中 2
- ②競技現場等への外出中、出張中
- ③業務活動以外の場面 (食事・飲み会などを含みます。)

Q11：反社会的勢力との関係

Q11 直近3か月以内で、反社会的勢力と疑われる組織や人物からあなたやNF内の他の人に対して何らかの接触があったり、そのようなことを見聞きしたりしましたか。(複数回答可)

<有効回答数：11>

- ①自分が接触を受けた 0
- ②同僚が接触を受けたのを見聞きした 0
- ③上司が接触を受けたのを見聞きした 0
- ④理事が接触を受けたのを見聞きした 0
- ⑤指導者が接触を受けたのを見聞きした 0
- ⑥競技者が接触を受けたのを見聞きした 0
- ⑦受けたことも見聞きしたこともない 11

平均点	⑦以外の構成比
<p>100 点</p> <p>(現況リスク：低)</p> 	<p>0%</p>

**平成29年度スポーツ庁委託事業
スポーツ界のコンプライアンス強化事業における
コンプライアンスに関する現況評価の実施 報告書**

平成30年3月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

ハイパフォーマンスセンター スポーツ・インテグリティ・ユニット

〒115-0056

東京都北区西が丘3-15-1

電話番号：03-5963-0200 FAX:03-5963-0244